

目 次

○第1号（3月4日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 諸般の報告	3
村長提出議案の概要説明	3
日程第 4 一般質問	7
◇宮崎法文君	8
◇波多野佐和子君	19
◇清水健一君	34
◇須田仁美君	46
◇浅見 隆君	57
散 会	70

○第2号（3月5日）

議事日程 第2号	71
本日の会議に付した事件	72
出席議員	73
欠席議員	73
説明のため出席した者	73
事務局職員出席者	73
開 議	74
日程第 1 一般質問について	74
◇柳岡利精君	74
◇中島由美子君	87

日程第 2	報告第 1 号	専決処分の承認について（令和 7 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 1 号））	1 0 2
日程第 3	議案第 9 号	榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1 0 3
日程第 4	議案第 1 0 号	榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 0 6
日程第 5	議案第 1 1 号	榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 0 8
日程第 6	議案第 1 2 号	榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	1 0 9
日程第 7	議案第 1 3 号	榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について	1 1 1
日程第 8	議案第 1 4 号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 3
日程第 9	議案第 1 5 号	榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 4
日程第 1 0	議案第 1 6 号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 6
日程第 1 1	議案第 1 7 号	榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について	1 1 7
日程第 1 2	議案第 1 8 号	榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定について	1 2 1
日程第 1 3	議案第 1 9 号	第 7 次榛東村総合計画基本構想の策定について	1 2 3
日程の追加			1 3 3
追加日程	議案第 1 9 号の	連合審査を求める動議	1 3 3
日程第 1 4	議案第 2 0 号	榛東村都市計画マスタープランの策定について	1 3 3
日程第 1 5	議案第 2 1 号	村道の路線の廃止について	1 3 5
日程第 1 6	議案第 3 4 号	令和 7 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 2 号）	1 3 6
日程第 1 7	議案第 3 5 号	令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）	1 3 9
日程第 1 8	議案第 3 6 号	令和 7 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	1 4 0
日程第 1 9	議案第 3 7 号	令和 7 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 4	

	号)	……………	1 4 1
日程第 2 0	議案第 3 8 号	令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 (第 4 号)	…………… 1 4 2
日程第 2 1	議案第 3 9 号	令和 7 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第 3 号)	…………… 1 4 6
日程第 2 2	議案第 4 0 号	令和 7 年度榛東村上水道事業会計補正予算 (第 4 号)	…………… 1 4 7
日程第 2 3	議案第 4 1 号	令和 7 年度榛東村下水道事業会計補正予算 (第 5 号)	…………… 1 4 9
日程第 2 4	議案第 4 2 号	令和 8 年度榛東村一般会計予算	…………… 1 5 2
日程第 2 5	議案第 4 3 号	令和 8 年度榛東村国民健康保険特別会計予算	…………… 1 5 8
日程第 2 6	議案第 4 4 号	令和 8 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算	…………… 1 6 1
日程第 2 7	議案第 4 5 号	令和 8 年度榛東村介護保険特別会計予算	…………… 1 6 3
日程第 2 8	議案第 4 6 号	令和 8 年度榛東村学校給食事業特別会計予算	…………… 1 6 6
日程第 2 9	議案第 4 7 号	令和 8 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算	…………… 1 6 9
日程第 3 0	議案第 4 8 号	令和 8 年度榛東村上水道事業会計予算	…………… 1 7 0
日程第 3 1	議案第 4 9 号	令和 8 年度榛東村下水道事業会計予算	…………… 1 7 2
日程第 3 2	陳情について	……………	1 7 5
散 会	……………	……………	1 7 6

○第 3 号 (3 月 1 8 日)

議事日程 第 3 号	……………	1 7 7
本日の会議に付した事件	……………	1 7 9
出席議員	……………	1 8 0
欠席議員	……………	1 8 0
説明のため出席した者	……………	1 8 0
事務局職員出席者	……………	1 8 0
開 議	……………	1 8 1
日程第 1	議案第 2 2 号 榛東村農業委員会委員の任命について	…………… 1 8 1
日程第 2	議案第 2 3 号 榛東村農業委員会委員の任命について	…………… 1 8 1
日程第 3	議案第 2 4 号 榛東村農業委員会委員の任命について	…………… 1 8 1
日程第 4	議案第 2 5 号 榛東村農業委員会委員の任命について	…………… 1 8 1
日程第 5	議案第 2 6 号 榛東村農業委員会委員の任命について	…………… 1 8 1
日程第 6	議案第 2 7 号 榛東村農業委員会委員の任命について	…………… 1 8 1
日程第 7	議案第 2 8 号 榛東村農業委員会委員の任命について	…………… 1 8 1

日程第 8	議案第 29 号	榛東村農業委員会委員の任命について……………	181
日程第 9	議案第 30 号	榛東村農業委員会委員の任命について……………	181
日程第 10	議案第 31 号	榛東村農業委員会委員の任命について……………	181
日程第 11	議案第 32 号	榛東村農業委員会委員の任命について……………	181
日程第 12	議案第 33 号	榛東村農業委員会委員の任命について……………	181
日程第 13	委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告）……………		184
日程第 14	議案第 9 号	榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について……………	186
日程第 15	議案第 10 号	榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	187
日程第 16	議案第 11 号	榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関す る条例の一部を改正する条例の制定について……………	187
日程第 17	議案第 12 号	榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	188
日程第 18	議案第 13 号	榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定につ いて……………	188
日程第 19	議案第 14 号	榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	189
日程第 20	議案第 15 号	榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の 制定について……………	190
日程第 21	議案第 16 号	榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例 の一部を改正する条例の制定について……………	190
日程第 22	議案第 17 号	榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業 との調和に関する条例の制定について……………	191
日程第 23	議案第 18 号	榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃 止する条例の制定について……………	192
日程第 24	委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）……………		192
日程第 25	議案第 19 号	第 7 次榛東村総合計画基本構想の策定について……………	193
日程第 26	委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）……………		197
日程第 27	議案第 20 号	榛東村都市計画マスタープランの策定について……………	197
日程第 28	委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）……………		202
日程第 29	議案第 21 号	村道の路線の廃止について……………	203

日程第30	委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	203
日程第31	議案第34号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）	205
日程第32	議案第35号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	206
日程第33	議案第36号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	206
日程第34	議案第37号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）	207
日程第35	議案第38号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）	207
日程第36	議案第39号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）	208
日程第37	議案第40号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）	209
日程第38	議案第41号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）	209
日程第39	委員会議案審査報告（予算審査特別委員会委員長報告）	210
日程第40	議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算	212
日程の追加		215
追加日程1	追加日程第1 発委第3号 令和8年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出について	215
日程第41	委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	215
日程第42	議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算	218
日程第43	議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算	219
日程第44	議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算	220
日程第45	議案第46号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算	221
日程第46	議案第47号 令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算	221
日程第47	議案第48号 令和8年度榛東村上水道事業会計予算	222
日程第48	議案第49号 令和8年度榛東村下水道事業会計予算	222
日程第49	発委第1号 榛東村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	223
日程第50	発委第2号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について	224

日程第5 1	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について……………	2 2 5
日程第5 2	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	2 2 5
日程第5 3	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	2 2 5
日程第5 4	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	2 2 5
日程第5 5	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………	2 2 5
日程第5 6	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………	2 2 6
日程の追加	……………	2 2 7
追加日程2	追加日程第2 議案第5 0号 令和7年度榛東村一般会計補正予算 (第1 3号) ……………	2 2 7
閉 会	……………	2 3 0

令和 8 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

3 月 4 日 (水)

令和8年第1回榛東村議会定例会会議録第1号

令和8年3月4日（水曜日）

議事日程 第1号

令和8年3月4日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 諸般の報告
 - 日程第 4 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	新井佐智子君	2番	一倉靖子君
3番	柳岡利精君	4番	宮崎法文君
5番	浅見隆君	6番	須田仁美君
7番	三俣実君	8番	波多野佐和子君
9番	中島由美子君	10番	生方勇二君
11番	善養寺孝君	12番	清水健一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務企画課長	一倉学君	税務会計課長	早川弘行君
住民生活課長	富澤光彦君	健康保険課長	碓井由果君
産業振興課長	狩野宏記君	建設課長	山口誠一君
上下水道課長	岡部貴一君	教育長	須永光明君
学校教育課長	湯澤知佐子君	生涯学習課長	村上誠君

事務局職員出席者

事務局長	関口健一	書記	天田華子
------	------	----	------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年第1回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、10番生方勇二議員、12番清水健一議員を指名いたします。



◎日程第2 会期の決定

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、3月4日から3月18日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、3月4日から3月18日までの15日間と決定いたしました。



◎日程第3 諸般の報告

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、配付いたしました書面、諸般の報告のとおりでございます。

これをもって諸般の報告といたします。



◎村長提出議案の概要説明

○議長（善養寺 孝君） ここで、村長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。
南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただきまして、令和8年第1回榛東村議会定例会が開会されましたこ

とに、心から感謝を申し上げます。

議長から発言の許可をいただきましたので、挨拶及び提案理由の説明等を申し上げます。

さて、梅のつぼみも綻び始め、春の訪れを告げる季節となりました。

先月開幕いたしましたミラノ・コルティナ2026冬季五輪におきましては、日本選手団が連日すばらしい活躍を見せてくれました。特に今大会では、日本の冬季五輪史上過去最多となるメダルを獲得するという歴史的な改挙が達成されました。

雪や氷の上で限界に挑み、世界の強豪と堂々と渡り合う選手たちの姿は、私たちに深い感動を与えてくれました。選手たちが見せてくれた不屈の精神と、チーム一丸となって勝利を目指す姿勢は、村政を預かる者にとっても大いに学ぶべき姿勢であります。

初めに、令和7年度のこれまでを振り返りますと、「成長と効率化のバランス予算」をキャッチフレーズに掲げ、赤ちゃんから高齢者まですべての人にやさしい村づくりを目指して、新たな事業を積極的に展開してまいりました。

主要な事業を幾つかご紹介申し上げます。

50年に一度ともいわれる村の大型事業としてスタートしました防災中枢機能施設整備事業と、複数年の工期を要した南小学校長寿命化工事が完成いたしました。いずれも私が就任する前から計画が立てられ、多くの方々にご協力をいただき、進めてきた事業であります。

無事に事業が完成されましたのも、多くの関係者皆様のおかげであり、心から感謝を申し上げるところでございます。

高齢者から赤ちゃんまで誰もが利用しやすい施設として、昨年12月にオープンいたしましたしんとびあであります。今までの会議スペース等だけではなく、新設しましたしごと学習スペースやみんなのこども部屋、テラスにつながるフリースペース等、多くの村民にご利用をいただいております。また、村民だけでなく村外の方にも好評であり、その効果を実感しているところでございます。

学校給食センターでは、村内の米生産農家のご協力の下、榛東産のお米を使用した炊きたてのご飯も提供することができました。

老朽化対策としての南小学校長寿命化工事では、3か年にわたる工事を経て、子どもたちの学び舎を整備することができました。

そして、保護者の負担軽減のため、ゼロ歳から2歳児の保育料の所得制限を設けず、無償化を継続しました。

また、学童保育所の待機児童ゼロを実現するため、北部第三学童保育所を新たに開設し、子育て環境の充実を図りました。

幼稚園につきましては、北幼稚園と南幼稚園を統合し、しんとう幼稚園を新たに開設いたしました。幼児教育の充実を図るとともに、村内の児童生徒が使用する学習用端末の更新を行いました。

快適で住みよいむらづくりのために、特定防衛施設周辺整備調整交付金や国の補助金などを効果的

に活用し、生活道路等の改良舗装工事や、第3区コミュニティセンターの改修工事を実施いたしました。

また、ふるさと公園におむつ替えシートやベンチを設置し、誰もが楽しく利用できる公園として整備をしました。

また、自然と触れ合いを通じて、そのぬくもりやよさを感じてもらふ木育を推進するため、誕生祝い品贈呈事業をスタートしました。

定住促進、また、婚姻数の向上を目指し、縁結び応援イベント事業を実施いたしました。

子どもの権利が保障され、安心して楽しく学べる学校運営を目指し、スクールロイヤーを導入いたしました。

動物愛護といたしまして、犬・猫の適正飼育促進のため、避妊手術等の費用に対する助成制度を新たに開始いたしました。

そして、議案として提出しております第7次榛東村総合計画基本構想及び榛東村都市計画マスタープランの策定を進めてまいりました。

これらの事業を実施できたことは、皆様のご理解とご協力の賜物と深く感謝を申し上げます。

それでは、令和8年度当初予算の概要につきまして説明を申し上げます。

令和8年度の予算のキャッチフレーズは「検証と投資のバランス予算」であります。

令和8年度当初予算につきましては、「もっと暮らしやすい新たな榛東村へ」を基本として、村民の皆様の声にお応えできるよう、赤ちゃんから高齢者まですべての人にやさしい村づくりを目指し、限られた財源を有効に活用しながら、優先順位をつけて予算化したものでございます。

一般会計の予算総額は72億1,820万円で、前年度に比べ2億5,070万円、率にしておよそ3.4%減となっております。

継続してきた大型事業の完了に伴い、予算総額は減額となりましたが、少子化・高齢化による福祉サービス等の扶助費の増加に加え、全国的な物価高騰によるランニングコストや人件費の増加もあり、苦しい財政運営が見込まれます。

大型事業終了後の財政状況を検証するとともに、次の事業に向けた事前準備や財源確保に向けた作業を視野に予算編成を行いました。

特別会計5会計につきましては、前年度と比較すると、全体的に若干の増額の予算規模となっております。また、公営企業会計につきましても、前年度比較増額となっており、特に上水道事業会計については大幅な増額となっております。

令和8年度の予算編成の基本的な考え方を述べさせていただきますと、1、さらなる事務事業の見直し、2つ目として、業務の効率化等につながる新たな事業手法の検討、3つ目として、歳入財源の確保、4つ目として、民間委託等の推進、5つ目として、人件費の抑制、6つ目として、予算6原則の徹底、以上の6つの項目を基本的な考え方として予算を編成いたしました。

お配りしております令和8年度予算説明資料に、全会計の基金の状況を記載しておりますが、令和8年度末の財政調整基金残高見込額が17億9,373万3,000円となっております。令和7年度の当初予算ベースの財政調整基金残高見込額が16億2,931万9,000円と比較しますと、1億6,442万円の増となる財政調整基金残高を確保する内容となっております。これは、継続事業をはじめとする様々な事業に取り組む中にありまして、職員が一丸となって行財政改革に取り組み、有利な補助金や交付税算入のある起債事業等を活用した成果であると考えております。

次に、令和8年度に実施する主要事業につきまして、財政規律を維持しながらも、新たに更新される第7次榛東村総合計画の基本構想に掲げる6つの基本目標に沿ってご説明申し上げます。

村民ニーズに迅速に対応するため、最小の経費で最大の効果を上げる効率的な予算と考えております。

初めに、子ども・学びの分野では、こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへ一体的な相談支援を行う体制を整え、様々な支援機関との連携を強化していきます。

時間単位で保育園などを利用できる新たな仕組みとして、保護者の休息や子どもの集団生活を体験できる、こども誰でも通園制度を開始いたします。

保育料無償化と学校給食の無償化を継続するとともに、村内幼稚園・保育所等の給食費無償化へ向けた第一歩としまして、物価高騰分の給食費を助成いたします。

地域子育て支援事業の拡充としまして、保護者の病気などの事情がある場合に、一時的に子どもを預かるショートステイ及びトワイライト事業を開始いたします。

次に、健康長寿・暮らしの分野では、国民健康保険加入世帯の経済的負担を軽減するため、国民健康保険税の引下げを実施いたします。

日中移動手段等を持たない高齢者、そしてハイリスク妊産婦の方々を対象とした福祉タクシー利用料の助成及び聴力低下の高齢者を対象としました補聴器購入費の補助を継続いたします。

次に、地域生活・住むの分野では、しんとびあ周辺を交流拠点の中心として充実させるため、新井緑地公園にふわふわドームを新設するとともに、しんとびあのプレイルーム北側の屋外にインクルーシブ遊具を設置し、若年世帯が安心して集える場を整備いたします。

縁結び応援イベントを継続実施し、新たな出会いをサポートいたします。

安全安心な上水道を継続していくため、令和13年度までの6年間、計画的に上水道の管路を更新する事業を新たに開始いたします。

次に、働く・遊ぶの分野では、認定農業者の育成確保及び農業経営の改善を図るため、農業用機械等導入に係る補助額を改正し、認定農業者経営改善補助金を充実いたします。また、新規就農者へのトラクター等の農機具購入支援を実施し、地域農業の強化を図ります。

農業用水施設の改修としまして、安定的な水の供給体制を確保するため、新井揚水機場内の取水ポンプ等を更新いたします。

次に、環境・見守りの分野では、防災行政無線の聞きづらさを解消するため、更新計画の策定、基本設計に着手いたします。

環境負荷低減のため、スポーツアリーナ、保健相談センター、消防団詰所のLED化改修工事を推進いたします。

消防団の対応力強化のため、火災発生時の情報共有デジタル化を推進するため、消防団専用アプリを導入します。

最後に、未来投資・連携の分野では、榛東村DX推進計画に基づき、住民の利便性向上のため、住民票等のコンビニ交付サービスを開始します。

DX推進の一環として、ウェブによる口座振替申込手続の簡潔化を図り、住民の利便性向上に努めます。

村民参加と協働によるまちづくりのため、村づくりアンケート調査を継続して実施いたします。

クラウドファンディングを活用し、プロジェクトに共感いただいた方々のご支援により、中学生の楽器及び消防団員のラップの更新を計画しております。

以上、令和8年度予算の主要事項、重点事項の概要を申し上げました。

今回も、財政状況を見据えつつ重要性・緊急性を踏まえた、めり張りある予算を編成いたしました。

この令和8年度予算と、1月22日の令和8年榛東村議会第1回臨時会でご可決いただきました国の重点支援地方交付金を活用した物価高騰対策事業を一体的に執行することで、村民の暮らしを支援していきたいと考えております。

本定例会には、ただいまご説明申し上げました令和8年度当初予算8件を提出させていただきました。また、令和7年度の各会計予算における事業費の確定または確定見込みによる補正予算8件であります。このうち、一般会計の補正予算におかれましては、歳出で教育施設整備基金に1億円を計上し、北小学校の長寿命化工事の資金づくりに着手したいと考えております。

条例関係は10件で、うち改正案件が7件、新規制定が2件、廃止が1件であります。

そのほか、総合計画基本構想、都市計画マスタープラン、路線の廃止に関する議案3件、人事関係としまして農業委員会委員の任命に関する議案12件及び報告1件を提出させていただきます。

慎重審議の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

会期は本日から3月18日までと、ただいま決定されました。15日間どうぞよろしくお願い申し上げます。



◎日程第4 一般質問

○議長（善養寺 孝君） 日程第4、一般質問を行います。

今定例会には7名の議員から一般質問の通告がなされております。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順位は届出順といたします。

質問は、答弁を含めて、質問者1人につき50分以内の一問一答式により行います。

時間内に通告の内容を終了できるよう進めてください。

持ち時間の残り時間が1分になったときにベルを鳴らします。残り時間がなくなったときにもう一度ベルを鳴らしますので、その質問者の一般質問は終了となります。

質問順位1番宮崎法文議員の一般質問を許可いたします。

4番宮崎法文議員。

〔4番 宮崎法文君登壇〕

○4番（宮崎法文君） 議席4番の宮崎法文でございます。おはようございます。

さて、私も議員活動が1年弱になりますが、活動を通じて感じたことなどを織り交えながら、本日の質問に移らせていただきます。

まず1として、本日の質問事項の二元代表制とは。質問の要旨である二元代表制が執行の権限は具体的に説明を。2として、議会に与えられた権限、村民の皆様に分かりやすく私のほうから説明させていただきます。3として、広報しんとうで執行が村民の皆様が一番訴えたい事柄は何でしょうか。

大枠2として、スクールロイヤーの現状は、これ前回、前々回、一番初めかな、私が質問したことなんですけれども、相談のあった件数はどうでしたか。それから、具体的にどのような事案がありましたか。各相談にどのように対処しましたか。

それから、大枠3として、ハラスメントの調査、アンケートの結果は。これも私ちょっと前回説明したのかな、説明というか質問しましたよね。ハラスメント調査の進捗状況は、私が質問して以来、ハラスメントの案件は、相談はありましたか。ハラスメントに関しての委員会は持たれましたか。経緯をご説明いただければありがたいと思います。

では、二元代表制の執行の権限を具体的に説明をお願いします。

自席に戻らせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど宮崎議員のほうからご質問ございました、執行の権限を具体的に説明してくださいということでございます。答弁のほうをさせていただきます。

日本におけます地方自治制度におきましては、住民が直接選挙により、首長という執行機関の長と、その活動を審議・決定するための議員の両方を選出するものとなっております。これを二元代表制と呼び、地方自治体において、執行機関の長と議決機関の構成員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ制度となっております。こちらにつきましては、国政の議員内閣制とは異なる大きな特徴となっております。

この制度における最大の意義につきましては、首長と議会がそれぞれ独立した立場から住民を代表

いたしまして、お互い対等な立場に保つことにあると思います。

地方自治法には、二元代表制のことを法律上明記されていないことは、宮崎議員もご承知かと思えます。

ただ、その根拠といえますか、それに関わる部分といたしましては、日本国憲法第93条第1項、地方自治体には法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。第2項、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する。そして地方自治法第1条には、この法律は地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。第1条の2には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。この地方自治の本旨に基づく基本原則というのが二元代表制といわれているのではないかと認識をしております。

その上で、執行が持つ主な権限といたしましては、地方自治法第147条、普通地方公共団体の長は当該地方公共団体を統括しこれを代表する。同法第148条、普通公共団体の長は当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行するとあり、条例の執行や予算の執行を指揮監督することにあります。また、同法第149条、普通地方公共団体の長は、おおむね次に掲げる事務を担当することになっておりまして、1つ目といたしますと、普通地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につき、その議案を提出すること、2つ目といたしまして、予算を調整し及びこれを執行すること、3つ目といたしまして、地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金または手数料を徴収し及び過料を課すこと、4つ目といたしまして、決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること、5つ目といたしまして、会計を監督すること、6つ目といたしまして、財産を取得し、管理し、及び処分すること、7つ目といたしまして、公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること、8つ目といたしまして、証書及び公文書類を保管すること、9つ目といたしまして、前各号に定めるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務を執行することになっておりまして、つまり予算案を作成する予算編成権、条例の制定や改正を議会に提案する議案提出権、議会で決まった予算や条例に基づき、実際の事務を執行する執行権、職員を任命する人事権、議会の議決に納得がいけない場合に再度審議を求めることができる拒否権、再議権など多岐にわたっております。

これらにつきましては、住民福祉の向上と村の発展を迅速かつ的確に実現するために、法により付与された重責であると認識するものでございます。

しかしながら、これらの権限につきましては、独断で振るものではございません。予算や重要な条例の制定には、住民の代表であります議会の皆様の十分にご審議とご可決が不可欠となっております。

すなわち、執行機関の長の権限行使は、常に議会の皆様によるチェックと建設的な議論のプロセス

を経て初めて正当化するものであると考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） ありがとうございます。適正でなおかつ細かい説明をいただきまして、ありがとうございます。

次の質問に移らせていただくんですが、これも執行権の一部で具体的な質問をさせていただきますが、今、総務企画課長のほうから地方税の賦課徴収についての話もあったんですが、特に私、これを読んだときに、この固定資産税の決定額というのは非常に難しいかなというふうに感じましたので、この決定について、誤認だとか不適切なことがあった場合の対処は、具体的な誤認の例が以前にありました。また、この質問は先ほども話したとおり、二元代表制の執行権の一部であるから質問させていただきたいと、こういうことでよろしいでしょうか。ちょっとまた、そこをちょっと説明していただけますか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前9時59分休憩

午前10時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） じゃ、続きまして、先ほど総務企画課長のほうから執行の権限についてはお聞かせいただきました。それについて、じゃ、議会に与えた権限を、これは執行のほうの事務じゃありませんので、私のほうで幾つか紹介をさせていただきたいと思います。

まず、議会に与えられた権限ですが……。

○議長（善養寺 孝君） 宮崎さん、質問してください。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 最後に流れができますから。

こういう例えば議決権、調査権、自律権、その他数の項目、権限がありますということで、その他の権限の中にも、監査の請求権とか承認権とか、いろいろ十二、三項目あると思うんですね。それを私確認しまして、先ほど総務企画課長のほうから話がありました、執行権を、要するに行使するのも、この議決権を通さなければというような話があったと思いますが、議会の議決権を行使、また、議案に対して議会が賛成多数であれば、執行は執行権を行使するものと私は認識していますが、それが先ほど総務企画課長が言った福祉生活向上のための結論であるというふうな、結論に至りました。

まずここで強調したいのは、議会は執行権がなされて、議決権が対応することになるから、あらゆる議案に議員一人一人が責任重大であるとよくよく議論した上で、村民目線で議決権を行使したいなと思っています。

そういうことで、この今の私の、この議会に与えられた権限を説明いろいろしましたが、この辺の認識はこれでよろしいですか。どうでしょう。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時2分休憩

午前10時5分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど宮崎議員の質問になりますが、こちら執行側といたしますと、地方自治法等に法律で明記されている、そういったところの条文等であると認識をしております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） じゃ、次の質問というよりも、今の回答でよろしいということでもいいんですね。

では、次に、ちょっとこれは前回、議会だよりの発行についてちょっと一言、議会として反省の弁も含めて、ちょっと話をしてみたいと思うんですけども、議会だよりは自立した編集権が広報委員長を中心に委員に付託された、また委員の合意性によって運営されると認識していますが、執行としての意見というか、今後発行に参考するために聞かせていただければありがたいなという質問はどうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時6分休憩

午前10時7分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 元に戻します。

村発行の広報しんとう、執行、要するに村長が一番村民の皆さんに訴えたいことは何でしょうかという質問でどうですか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど宮崎議員、広報しんとうで村長の皆さんに訴えたい一番の事項というところでございます。

広報しんとうに掲載されている情報につきましては、全ての村民の皆さんに関係することでございますので、村民の皆さんにぜひお知らせしたい行政の内容でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） これは村民の方の意見をここでちょっと聞いていただければありがたいと思うんですが、一部の記事では、特に村長室からこんにちはという項目があつて、これについてはちょっとPR的な感覚があるんじゃないんですかという質問を受けたんですけれども、答えとして、私は村民の福祉向上、生活第一が基本でありますから、いかがでしょうかというような答えをしたんですけれども、これも今後の発行の参考、この今後の広報しんとうの発行に参考にさせていただければありがたいんですが、このような見解というか、答えとか、質問かな、どうでしょうかね。

○議長（善養寺 孝君） 質問ですね。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 質問。何でこの村長室からこんにちはというのを、村長はこれを何回か掲載していますよね。これについては、どういう趣旨で、どういう思いでという、これも一番村民が聞きたいと思っていることなので、質問したいと思いました。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ありがとうございます。そして、村長室からこんにちはをきつと読んでいただいている方からのご意見、お声だということなので、読んでいただいているということが、まずすごくありがたいなと思っているところであります。

この掲載を始めましたのも、ほかの普通地方公共団体の長、首長の方々といろいろお話になり、お会いする機会があつたり、また、研修等で訪問した先の方と話をしたり、もちろん、そうしますと、そこでの町の広報だったり村の広報だったり頂いている中で、こういうコラムのコーナーをやっている首長さんがいまして、すごくこういう取組もあるんだなということを学んで、ほかにもいろいろ調べたところ、実際やっていたり、ホームページ上に載せている方もいますし、公式で市長の動静じゃないですけれども、SNSの発信をしている首長もいたりして、その辺いろいろ、ほかの市町村の取組をやはり参考に、いつも村長、村長室いないねと、行ってもいないねといつも言われていて、なかなか何をしているかというのが、村長としての公務が見えない部分があるんだなということを感じてい

たので、その中で、そういう他を参考にした上で、今回始めさせていただいたところであります。

宮崎議員が、このコラムというか、こんにちはこのコーナーの、どこの、いつのどの文章が先ほどおっしゃった内容に当たるのかというのは、ちょっと具体的に話していただかないと、ちょっとお答えできないんですが、どこの部分をご指摘されているのか教えていただけないと、この先が答弁できないんですが。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） まず1つは、2つあるんですけども、1つは公共事業に対する村長の基本姿勢というのが載っていたコラムがありましたよね。これは、私とすれば載ってほしくなかったなというのが、そういう中にあったので、その話をまずさせてもらうのと、それから、今回の村長のコラムは、私はよかったと思うんですよ。なぜかという、特別支援交付金がこの前臨時議会であって、こういうふうな2億何千万の配布というか給付をしますよという話に、いろいろ項目あって、それはそれでよくて、そのときに質疑として、ある女性議員が水道料の免責、要するに基本料をまけるという話をしたときに、いや、1か月はちょっと少ないんで、3か月ぐらいしてもいいんじゃないんですかという話をしましたよね。そうしたら、上下水道課長は、それについては次に今度は券が出るんで、買物券が出るんで、そこまでのつなぎでやりましたという一つの結論を得ましたよね。

それから、次に今度はある女性議員が、その券はプレミアムのほうがいいんじゃないんですかと言ったときに、総務企画課長は、いや、それは原資のない方もいるんで、今の1人1万円で給付させていただきますという答えが出ましたよね。

そういう質疑をきちっとするというのが、ある面で議会と、要するに執行とのつながりが、非常にうまくいったような形があるので、今回の我々が議決をして、それで村長が執行したことについては、うまくバランスが取れているなど私は思ったんです、今回の広報しんとうの村長のコラムは。

そういう意味では、そういうふうに、要するに村民目線でコラムを書いただければ非常にありがたいかと、そういう、今、村長からの質問に答えるとすればその2点ですかね。よろしくお願ひします。

○議長（善養寺 孝君） 宮崎議員、質問で。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 質問で、そういう質問、村長が。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ご意見として、ありがたく受け止めたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） いろいろ今質問したり、何かいろいろな話をさせていただきましたけれども、次は、2番目の、先ほど言った議会だよりの云々という話は、これはちょっとまた違う機会で作らせていただくとして、2のスクールロイヤーの現状について質問をさせていただきます。

一番初めの私の質問の中に、今村長の説明の中にもありましたけれども、スクールロイヤーから1年、1年はたっていないけれども、経過しました。

相談のあった件数、それから、具体的にどのような相談がありましたか。それから、各相談にどのように対処しましたか。個人情報保護に配慮してお答えいただければありがたいと思うんですけども、また、その結論によっては、今後のスクールロイヤーの活用を継続して実施するかしないか、これを質問とさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） ご質問ありがとうございます。また、スクールロイヤー事業に非常にご理解を示していただいてありがたいなというふうに受け止めております。

まず、件数ということでございますけれども、令和7年5月から令和8年2月末日までの件数でお答えをいたします。

まず、学校と弁護士がつながって相談をしている件数が6件ございます。解決したものもありますし、現在継続中のものもございます。これは教育委員会を介して、学校からの相談を弁護士につないだ件数ですので、1つの案件に関わって、学校と弁護士が直接何度もメールや電話でやり取りをしたり確認をしたりしながら、各学校がそれぞれの案件に対応しているというふうにご理解いただければと思います。

また、相談ばかりではありません。スクールロイヤーの事業については様々なものがございますが、その一つに弁護士が講師となって教職員の研修を行いました。その回数が2回ございます。

また、同じく弁護士が講師となって、子ども向けにいじめ予防等の授業を行った回数が7回ございます。

教師のハラスメント、それから児童生徒間のいじめを防ぐ目的での研修や授業は、法の専門家による実際の事例に基づいたケーススタディーができるということで、大変、先生からも子どもからも現場からは大変好評をいただいております。

また、弁護士への学校からの相談につきましても、教育委員会が介在するのは本当に案件の当初だけで、その後は随時、学校と弁護士が直接かつ適時に相談しながらケースに対応できますので、トラブルの初動対応の遅れや不手際が防げていると承知しております。

具体的な案件ということでございますが、引き続きのご答弁になりますけれども、個別の相談の内容をここで答弁するのは、先ほど議員もおっしゃったとおり個人情報の件がございますので、差し控えさせていただきますが、例えばということで、いじめやSNS上の不適切なやり取りなど、児童生

徒間のトラブルに関わって弁護士に相談をしたり、助言を求めたりということがございました。

また、様々なことが起こりますけれども、教師や学校の対応の在り方が適切かどうかということについても、弁護士のご助言をいただくことがございました。

また、教師が児童生徒に対応する場面で配慮すべきことや、発達段階に応じた情報モラルの指導の在り方などについて、法の専門家の立場からご助言をいただけるような研修を行っております。ケーススタディーで具体的な場面を想定しての研修をしていただいて、現場ですぐに生かすことができたこと、そんな感想を頂戴しております。

また、児童生徒向けの講義もしているということをお話ししましたが、児童生徒にとって身近な事例を挙げてくださいますと、軽はずみな行為であっても、法的に解釈をすると、それが犯罪行為につながる可能性もあるよというような、児童生徒にとって分かりやすく、かつ切実感が持てるような出前授業をしていただいております。

学校外の専門家のお力を借りまして、効果的な学びを行うことができるという意味においては、大変意義のある事業であるというふうに捉えております。

今後も、子どもの最善の利益の実現を目指し、全ての子どもが安心して学べる環境を整えられるよう、スクールロイヤーを有効に活用して本事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

次年度予算にも計上をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） すばらしい答弁ありがとうございました。

続きましては、最後、ハラスメントの調査についてを伺いたいと思いますが、前回、私がやはりこれ質問していると思うんですが、ハラスメントの調査の進捗状況は、まず1点。

2点が、私が一般質問して以来……。

○議長（善養寺 孝君） 一問一答。

○4番（宮崎法文君） 1点目で、じゃ、お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど宮崎議員のほうからご質問ございました、ハラスメント調査の進捗状況でございますが、令和7年第4回榛東村議会定例会におけます宮崎議員ご本人の一般質問におきまして、速報値について答弁をさせていただいております。

現在、全ての設問についてのアンケート結果を職員にフィードバックできるように取りまとめ作成し、報告するところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 次の質問に移らせていただきます。

先ほど、総務企画課長からも話がありましたけれども、私が一般質問して以来、ハラスメントの案件、相談はありましたかと、あったとしたらどのような案件でしたかという質問でございます。よろしく申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほども答弁させていただきました、こちらのアンケートにつきましては、匿名による回答で実施したものでございまして、個別の案件について把握、解決することを目的に実施したものではありません。そういった中で、ハラスメントの個別の事案、また相談の事実の有無を含めまして、こちらについてはお答えすることができません。

なお、職員からハラスメントに関する相談があった場合につきましては、事実確認の調査を行う等、榛東村職員のハラスメントの防止に関する規程に基づき、対処したいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） じゃ、3番目の質問に移りますが、今も、個人情報なんで、ここで今話はできないということになっているんですけども、前回の一般質問からの流れの中で、今現在、委員会が持たれるとか、弁護士を交えて話をするとか、そういう経緯、結果はあったでしょうか。もしあったとすれば、どういうメンバーで行ったのかが質問です。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほども申し上げさせていただいております。こちらにつきましては、ハラスメントに関する個別の事案ということでございますので、相談、事実の有無につきましてはお答えすることができません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） 大体答えが分かったような、質問に対する答えが何となく分かったような、分からないような結論になったと思いますが、これは質問ではなく、一番初めに、1年間、1年弱私が議員をやらせてもらって、このことが一番大事になってくるんじゃないかなということで、ちょっと話だけさせていただいて、本日の一般質問を終わらせたいと思いますが、本日の私の一般質問の結

論としては。

○議長（善養寺 孝君） 宮崎、質問で。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） だから、今そう言いますから、最後までちょっと。

何が大事か、与えられた権限を地方自治法に照らして正しく行使し、バランスの取れた村政を望みたいと思います。

チェック&バランスということで、こういう考え方で、副村長、村長、これでよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ありがとうございます。

本日、宮崎議員、二元代表制ということで最初にお話しただいて、その後また個別に質問をいただきました。

二元代表制のこの関係につきましては、昨年の3月の定例会のときの早坂議員も質問をしてくださっておりまして、そのときには村長にということで回答を求められたので、回答させていただいたんですけども、私も16年議員をさせていただいた経験がありまして、その中で議員として感じたこと、例えば、事前に議会にこれ説明なかったとか、そういういろいろ思ってきたことがあって、それに関しては、例えばですけども、就任してすぐに、防災中枢機能施設の入札ということで、入札発注する事務をもう進めているということでお話を聞いたときに、その入札の前に、そもそもこの防災中枢機能施設の全体像を住民にきちんと説明がなされていなかった、議会にも全体には説明という部分がされていなかったと私も感じておりまして、ただ、文教の委員会のほうで資料請求とか、委員会で少し調査はしたんですけども、やはり全体に説明がされていなかったと、このまま、説明がなされないまま入札というのはいかがなものかということで、まず議会のほうに全員協議会等をお願いして説明をさせていただきました。そして、その後広報臨時号を発行させていただいて、それで概要について住民のほうにお知らせをさせていただいて、経緯等もその中にも書かせていただいた次第であります。

そういったことが、やはり自分の中で思っている部分は、その都度村長になってからは対応をさせていただいておりますし、どこまで、かといって毎日全ての事務を報告するというのはまた違いますので、その必要な部分に関しては、全員協議会等で対応させていただいているところであります。ま

たこれも議長等に相談しながら、させていただいているところであります。

早坂議員からも、いろいろ活発な議論をしていくのがということで、ご意見いただいた中で、すごい大先輩の議員の方なので、すごいありがたいなと思ったんですけども、私も先ほど言った地方自治法とか、法令の中で決められた権限といいますか、そういった中で、いろいろなまた議会のルールだったり、そういったものもありますので、その中で議論ができればいいということで、当時もお答えさせていただいたんですけども、早坂議員からも、この間2年の村長を見ていて、二元代表制ののっとり行政運営をしているだろうというふうに思いますというご意見をいただきました。

やはり、議会と執行が活発な議論をして、両方、村民のため、村のためということのを土台にして活発な議論をして、方向を導き出すというのが本来の姿だと早坂議員もおっしゃってくださって、本当に努力していると思うと、時にはやはり、議会を叱咤激励するようなことがあってもいいと思うと、そういうような話も議会でいただいている、活性化に向けてのご意見をいただいたところであり、私もそのときにお話しした二元代表制についての考えが基にありますので、ぜひそこも会議録等、後で確認していただければと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） そのとおりだと思います。

今、村長のほうから話があった、議会に対しても叱咤激励するという文言がありましたけれども、これは具体的に言えといってもちょっと難しいでしょうけれども、どういう意味合いで今話されたのか、ちょっと聞きたいなと思うんですけども、よろしくお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） それは早坂議員がおっしゃってくださった、早坂議員が「村長、時には議会のほうにも叱咤激励もして、そういうのもいいんじゃないか」と提案いただいたということで、別に今具体的に何かをしているわけではありませんけれども、長く議員をさせていただいて、そちら側に16年座っていましたので、こういう場所じゃなくても、何か過去の議会はこのときどうしたんだとか、こういうことがどう対応したのかとか、そういう話、個人的にいただければ、それに対しては、私が知り得る限りのお話はさせていただければと思っているところであります。

○議長（善養寺 孝君） 4番。

〔4番 宮崎法文君発言〕

○4番（宮崎法文君） ありがとうございます。

いろいろ私も質問をさせていただきましたが、また次回に譲る分もあると思いますが、今回4番宮崎法文の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位1番、宮崎法文議員の一般質問を終了といたします。
暫時休憩といたします。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。
質問順位2番、波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。
8番波多野佐和子議員。

〔8番 波多野佐和子君登壇〕

○8番（波多野佐和子君） 皆様こんにちは。議席番号8番波多野佐和子でございます。
傍聴においでの皆様、お忙しい中、本当にいつもありがとうございます。
早速、質問に入りたいと思います。
上水道管布設替えについて。
令和8年度から、国の補助金等を使い、布設替え工事が始まると聞いております。
老朽化した水道管の破裂事故等で、自治体の布設替え事業は全国的でも課題になっております。
地方に行けば行くほど後れているといわれているこの事業に対し、今回の国からの補助は南村長をはじめ執行部の皆様のご尽力と、改めて感謝申し上げます。
そこで、今回は、今までにない大規模な事業となると思いますが、その計画の概要、また、工事を担う事業者の選定方法や契約方式について、どのような考え方で取り組むかをお願いいたします。
自席にて順次質問してまいります。

○議長（善養寺 孝君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） まず、上水道管布設替えの計画の概要についてご答弁をさせていただきます。

令和4年度に策定した緊急管路更新計画を基に、耐震化や老朽化対策を基準とし、優先順位をつけて整備を進めております。これにより、実際に劣化が進んでいる管路を優先的に取り替えることで、村民の皆様に安全で安心な水を供給することを目指しております。

令和7年第1回榛東村議会定例会での須田議員さんの一般質問の答弁で、令和7年度から令和13年度までの7年間を一区切りとして、事業費約10億3,000万円、更新工事延長1万4,560メートルの計画を予定していると答弁をいたしました。

令和7年度事業で防衛省の補助金を活用し、令和8年度から令和13年度までの管路の更新の設計業務委託を実施いたしました。その結果、令和7年12月時点の単価での令和8年度から令和13年度までの6年間の事業費は、補助対象事業費ベースで約11億5,000万円となりました。また、更新工事延長

は、管路の布設路線の変更等により、約1万5,000メートルとなりました。

今後も物価高騰で事業費が増額となることが予想されますが、令和8年度も引き続き防衛省の補助金を活用し、地震などの自然災害に備えた耐震性向上や、老朽化した管路の更新をすることで、安全で安定した水の供給を実現するために取り組む予定でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 入札執行の件に関しましては、所管いたします総務企画課のほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、ただいまの波多野議員の契約方式について趣旨を確認したいため、反問権の許可をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問権については、これを許可いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの質問で、契約方式というご質問でございました。こちらにつきましては、地方自治法で定める契約のことを言っているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 8番波多野佐和子議員。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） はい、そのとおりでございます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） それでは、答弁のほうをさせていただきます。

普通地方公共団体につきましては、地方自治法第234条……。

○議長（善養寺 孝君） ちょっと一倉課長……。

答弁を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 失礼いたしました。

地方公共団体につきましては、地方自治法第234条、売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結するものとする定められております。

本村におきましては、工事設計金額により条件付一般競争入札または指名競争入札のいずれの方式

を採用する方針でございます。

条件付一般競争入札の場合は、公告により工事の内容を示した上で、業者が自らの入札参加申請を行います。その後、入札参加できる条件、総合評点、許可業種などの条件を有している事業者であるか、榛東村建設工事等入札審査選定委員会に諮った上で、入札参加資格を得た業者が入札を行います。

また、指名競争入札の場合は、榛東村建設工事等入札審査選定委員会において、特定の業者への偏りや恣意的な選定とならないよう、最大限の注意を払って指名業者の選定を行います。

このように、どちらの契約方式となりましても、透明性及び公正性を重視した事務となるよう、誠実に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） ありがとうございます。

指名競争入札等の方式というところでございますが、まずは、私はこの質問をしようと思ったのは、この水道事業というものに関しては、本当に村民の生命に関わることだと思っております。それですので、計画どおり進むことが一番であるというのが前提でございます。

その中で、まずは、水道は命を守る生活インフラでございます。蛇口をひねれば安全な水が出る、この当たり前な日々は、地元の水道業者さんの技術と責任感によって支えられていると思っております。

特に災害時、漏水事故、凍結や突発的な破損が起きた際に、真っ先に駆けつけてくれるのが地元業者です。この冬も大分お世話になった方々がいらっしゃいます。この即戦力こそが、住民の命と健康を守る最後の砦でもございます。

しかしながら、これまでの様々な要因による仕事量の減少でしょうか、地元業者は経営基盤が厳しい状況にあるように思われます。また、人員も減り、技術継承も難しくなっている状況でございます。

そこで、地元水道業者が適正な利益を確保し、将来にわたって事業を継続していけるよう、事業の進め方や体制づくりを検討していくのかというところ、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 将来にわたって水道事業を継続していくことは、村民の暮らしを支える基盤とも言える重要な課題であると認識をしております。

村としても、上水道の急な漏水が発生し、緊急工事を実施する際も、職員だけでは修繕ができませんので、村内水道工事業者に修繕工事を依頼することが多々あり、村の水道事業を継続していく上では必要な存在です。

先ほどの答弁で、令和8年度も防衛省の補助金を活用し、地震など自然災害に備えた耐震性向上や

老朽化した管路の更新に取り組みますと答弁をいたしました。今まで村内水道事業者が受注していた規模の工事に加えまして、今回、大規模な管路更新工事を計画しておるところでございます。

波多野議員さんのおっしゃる適正な利益が、具体的に何をしておるのが分かりませんが、国土交通省から地方公共団体に宛て、公共工事の円滑かつ適正な執行に向けて、適正な価格・工期による契約等の適切な措置の実施要請があり、村としても適正な設計金額の積算、最低制限価格を設けるなど法令を遵守し、村の要綱等にのっとり、引き続き進めていく考えでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） その透明性はとても大事だと思いますし、今までも村はそのように進めてこられたと私は思っております。

水道は専門技術が必要でございます。榛東村の地下の管路図も分かっているのも地元水道業者です。単なる下請的な扱いでは、地域の技術力は守れません。

また、物価高騰の影響や経営体力といった課題について、この国の制度、また、業界全体の問題というだけでは、地元業者は守れないと思っております。

地元水道業者が存続し続けること自体が、本村の安全保障であると思います。

本村の水道事業を将来にわたって維持していく責任主体として、今回のこの大規模な水道管路更新工事、これについて、今既存にあります水道業者だけでは、工事、この5工区進めていくというのは、なかなか厳しい状況かなと思っております。

今回の事業に対して、今後の水道事業に対してどのように向き合っていくのか、認識を改めて問います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、先ほど波多野議員のところ、1の1の質問のときに、私のほうの発言の一部訂正をお願いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 訂正を許可します。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、私のほうで契約方式、普通地方公共団体は地方自治法第234条、売買、こちら、次が貸借と発言すべきところを賃貸と述べてしまいましたので、正式には売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結するものとするということで、訂正させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 議員の皆さん、よろしいですか。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 続きまして、先ほどの波多野議員の質問でございます。

こちら、本村におけます指名競争入札への参加につきましては、建設業法に基づく適正な施工の確保を大前提としておりまして、発注する工事の種別に応じました建設業許可、先ほど申し上げました工事種別ごとの許可業種を有していることが指名の条件となっております。

また、村内水道工事業者に限らず、本村における指名競争入札への参加につきましては、入札参加資格の提出が前提となっております。

現在、本村では、群馬県と各市町村、県内広域組合等が共同で事務処理を行っておりまして、県が一括して指名参加願を取りまとめておりまして、各業者が希望する市町村を選択する仕組みとなっております。榛東村への入札参加を希望する業者は、その際に榛東村を選択して提出していただく必要がございます。

土木一式工事、水道施設工事、管工事につきましても同様でございます。それぞれの工事種別において、入札参加資格が提出されていない業者につきましては、当該工事種別での指名を行うことができない状況でございます。

これにつきましては、指名競争入札の適正な運用を確保し、資力、信用、技術力等におきまして適切と認められる業者を指名するという制度の趣旨に基づくものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 先ほど総務企画課長のほうから答弁があったと思いますが、今回の考え方といたしまして、建設工事の工種の考え方といたしまして、国土交通省の建設業許可ガイドラインによりますと、上下水道に関する施設の建設工事における土木一式工事、管工事及び水道施設工事間の区分の考え方は、公道等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地の造成工事が土木一式工事であり、家屋その他施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が管工事であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が水道施設工事であるとなっております。

令和8年度に計画している大規模な管路更新工事は、建設業業種としては水道施設工事を主として採用する見込みでございます。水道施設工事に登録がないと指名ができません。

そのため、法令、制度、必要な資格などの勉強会や情報交換会などを開催し、公共工事の受注環境等の把握、工事の円滑な発注や入札、契約の適正化を行うことで、村内業者の育成をするとともに、安全で安心な水道供給の一端を担う村内水道工事業者の一助につながると考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 指名競争入札において、村外の事業者も資格があれば参加ができるというところがございます。それを聞きました。

高崎、前橋等は、そういったところ、厳しくもやっているという情報もございます。

また、今回、上水道管布設替え工事において、水道業者だけではやるというような、村内の水道業者だけではやるというところが、なかなかというところなんです、そこは今のところは、今の段階では分からない部分でもございます。

しかしながら、万が一の話でございます。かつて、しんとびあの外構工事のようにJV方式が取られた場合、そういった場合、幹事会社と構成員の配分の在り方について強く懸念を示された、当時の飯塚議員の質問がございました。責任ある企業を中心となることは理解しつつも、協力企業が単なる形式的な参加にとどまり、実質的な役割や適正な対価が確保されなければ、地域の技術も経営も守れないのではないかと、その問題提起であったと記憶しております。

自治体には、単に発注するだけでなく、地域の持続的な施工体制を守る線も求められているのではないのでしょうか。

本村のような小規模自治体だからこそ、地元事業者の実情を把握し、顔の見える関係性の中で一定の配慮や関与ができるのではないかと考えます。それこそが村であることの意義であり、強みではないのでしょうか。そのように私は思います。

次の質問に入ります。空き家対策です。

空き家の数は全国で13.8%、日本の家屋の建物の1割強が空き家というところになります。

2023年の法改正で、空き家対策は大きく転換をしております。

特定空家、管理不全空家になるまで待つてはいけない、その前に何とかする対策、体制が必要でございます。

そこで、現在村が把握している空き家の状況と、防災、防犯、景観または地域コミュニティへの影響、例えば不審者侵入ほかのリスク、誰も見ていない場所が増えたことで地域の安心感の低下、あとは夜間が暗い、暗さで死角が増えるとか、防犯力が弱まる、または雑草やごみが火災の要因になり、それが広がる要因にもなるなど、どのような課題認識を村としては持っているか、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 村内の空き家状況でございますが、令和6年末の調査において208件の空き家が確認されております。

なお、空き家の定義でございますけれども、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、おお

むね1年間を通して誰も住んでおらず、かつ電気・ガス・水道が使用されていないなど、居住やその他の使用がなされていない状態の建築とその敷地を空き家と定義されております。

単に人が住んでいないだけでなく、管理不全な状態が長期化している物件が特に問題視されている状況でございます。

なお、波多野議員さんおっしゃるとおり、空き家を放置することは、景観悪化はもとより地域の治安悪化にもつながるとされております。

空き家を放置することによる主な犯罪リスクとして、空き巣による盗難被害、不審者による家屋の不法占拠、人目につきにくいことによる放火などが挙げられます。

また、防災上の観点からも、空き家の放置は懸念される事項であり、地震などの自然災害に直面した場合、倒壊や火災の危険性をはらんでおり、緊急輸送路や避難路を塞いでしまうことにより、応急活動や避難行動に支障をきたすことが考えられます。

国では、空家等対策の推進に関する特別措置法を平成27年5月に施行し、同法に基づく施策の推進を図っております。同法において、適切な管理の行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進しようとするものでございます。

この特措法第6条において、市町村においても、空き家等対策を推進するために、国の基本方針によった空き家等対策計画を定めることが規定されており、本村においても平成30年3月に榛東村空き家等対策計画を策定し、令和5年3月に改定を行ってきているところでございます。

当該計画においては、空き家等の実態調査、空き家等の情報のデータベース構築、空き家問題等の意識啓発、住宅活用制度等の紹介、相続等に関する支援のほか、特定空家等に対する措置などを示し、住民等から空き家等に関する相談に対応しております。

このようなことから、空き家の管理を怠ることは、その地域の防犯、防災に影響を与えるものであるため、村といたしましても、村の支援メニューを活用していただきながら、空き家の所有者に適切な管理を行っていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） これから、先ほど南村長もお話でございました、民間との連携を強化してというところで、空き家対策にしてもそれは可能ではないかという視点で、私はまた質問させていただきます。

これまで、空き家バンクが所有者と利用者の個人間のマッチングに限っていたものを、法人も再生希望者として登録が可能になる、これは空き家再生バンクとの連携で、住み続けられるまちづくりにつながる考えと、また、その可能性、または課題などがございましたら、お願いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ご質問の空き家再生バンク等の連携ということでございますが、本村における空き家バンク制度につきましては、売却等を希望する所有者から提供を受けた空き家に関する情報を榛東村空き家バンク台帳に登録し、その情報を公開するとともに、空き家の購入または賃貸を希望する個人に対して紹介する制度となっております。

ご質問の中にありました空き家再生バンクとは、本村のような空き家バンクの制度の内容を、物件の状態によりそのまま利用できる物件、再生リフォームをして利用できる物件等に分け、所有者と利用希望者をマッチングする手法でございます。先進事例としましては、大分県竹田市において、令和6年10月に竹田市空き家再生バンク制度として創設をされております。

この再生バンク制度では、そのまま利用できる物件を空き家バンクとして整理し、所有者と利用希望者をマッチングする物件と、リノベーション等改修が必要な物件で、所有者と再生希望者をマッチングする物件とに分け、取り扱うことで、空き家バンクは個人の利用希望者が対象になるのに対し、再生バンクでは個人や法人等再生希望者が対象となるところが利用条件として付されております。

本村の空き家バンク登録につきましては、以前1件ありましたが、現在は相談中の案件が1件ある状況でございます。先ほどの答弁でも申し上げましたが、約200件の空き家が確認されておりますが、空き家バンクに登録する希望者の方がほとんどいない状況でございます。

空き家相談につきましては、毎月1回開催しておりますので、事前に建設課窓口へご連絡いただき、日程調整の上、ご相談いただければと思います。

なお、相談につきましては、委託先であります群馬県宅地建設取引業会の会員の方に対応をいただいております。

よろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） これだけ空き家があるにもかかわらず相談件数がゼロ件というのは、本当にどういった問題があるのかなというところです。

榛東村においては、空き家が敷地内にあるだとか、また今後何かのときに使うだとか、そういったものがあって、様々な問題があるがために、相談をするという方々が少ないのではないかというのは全国のお話でございます。

そこで、再生後の物件、営利目的でも活用できるなど活用の幅を広げることで、起業したい方や、または活動拠点を必要とする方など、これまで空き家活用を考えていなかった人も対象範囲が広がった例もございます。中にはそういったところにも補助金を出している自治体もございます。

ここで、民間事業のノウハウを生かして、副業型地域活性化起業人制度を取り入れて、空き家再生

プロジェクトとして取り組んでいる自治体もございます。

官民連携について、どのような可能性または課題があるかお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど波多野議員さんおっしゃっていたように、幾つかの自治体で登録を始めているところがあるというところは承知しております。

なお、本村の空き家バンク制度につきましては、先ほど建設課長申し上げたとおり令和3年度から実施しておりますが、現在の登録状況につきましてはゼロ件となっております。

このため、波多野議員がおっしゃる副業型地域活性化型起業人制度をはじめといたしました外部との連携につきましては、前提となる提供可能な空き家物件が空き家バンクに登録されていないため、難しいものであると考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） そもそも話、やはり空き家対策を進めるために、登録を増やすという手だてをまずは考えるというところから、まず始めなくてはいけないという話でよろしいのでしょうかね。

これは、持ち主、所有者の考えもあります。または、どこまで踏み込んでやればいいのかというところもございしますが、中には、もうあと数年後、空き家でなるであろうというようなおうちというのは何となく分かるところでもあります。それを把握している自治体もございします。そういうふうになるまでに、いろいろな方向性を決めるだとか、対策を考えるだとか、そういったところも現在進められております。

そういった登録をしていないからこれはできないというのではなく、そういった自治体もあるわけですから、榛東村も前向きに空き家バンクの登録を進める、そういったことを力を入れていただきたいと思います。

国の制度による地域おこし協力隊でも、この業務を通じて、空き家対策と、また移住促進につなげる相談窓口を整備しているところもございします。

そういった相談対応、空き家紹介、地域マッチング、生活定着支援までトータルにサポートする移住コーディネーターの設置というのがございしますが、本村の考えを伺います。

○議長（善養寺 孝君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議員からご質問いただきました移住コーディネーターの設置ということですが、群馬県内において設置している自治体は、現状半分に満たないことを確認しております。

村では、移住コーディネーターを設置しておりませんが、産業振興課が移住支援施策の窓口として現在対応しているところでございます。

一例でございますが、昨年12月20日に県渋川市・吉岡町・当村の共催による移住ウェブセミナー、北群馬渋川移住セミナー2025を開催いたしました。その場には、担当職員のほか、地域おこし協力隊員も登壇していただき、首都圏を中心とした視聴者に対して移住PRや、視聴者からの質疑応答を行いました。このほかにも、群馬県が東京都内で開催している群馬移住&交流フェアなどの移住PRを行う機会を有しています。

群馬県移住支援金制度を活用した榛東村移住支援金では、今年度、千葉県から移住してきたリモートワーカー1世帯に対して移住支援金を支給しております。

移住コーディネーターの設置可能性については、財源確保や設置による費用対効果の検証がまだまだ不十分でございます。これらを鑑み、当課では判断しかねるため、言及については差し控えさせていただきます。

しかしながら、県内でも移住コーディネーターを導入した自治体があるため、制度運用も含めて、今後注視してまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

空き家相談と移住支援をワンストップでできる仕組みづくりを、また進めていただけたらと思っております。

今後、空き家を活用して移住者を呼び込む子育て世帯や若者の定住促進、地域活動の拠点として再活用など、空き家対策は村としてどのような方向性であるかをお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 村の空き家の活用につきましては、空き家となっている住宅等は築年数も様々であり、村がリフォームを行うなどして提供を行うことには様々な問題があると考えております。また、村が直接空き家を借り上げてリフォームをした上で、賃貸に供するような施策等は現在考えておりません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

暫時休憩。

午前11時26分休憩

午前11時28分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） つけ加えまして、質問の内容等でございます。

空き家を利用して、地域の活動の拠点として、また再活用するという考えも含めてお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 現状、村の直営によります空き家を活用した新たな事業を実施する予定はありません。

しかしながら、当課で把握しているだけですが、空き家をリフォームして保育施設に転用した例がございます。NPOが事業所をリフォームして福祉施設を開所した事例などもございます。

これまでも、これらの相談を受けてきましたので、そのような相談が寄せられた場合も、引き続き対応していきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） ここは子育てにしても、住むにはとてもいい場所でございます、榛東村は。そういった中で、そのような希望者がおりましたら、ぜひ引き続き相談に乗っていただきたいと思っております。

次に、里山整備についてでございます。

近年、村内の私有林において、手入れが行き届かない森林が増加しているように見受けられます。

そのことは、熊の出没増加や山林火災のリスクが高まることにつながっていると懸念しております。

不整備私有林の現状をどのように把握しているのか、また、課題についてお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 里山整備について、不整備な状態の私有林が多く見られるという議員のご指摘につきましては、現状認識しております。これは榛東村内に限らず、全国的にも同様の傾向にあります。

本来であれば、私有林は所有者自らの責任において管理を行うべきところではありますが、所有者の高齢化や不在地主の増加等により、適切な管理が難しくなっているという課題がございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） そのとおりだと思います。

里山は防災機能や水源涵養機能のみならず、村の財産でもございます。資源でもございます。

防災や安全対策の観点からも、私有林の整備をどのように位置づけるか、お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議員ご質問の里山整備、特に私有林整備につきましては、防災、安全対策の観点からも重要な課題であると認識しております。

近年、集中豪雨の激甚化に加え、全国的に山火事が発生している状況も踏まえますと、森林の適切な管理は、土砂災害の防止や火災予防の観点からも重要であると考えております。

一方で、前述したとおり、里山の多くは私有林であり、所有者の高齢化や不在地主の増加等により、適切な管理が難しくなっている現状もございます。

このため、村では、森林経営管理制度に基づき、森林所有者の皆様への意向調査を実施し、森林整備や管理の希望等の把握に努めているところでございます。

また、早期解決が必要な、比較的交通量のある村道や生活道に隣接する危険木、繁茂した竹林等の私有林の整備については、森林環境譲与税を財源として、自治会から要望のあった箇所に限り、地権者に代わって伐採等を行う里山林整備事業にも取り組んでいるところでございます。

さらに、山火事予防の観点から、巡視の頻度を増やすなど、森林等の警戒体制の強化に現在努めているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 私も、議員になってから、度々いろいろなところを軽トラでパトロールをしている際に、よく村の車を拝見します。見ております。そういったところでパトロールをやっていらっしゃるんだなというところは承知しております。

近年、各地で山火事が発生しております。

榛東村は、手入れされていない私有林が住宅の近くまで迫っている地域でもございます。課長がおっしゃるように、整備に十分に手が回らない所有者もおります。

ぜひ、村民の安心安全のためにも、どのような形であれ整備を進めていただきたいと願います。あわせて、林野火災防止のために、道路沿いの除草作業に日々対応されている担当課のご尽力に敬意を表します。

次に、音楽の力。

榛東村は音楽活動が盛んに行われております。村民が音楽に触れる機会もたくさんございます。

そのような環境の中で、人生を豊かにしてくれる一つとして、子どもたちに早い段階で音楽に興味を持ってもらいたいと願っております。

そこで、児童生徒が自ら取り組む合唱や吹奏楽のような音楽活動が子どもたちの情操教育や人間形成に与える効果について、村教育委員会としての認識を伺います。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 幼児期は、みずみずしい感性を基に、生活の中で心を動かす出来事に触れ、感じたことや思い巡らせたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりして、表現する意欲が高まるようになることを目指しておりますし、また、学齢期は音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培うこと、また、もう少し発達段階が上がって中学校段階になりますと、音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培うことを目指して、それぞれ発達段階に応じた教育活動が展開されておりますし、教育委員会としてもそういった効果を期待して、その目的に照らして進めているところでございます。

音楽を含めて、様々な活動の中で自分の思いを表現することの楽しさを感じたり、先人を含めた他者の表現とそこに込められた思いを感受することで、自己の思いを見つめ直すことや、豊かなコミュニケーションにより人間関係を広げたり深めたりすることにもつながると考えております。

また、そうした創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、幼児・児童生徒は基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得するとともに、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の力が育まれ、主体的に学び、個性を存分に発揮して生きる力が育まれるものと考えております。

音楽に限らず、そうした主体的で創造的な学びが生涯にわたって学ぶ喜びを生み、自分の人生をより豊かにすることの基盤をつくるものと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 本当にすばらしい回答ありがとうございます。そのとおりでと思っております。

能動的な取組としまして、音楽活動を課外活動として導入することについて、教育現場の負担や指導体制も含め、村としてどのような考えを持っているのか、併せてお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校部活動としての立場からお答えさせていただきたいと思いません。

現在、中学校の部活動として、吹奏楽部が既に設立をされております。

吹奏楽部以外の音楽活動に関わる部活動や課外活動を導入することについて、現時点では、小中学校からそのような予定、方向性があるとの報告はいただいております。

現状では、既に設立されている吹奏楽部の活動をより円滑に進められるよう、教育委員会としても学校と連携を図っており、それ以外の音楽活動を主とする部活や課外活動を導入する考えは現在ではございません。

議員のご質問にもありましたとおり、教育現場の負担ということの側面からも、学校部活動は子どもたちの多様な学びの場として大きな意義を持つものではございますけれども、急激な少子化の進行に伴い、今ある部活動の形で活動できなくなることや、やりたい活動が学校にないなど、子どもたちの体験格差が生じていることが課題として指摘をされております。

また、平日の時間外や週休日の練習、大会への参加等が教職員の多忙化につながっていることが課題として挙げられてもいます。専門的な指導ができる教員を必ずしも配置できるわけではないという課題もございます。

こうした状況を踏まえて、国の方針の下に、地域の実情に応じた形で地域展開を進める方向性が示されているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

[8番 波多野佐和子君発言]

○8番（波多野佐和子君） 先ほど湯澤課長からもお話ございましたように、体験格差を埋めるところでございます。それはとても重要なことだと私も思っております。

かつて小学校の放課後に行われる吹奏楽部などの活動は、学校が終わればすぐに取り組むことができ、送迎の負担もなく、共働き世帯にも優しい環境です。

また、現在休部になっている小学校吹奏楽部の今後の見通し、また、それに代わる少年少女合唱団のような、今回は音楽についてでございますが、いわゆる文化活動の立ち上げの可能性について、お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校の取組という立場からお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、小学校の放課後や休日の活動につきましても、先ほどご答弁申し上げたことと同様に、子ども

もたちが生涯にわたって文化活動に親しむ機会を確保し、かつ教職員の業務の多忙化につながらないようにするためには、やはり地域展開という方向性ののっとして考えるのが現実的ではないかというふうに考えております。

なお、現在は、恒常的にはありませんけれども、吹奏楽に興味のある小学生が中学校の吹奏楽部の練習に参加できる機会というのを、不定期ではございますが設けております。この取組については継続していきたいというふうに考えております。

また、今後、学校の部活動として少年少女合唱団を立ち上げるということについては、先ほど来申し上げているとおり、地域展開という方向性を考えますと、現時点では難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 吹奏楽部に興味のある小学生が中学校の吹奏楽部に入って体験をするというのは、先ほど申し上げました体験格差を埋める一つになるのではないかと考えておりますので、進めていただきたいと思っております。

これから、村民の声でございます。大阪万博において、ギネスに挑戦ということで、2025年7月25日に盆踊りが開催されました。地域の一体感づくりで、榛東村のよさを歌った榛東音頭というのがございます。それを村民みんなで踊るような機会をつくったらどうかというようなお声をいただきましたが、それについてご回答をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議員のおっしゃった榛東音頭と、それから榛東小唄でございますけれども、昭和54年に制作、完成をいたしまして、その年の村民文化祭で発表されております。

以来、各地区の夏祭りや村民文化祭、村民運動会などいろいろな場面で踊られてきましたが、現在でも村民文化祭や自治会の夏祭り、こども園の運動会など、参加者の一体感づくりやコミュニケーションを図るツールとして活用されております。

榛東音頭や榛東小唄の歌詞は、村内の名所旧跡や文化財、風光明媚な自然や産業を盛り込んだ内容になっており、村の伝統文化、伝統芸能の一つとして捉えておりますし、村民が同じ音楽に乗って一緒になって踊る貴重なコミュニケーションツールであるとも捉えておりますので、今後も様々な場面で活用していきたいと考えています。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君）　うち子どもたちが小学校の運動会のときには、みんなで榛東音頭を踊っておりました。今後は、郷土愛を育む上でも、また運動会での実施を検討する、また村民が集うような機会に取り入れてはどうかと思います。

あともう一つです。

庁舎内で、役場の窓口に来た際、あまりに静か過ぎて、会話が筒抜けで、どうにかならないものかと相談されました。そこで、マスクング効果にもなる庁舎内BGMの導入を図ったらどうでしょうかというところでございます。これは通告書にないのですが、よろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君）　総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君）　先ほど波多野議員おっしゃいましたこちらにつきましては、議長に事前確認済みであるというところございましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

役場庁舎内のBGM放送の導入の考え方についてお答えさせていただきます。

現在、本村では役場庁舎内においてBGMを流すという計画はございません。

全国の一部自治体では、来庁者の待ち時間のストレス緩和や、マスクング効果によりプライバシー保護を目的といたしまして、庁舎内にBGMを流しているという事例も見受けられます。

音楽につきましては、人によって好み等もございまして、著作権の問題なども多いと考えております。また、聞き取りづらい、聞こえづらい、住民などの窓口や電話対応など業務に支障が出ないかといったことを考えますと、現時点で導入する計画はございません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君）　5分となりましたので、質問順位2番、波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時44分休憩

午後1時再開

○議長（善養寺 孝君）　会議を再開いたします。

質問順位3番清水健一議員の一般質問を許可いたします。

12番清水健一議員。

〔12番 清水健一君登壇〕

○12番（清水健一君）　12区、7班、議席番号12番清水です。

それでは、通告に従って質問をいたします。

災害への備え等について、お伺いします。

能登半島地震は、誰もが予想しなかった元日早々に発生しました。災害はいつ起こるか分からない

ということを改めて思い知らされました。このようなことから、災害への備えがますます重要になっています。そこで、初めにインスタントハウスについて、お伺いします。

インスタントハウスは、簡単な組立てで即座に機能する住宅システムです。このインスタントハウスは、断熱材と留め具のシンプルな構造で、誰でも一日で簡単に建設でき、太陽光発電パネルなどの設備も接続できます。構造は、頑丈な断熱性、遮音性に優れ、完成サイズの100分の1の大きさを運べるコンパクトな設計のため、運搬や保管も容易で、災害時や緊急避難時に迅速な仮設住宅の構築が可能です。さきの能登半島地震でも、このインスタントハウスが被災した地域全域に広がっております。そこで、プライバシー保護の観点からも、インスタントハウスについて本村でも検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以降自席に戻り質問を続けさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 避難所におけますプライバシーの確保につきましては、避難者の精神的負担を軽減し、健康を維持していく上で重要な課題であると認識しております。清水議員のご質問にもありますインスタントハウスにつきましては、令和6年能登半島地震においても被災地へと提供され、屋内外に設置されたインスタントハウスが避難生活の質を向上させる有効的な手段としまして注目を集めていたものと承知しております。本村におきましても、屋内避難所での集団生活を想定した場合におけるプライベートエリア確保のため、ダンボールパーティションを購入し、防災倉庫に備蓄、保管してあります。今後は、プライバシー確保が強く求められる授乳室や更衣室としても使用されることを想定いたしまして、組立てがほぼ不要で迅速に設置が可能なワンタッチテントを整備していく必要があると考えております。これから屋内避難所に整備していくものにつきましては、ダンボールパーティションからワンタッチテントへと移行していく予定でございます。

なお、インスタントハウスにつきましては、屋外用の本格的なモデルとなりますと、専有機材による断熱材の吹き付け工程などが必要になることから、発災時における限られた人員と時間の中での迅速な展開等には、一定の習熟や体制整備が不可欠になると考えます。有用性につきましては承知しているものでございまして、今後は、導入コストや保管スペースといったことも踏まえまして、他自治体における先行導入事例などを参考にしまして、本村の避難所における良好な生活環境を確保するための選択肢の一つとして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、地震10秒診断、これについてお聞きします。どういうものなのか説明をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、地震10秒診断とはということでございます。こちらにつきましては、文部科学省所管の防災研究機関であります国立研究開発法人防災科学技術研究所と一般社団法人日本損害保険協会が開発したデジタルコンテンツで、令和2年8月から一般に公開をされているものとなります。このコンテンツでは、アクセスする利用者の位置情報を基にして、今後30年以内における震度5弱から震度7までの5段階の揺れについて、その発生の可能性と確率を表示するものとなります。また、設定した規模の地震が起きた場合に想定される停電日数、ガス停止日数、断水日数、家屋の全壊確率、出火確率の5種類のシミュレーション結果についても表示されるものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 地震10秒診断を本村のホームページ等に周知して、地震への備えの啓発をすべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの答弁でも述べさせていただいたとおり、利用者の位置情報、こちらを基にしたシミュレーションでもあるため、被災の可能性や被災状況を利用者が自分ごととして捉えやすいものであると考えております。ホームページ等を活用して広く周知できないか、近隣の市町村の状況を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、キッチンカー派遣についての協定締結について、お伺いいたします。

大きな災害が起きれば、民間のキッチンカーが駆けつけ、被災した人たちに、できたての料理を振る舞います。そんな災害支援に関する協定が、キッチンカーの飲食業者でつくる団体と自治体との間で続々と結ばれています。キッチンカーは、発電機やプロパンガスを搭載していて、災害で電気やガスがストップした状況でも調理が可能です。2011年の東日本大震災や2016年の熊本地震などでは、全国から被災地にキッチンカーが集まり、被災者の食を支えました。キッチンカー派遣について協定を考えるべきと思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君）　こちら、災害発生時におきまして、温かい食事を迅速に提供することにつきましては、被災者の健康維持や心身の安心確保の観点から大変重要であると認識しております。その手段の一つとして、機動性の高いキッチンカーの活用は非常に有効であると考えております。本村といたしましては、現在群馬県が一般社団法人フードトラック駆けつけ隊と締結しております災害時におけるキッチンカーによる食品の給与等に関する協定を活用することを基本に、対応してまいりたいと考えております。

当該協定におきましては、災害時に、同団体のネットワークに加入しているキッチンカーを市町村または県が設置する避難所、いわゆる災害発生時の避難者受入れ施設となります、そちらへ派遣することが可能となることから、より円滑かつ効率的な支援が期待できるものと認識しております。今後におきましても、県との連携を密にしながら、災害時の食支援体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君）　12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君）　次に、被害が甚大な自然災害を目の当たりにすると、子どもたちは、大きな精神的なダメージを受けます。2011年の東日本大震災後に、文部科学省が被災地の子どもを対象に行った調査によりますと、小学生の18%、中学生の12%、高校生の9%で不眠などが続く心的外傷後ストレス障害、いわゆるPTSDと疑われる症状がありました。能登地方でも、避難所の断水が続くなど過酷な状況にあり、子どもたちが気づかぬうちにストレスを抱えてしまっているのではないかと思います。そこで、できるだけふだんと同じように過ごせる居場所づくりは、PTSDなどを防ぐ意味でも重要です。認定NPO法人カタリバは、発生直後から被災地に入り、石川県珠洲市などの避難所に子どもの居場所を開設しました。地元高校生の協力を得て、小学生らとカードゲームなどで遊んだり、学習支援などを行ったようです。このような取組は、被災地の子どもの心のケアに必要なと考えます。本村において、居場所の確保を含め、震災時の子どものケアについての見解をお聞きいたします。

○議長（善養寺 孝君）　総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君）　初めに、災害の備えに関する事項につきましては、総務企画課のほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

清水議員のご質問でもおっしゃられたとおり、能登半島地震におきましては、認定NPO法人カタリバが、発災時から数日で、災害時子どもの支援プロジェクトチームが現地入りをして子どもの支援ニーズ調査を行い、その後、石川県珠洲市をはじめとした11か所で高校生とつくるみんなの子ども部屋を運営し、4,400人以上の方が利用されていたということで承知をしております。本村におきまし

ても、内閣府が作成する避難所ガイドライン及びこども家庭庁が作成する災害時の子どもの居場所づくりの手引きを参考にいたしまして、子どもの居場所づくり及び心のケアについて、他自治体の事例等も踏まえて研究をしていきたいと考えております。

なお、こどもの心のケアにつきましては、教育委員会学校教育課から答弁をさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 心のケアに関わるところを中心に、私のほうからご答弁申し上げます。

甚大な自然災害の発災後は、児童・生徒の心のケアを最優先することが求められます。能登半島地震の被害に見舞われた地域の取組等を参考に、直後の対応から中長期的な見通しを持った対応まで想定しておく必要があると考えております。まず、発災直後でございますが、教職員による対面やオンライン形式による面談、それから電話連絡、アンケートなど、そのとき取れる方法によって、児童・生徒の心身の状況把握に取り組みます。また、県教育委員会等に臨床心理士及びスクールカウンセラーの派遣を要請するとともに、本村でもお世話になっている心理士等の有資格者がいらっしゃいますので、その方たちを要請して、子どもや保護者、子どもを取り巻く方々の心の状況を把握して、適時のケアに当たれる体制は迅速に整えたいというふうに考えております。

また、東日本大震災等の事例では、発災後1年から3年の間に心身に支障を来すケースも見られたということが報告されておりますので、心のケアには中長期的な視点も欠かせないというふうに考えております。児童・生徒のみならず、保護者、場合によっては教職員等周囲の大人も含めて、長期的、多角的なケアの在り方を平常時から備えておく必要があると考えております。それを踏まえて、防災教育はもちろんのこと、安全教育の一環でSOSを発信できる子どもの育成、それから、小さな心の変化や子どものストレスサインを見逃さないための職員研修などに引き続き取り組んでまいります。

また、学校が避難所となる可能性も十分に想定できます。議員ご質問にあったカタリバのようなNPO法人もそうですけれども、日頃の地域の方とのつながりの中で、そのとき誰が支援者になり得るか、被災者のためにできることは何かなどを、常に日常的に語り合って把握し合う中で、心理的な居場所の確保にもつながるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、避難所におけるマイナンバーカードの活用について、お伺いいたします。

被災者支援業務におけるマイナンバーカードの活用が注目されています。被災者の負担軽減や行政の業務迅速化を目的として内閣府ではクラウド型被災者支援システムを構築し、令和4年度からその

運用を開始しました。これにより、被災者支援を効率的かつ迅速に行えることが期待されています。防災におけるマイナンバーカードの活用では、避難所受付システムや避難所管理の効率化が挙げられます。マイナンバーカードを活用した避難所受付システムの導入には、多くのメリットがあります。まず、入所や退所時の手続の大幅な効率化が可能です。従来の手書きによる受付管理は、どうしても非効率的で時間がかかりました。読みにくさや誤記入のような人的ミスも発生しがちです。しかし、マイナンバーカードのＩＣチップを読み込むことで、受付手続が迅速かつ正確に行われるようになります。ＩＣチップには、個人の基本情報や証明書が記録されています。専用デバイスでの短時間の読み取りによって入手でき、手続がスムーズに済みます。ＩＣチップの読み込みを活用すれば、手書きで起こり得る人的ミスもかなり削減できると思います。混乱や待ち時間の削減が期待され、混雑の緩和、避難者・受付担当者の双方が負担軽減できるようになります。さらに、クラウド上で情報が一元管理されることで、避難所ごとの収容人数や男女世帯数など重要な情報が容易に確認でき、共有しやすくなることも大きなメリットです。避難所の状況をリアルタイムで把握し、必要な支援や物資の供給が効率的、効果的に行えるようになります。また、行政や関係機関とデータをすぐに共有できるため、円滑な情報連携も可能です。

このようなシステムの導入は、災害時における受付業務の迅速化や正確性を向上させるだけでなく、緊急時の円滑な運用や避難者の安全確保にも大きく貢献します。効率的、総合的な対応が可能になるこの避難所受付システムは、災害時の被災者支援体制を大幅に向上させることにつながります。もちろんマイナンバーカードを全員が持っているわけではありませんので、従来の手書きの受付方法と併用になりますが、今後マイナ保険証が普及されていくことが見込まれていったときに、避難所のデジタル化は有効かと思います。今後、避難所におけるマイナンバーカードを行う考えがあるが、お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） ご質問にございました、災害時におけます避難所の運営につきましては、被災者の迅速かつ的確な把握、安否確認、物資配布の適正管理などが重要であると認識しております。システムの導入に当たっては、各避難所へのカードリーダーやタブレット端末の配備、通信環境の整備、専用アプリケーションの構築など、多額の初期費用が必要となります。加えて、システムを維持するためのランニングコストや年数ごとの機器更新費用も継続的に発生いたします。こういった限られた財源の中で、災害時という特定の場面のみで使用するシステムに対し、どこまで予算を配分すべきかにつきましては、慎重な判断が求められます。また、費用対効果の観点からも、導入コストに見合うためだけの十分な稼働率や効果が得られるのか、近隣の市町村を注視しながら慎重に考えていく必要があると考えております。

清水議員のご質問にありますマイナンバーカードを活用した避難所受付システムや避難所管理効率

化についてですが、災害時には、通信インフラの断絶や停電が予想されます。マイナンバーカードの活用を前提としたシステムは、これらインフラが機能しない状況下では無力化するおそれがありまして、この場合、アナログによる対応が必要となります。デジタルとアナログの二重体制を維持することは、人員に限りのある本村の行政組織にとっては、大きな負担増と考えております。また、コスト面につきましても大きな課題がございまして、マイナンバーカードを活用した体制を整備するためには、多額の初期投資、ランニングコストが発生するという事は先ほど申し上げたとおりでございまして。以上の理由から、本村におきましては、デジタル化を急ぐよりも、まずはアナログによる防災訓練の実施に注力すべきであると考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、養育費確保支援事業について、お伺いいたします。

離婚したひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費の確保は非常に重要になります。養育費は、子どもが自立するまでの食事や医療、教育に関わる生活費などを指し、離婚前に親の話合いで金額や期間の取決めをするのが一般的とされています。離婚後に子どもを引き取った側に対して支払い義務を負いますが、2016年度の厚生労働省の全国調査では、実際に受け取っている母子家庭は24.3%にとどまっています。また、母子家庭の半数は養育費について取決めをしておらず、法的な効力を持つ公正証書等を作成している家庭は、全体の4分の1となっています。離婚後に、別居している親からの養育費の支払いを十分に受け取っていないことが、ひとり親家庭の貧困の要因の一つと指摘されています。このような実態から、養育費の不払い時に法的措置に移行しやすくなる公正証書の作成や、不払いに民間の保証契約をするための費用を補助する自治体も増えています。国も、従来から実施していた離婚前後の親を対象にした自治体向けの補助メニューに、公正証書の作成や養育費の保証契約への助成も追加し、自治体の取組を後押ししています。そこで、現状についてお伺いいたします。

子どもの貧困率、ひとり親家庭の貧困率について、現状をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 厚生労働省の令和4年国民生活基礎調査によりますと、相対的貧困率であります。子どものいる世帯の貧困率が11.5%、ひとり親の世帯の貧困率が44.5%でございまして。日本国民全体の世帯の貧困率が15.4%であることと照らし合わせますと、ひとり親の世帯の貧困率は高いと思われまして。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 養育費補助支援事業の本村の現状について、お尋ねいたします。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 養育費確保事業の本村の現状及び今後について、申し上げます。

現在、群馬県生活子ども部児童福祉課で進めております養育費等確保支援事業について、概要を申し上げます。県内の調査につきましては、県で行っております。1つ目として、養育費請求調停申立て等経費補助。離婚後に養育費の取決めのために、調停の申立てを弁護士に依頼したときの費用、着手金に限るものです、これを上限10万円として補助しております。2番目として、公正証書等作成経費補助。養育費の取組について公正証書を作成したときの手数料などを、上限8万円として補助しております。3番、養育費強制執行申立て等経費補助。未払いの養育費について、強制執行の申立てを弁護士に依頼したときの費用、着手金に限るものとして上限10万円を補助しております。4番目、養育費保証契約締結経費補助。保証会社と養育費保証契約を締結したときに、初回保証料として上限5万円を補助しております。これが5番目、最後となります。ADR申立て等経費補助。認証ADR事業者、民間の公正な第三者が話し合いによる解決をサポートする民間調停のことでありますが、こちらを利用してADRに係る申立て費用など上限5万円として補助しておるものでございます。いずれも、ご利用できる方は、県内の町村に居住するひとり親の方で、児童扶養手当の支給を受けている方か、同等の所得水準にある方、加えて、対象となる経費を負担している方等の要件を全て満たす者が対象となっております。

また、周知方法に関しましては、群馬県ホームページに掲載されているほか、本村では、児童扶養手当の現況確認手続の際に、全対象者にパンフレットを配布し、周知徹底を図っておるところでございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時29分休憩

午後1時29分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 申し訳ありません。先ほど5つの補助制度を申し上げましたが、2番目のところで、公正証書を作成したときの手数料などの上限を8万円と発言してしまいました、上限は3万円でございます。修正のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 富澤住民生活課長から訂正の申立てがあったので、許可いたします。
12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、子どもを守るAIアプリについて、お伺いいたします。

SNSを通じて犯罪に巻き込まれた18歳未満の子どもが、昨年一年間で1,665人に上り、このうち小学生が、前年比25人増の139人と過去最多だったことが警察庁のまとめで分かりました。小学生の被害者は10年前から約5倍に増えており、警察庁は、スマートフォンの利用の低年齢化が背景にあると見ています。そのような中、安心して子どもにスマホを使わせるために開発されたAIアプリの一つが、コドマモというアプリです。このコドマモというアプリは、どういうものか説明をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議員ご質問にありますコドマモというのは、スマートフォンを使う子どもをAIで見守り、安全を守るためのスマートフォン用アプリというふうに承知をしております。主に子どもの危険を早く察知して防ぐことを目的につくられていて、保護者用アプリと子ども用アプリの2つで構成されて、保護者用のスマートフォン、子ども用のスマートフォンにそれぞれインストールするということで機能するものというふうに承知をしております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 本村においても、子どもを守るために、AIアプリ、こういったものの周知啓発を行ってはどうかと思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 特定のアプリケーションについて教育委員会として周知啓発することについては、教育委員会はちょっと難しいというかできない状況でございます。しかし、子どもがスマートフォンを持つということが当たり前になってきているという現状を踏まえて、子どもを犯罪から守るためのアプリケーションがあるということを知ること、それから、こうしたアプリケーションの活用を含めて、犯罪被害を防ぐための啓発については必要と考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、小学生の5人に一人がタブレット端末でのトラブルの経験があると

いわれています。その主なトラブルは、クラスメイトの盗撮、チャット機能でのいじめ、授業中に有害な動画やゲーム、友人のなりすましなどです。2020年11月、東京都町田市の小学6年生の女子児童が、いじめを訴え自殺した問題で、タブレット端末が使われていたとのことでした。貸与されたタブレット端末には、女兒を指して、「うざい」「キモい」「死んで」といった言葉が並んでいたとの証言もあったようです。こうしたタブレット端末での問題を解決するために、本村では、どのような対策を行っているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 大変痛ましいで事例だなというふうにお話を伺っていて思いましたけれども、本村で児童・生徒に貸与しているタブレット端末にはフィルタリング機能があり、不適切なサイトへ接続はできない状態になっております。チャット機能につきましても、児童・生徒同士のやり取りを制限する等学習に必要な機能は使わないようにという設定をしております。学校内で使用する限りにおいては、適切な使用ができるものと捉えております。また、貸与に当たっては、学習のために用いるということを大前提に、一定のルールにのっとりて使用するよう指導を徹底しております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 学校配布の学習用タブレット端末は、自宅に持ち帰ることができるため、その時間帯の管理まで学校や教員に求められた場合、対応は難しいと考える。そこで、子どもを被害者にも加害者にもさせないために、実証事業の可能性も含めて、学校配布の学習用タブレット端末にこういったAIアプリをインストールしてはどうかと考える。見解をお聞きいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議員ご指摘のように、学校外でのタブレット使用について、使用時間や使用の仕方を教職員が全て管理することは不可能だと思っています。また、フィルタリングサービスを利用したりルールを設けたりしても、その枠組みを超えていく子どもがいるということも想定しなければいけないと考えております。一定のルール、枠組みを設けることはもちろん必要であると考えておりますけれども、もう一つ大切なのは、情報端末は危険なものも含め様々な情報があふれる世界の入り口であるという認識を子ども自身が持って、自分の成長のためにどのようにその端末を使うのがよいかということを考えて、危機を自分で回避できる力を養うことであると考えております。学校も保護者も、その目的を共有して、ともに情報交換しながら子ども見回することを第一義に据えなければならないというふうにとらえております。

特定のアプリケーションを導入するかどうかについてお答えは差し控えたいと思いますけれども、タブレットのフィルタリングサービス、アプリケーションについて、その機能や価格を十分に検討して、子どものタブレット使用環境の安全性を高めることについては、引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子どもを、ヤングケアラーと呼んでいます。このヤングケアラーの実態について、2021年以降、国でも調査が進められ、厚生労働省と文部科学省が連携したヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームが立ち上がり、ヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげる体制が必要であるとの検討結果がまとめられております。学校におけるヤングケアラーの実態把握の状況について、お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校においては、令和7年7月に示されました通知、文部科学省の通知です、ヤングケアラー支援における学校等とヤングケアラー支援担当部署との連携についてという通知に即して支援を行っております。子どもと接する機会が多く、また接する時間も長い学校だからこそ、子どものささいな変化に気づき、その気づきを共有するように努めております。ヤングケアラーに限りませんが、児童・生徒が置かれている困難な状況を把握することを目的に、月1回程度、生活に関わるアンケートを実施してございまして、アンケート実施後、必要に応じて詳細な聞き取りを行っております。また、養護教諭やスクールカウンセラー、校内教育支援センター担当者やスクールソーシャルワーカー、児童相談所や保健師、福祉担当職員などが、保護者や子どもに関わる中で気づいたことを共有できるよう日頃から連絡を取り合っております。こうしたきめ細かな観察と連絡により、実態把握を行っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 次に、子どもが家の手伝いをしたり兄弟の世話をしたり、家族で支え合うのは大切なことでありますが、しかし、子ども本人が不調になる、やりたいことができないなどの大き過ぎる負担は、家族の不調でもあり、社会で解決すべき課題です。大人が果たすべき役割を彼らが背負うことなく、自分の人生を選択して生きてもらうために、社会の仕組みづくりと連携が求められています。そして、ヤングケアラーへの支援として一番大切なのは、関係機関同士の連携だと考えら

れます。そこで、現在の村の対応をお聞きいたします。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 住民生活課のほうで答弁させていただきます。

子ども・若者育成支援推進法にはヤングケアラーが定義されており、そこではおおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によってはおおむね40歳未満の者が対象とされています。その中では、要保護児童対策地域協議会、以下要対協と申しますが、要対協で扱うヤングケアラーは、児童福祉法に基づき18歳未満の者が対象となります。18歳未満のヤングケアラーへの対応は、こども家庭センターなどがサポートプランの作成や支援を行うこととされており、要対協では、ヤングケアラーの中でネグレクトや心理的虐待などの虐待事案がある場合に対応を行うことになっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） それでは、今後の村の取組について伺いたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 今後の取組について申し上げます。

住民生活課では、まず要対協の実務者会議を毎月1回開催しております。実務者会議の構成員は、群馬県北部児童相談所、群馬県伊勢崎保健福祉事務所、渋川警察署、教育委員会学校教育課、保健相談センター、住民生活課の職員とされており、毎月、ケースの情報共有、支援方針の決定を行っております。それから、問題解決のために、介護、障害福祉、生活保護、生活困窮の専門家たちが、日頃から小・中学校や学校教育課、住民生活課と密に連絡を取り合い、他課からの心配な家庭の報告があった場合は調査を行うなど、潜在的なヤングケアラーの把握にも努めております。加えて、ネグレクトや心理的虐待などの虐待事案が確認されたときは、個別ケース検討会議を招集することとなっております。

議員のおっしゃるとおり、ヤングケアラーへの支援として一番大切なことは、関係機関同士の連携です。令和8年度予算案にもありますとおり、改正児童福祉法により設置が努力義務となっていたこども家庭センターを、健康保険課と当課にて連携して設置いたします。今まで行っていた保健相談センターの母子保健機能と、住民生活課で行ってまいりました児童福祉機能を一体化し、課を超えて2つの機能を強化して、村の全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの相談支援を行っていく所存であり、この中にヤングケアラーも対象となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 以上で終わります。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位3番清水健一議員の一般質問を終了いたします。
暫時休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後2時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位4番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

6番須田仁美議員。

〔6番 須田仁美君登壇〕

○6番（須田仁美君） 皆様こんにちは、6番須田仁美でございます。前は感染症のため一般質問がかなわず、関係各位の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

早速ですが、1、公共施設整備の進め方と計画性、安全性の確保について質問します。

今回のしんとびあ及び新しい学校給食センターの整備は、住民サービスの向上とともに、将来世代への財政責任を伴う村の将来に関わる大きな決定でもありました。特に複合化、集約化を進める場合には、建設だけではなく、旧施設の除却、跡地活用、財源の確保までを一体して整理することが重要です。これまでの中央公民館からしんとびあの移行に当たり、名称、住所変更のみの条例改正が行われましたが、中央公民館の位置づけや今後の扱いについては十分整備されていたのでしょうか。そうした経緯も踏まえて、公共施設整備の進め方について伺います。

複合化・集約化を伴う施設整備においては、旧施設の除却費についても、公共施設等適正管理推進事業債の集約化・複合化事業の対象となり得る制度があります。こうした除却費等についても、事業計画の段階から変更して総合的に検討してきたのか。今後、財源確保や安全管理の観点も含めて総合的に整理していく考えがあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 公共施設の整備等につきましては、国から公共施設等総合管理計画の策定に関する指針が示されておりまして、その中には、全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題になっていること、そして、地方公共団体が厳しい財政状況にある中で、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を予想して、早急な公共施設等の全体状況の把握と長期的視点に基づく更新、統廃合、長寿命化を計画的に行って、最適な配置の実現が必要になっていると示されておりまして。本村におきましても、この指針に沿った財政負担の平準化を考慮した計画的な旧施設の解体や跡地利用

を含む公共施設の整備を進める必要があると考えております。

こうした中で、新しい施設の整備に当たっては、旧施設の解体や建物の状況を把握した上での再利用や跡地の利用等、借地の返還等の想定も含まれます。それら検討を並行して行うこととしております。しかしながら、旧施設の解体につきましては、安全確保と効率的な行政運営の両面で必要なことであると考えますが、多額の費用を要するものでもあるため、解体が必要か検討した上で、解体が必要なものについては、地方債等を活用するなど財源を確保しながら事業を進めていきたいと考えております。

なお、新たな公共施設の整備と既存施設の管理に関する解体や跡地利用も含めた長期的な見通しの困難性について述べさせていただきたいと思っております。

須田議員ご指摘のとおり、新たな公共施設を建設する際には、将来世代に過度な負担を残さないよう既存施設の統廃合や長寿命化を含めた公共施設等総合管理計画との整合性を図ることが大原則でございます。しかしながら、十数年先を見据えた長期的な見通しを持って計画を遂行することは、実務上非常に難しい側面もございます。その最大の要因につきましては、社会情勢の変化の速さと施設寿命のタイムラグでございます。公共施設は、一度建設すれば、40年、50年と使い続けることとなりますが、その間の人口動態や村民の皆様のニーズ、そして村の財政状況は、刻一刻と変化いたします。建設は、当時には最適であった計画も、10年後、20年後には実情と乖離してしまうリスクを常に抱えております。また、新たな施設を建設すれば、一時的にせよ公共施設の総床面積が増加し、将来の維持管理費、いわゆるランニングコストや更新費用が増大いたします。これを相殺するために既存の施設の廃止や複合化を検討いたしますが、愛着ある施設の廃止には、地域の皆様と慎重な合意形成が不可欠であり、これには重大な時間と労力を要するため、建設のスケジュールと完全に同期させることが難しいのが現状でございます。

本村といたしましても、長期的な視点を持つことの重要性を十分に認識しつつも、不確実な未来に対しまして柔軟に対応できるよう、計画の固定化等を避け、適時適切な見直しを行いながら、慎重に判断してまいり所存でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） （2）しんとぴあ整備事業についてです。

本事業においては、供用開始までを見据えた全工程表を作成し、その進捗を適切に管理、事業完了後には、計画と実績の差異や課題を整理して事後的な検証を行っているのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） しんとぴあ並びに学校給食センター整備事業、防災中枢機能施設整

備事業実施に当たりましては、平成30年度に策定された榛東村まちづくり計画基本構想基本計画の整備スケジュール全体計画によって進められてきたものでございます。実際に工事に着手する段階に当たっては、補助金の交付申請事務や各種工事はもちろんのこと、説明会の実施や備品購入、例規の整備、愛称の決定や開所式典、開会イベントの実施など、多岐にわたる項目について計画を立てて進めてきたところでもございます。そうした中にありましても、各種工事の進捗状況や隣接するバイパス工事との調整、突発する不測の事態対応等、そのほか説明会での意見を反映した例規の検討など、逐次スケジュールの見直しや修正を行いながら、防災中枢機能施設の完成に至ったところでございます。

今後の公共施設整備に向けて検証を行う考えはあるかのご質問でございますが、今後同様の施設整備に備えて記録を残し、参考にできるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 今後同様の公共施設整備に対しても、検証結果を残して反映させていきたいというお考えということで伺いました。ぜひ後世に検証結果をしっかりと残していただき、次の整備に当たっての指針となるようにしていただきたいと思っております。

続いて、2、学校給食における飲み物の選択と配慮について伺います。

現在、本村の学校給食において提供されている飲み物の考え方について、確認いたします。

まず、（1）です。学校給食で提供する牛乳の代替として、現在行われている個別対応の状況を踏まえ、今後希望する家庭の実態を把握するため、広く家庭への保護者アンケート等により希望を把握する考えはあるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） アレルギーや体質、それから信仰とか思想信条等によって牛乳が飲めない児童・生徒の皆さんに対して、代替飲料を提供することが榛東村ではできます。アレルギー調査の際に、アレルギーのほか乳糖不耐症など体質的な理由についてまずは確認をしております。また、信仰や思想信条により牛乳飲めないというご家庭があることは承知をしております。そうした方も含めて、アレルギー等によって牛乳が飲めないお子さんについては、学校にお申出をいただくよう給食センターからのチラシ等でも承知をしております。保護者の方からの申出があった場合には、その理由の妥当性を都度検討させていただいております。理由の妥当性が認められれば、代替飲料の提供というようなことにつながっております。

学校給食設置基準によれば、一日に必要なカルシウムの約半分を給食で摂取することが目標である、牛乳は、その目標を達成する上で大変効率的な食品です。成長期の子どもに必要なカルシウム、それから良質なたんぱく質、ビタミンB2などの栄養素をバランスよく摂ることができる食品であっ

て、牛乳以外の食品でそれらの栄養素を補うには、量や価格の面で困難さがあります。学校給食といましては、栄養のバランス、必要な摂取カロリー、価格や量等への影響を鑑み、あくまで牛乳を基本といたしておりますので、それ以外の飲料の希望については、申出を受け、都度検討し、可否を判断するという現状の取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 今ご答弁いただいた内容によりまして、（2）のほうですけれども、今も調査をしていただいて、申出によって応じた提供方法というものを配慮いただいているということです。選択制とする考えはあるのかどうかという、現在の運用が選択制となっているのかということで伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 選択制というのが、今現在行われているのが、申出があったお子さんに対して、牛乳以外というと豆乳か緑茶をお選びいただいているんですけれども、こうしたことの継続は行っていきます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 緑茶導入ということで、代替りのものを提供いただいているということでした。

続いて、3の発達特性に応じた支援と学校、家庭、福祉の連携強化について伺います。

特別な支援が必要な子どもたちが安心して学べる環境を整えることは、全ての児童・生徒にとっても大切なことであり、必要な課題の一つであると考えております。青少年育成の講演があった際にも、低学年期における適切な支援の有無がその後の生活や自己肯定感に大きな影響を及ぼすというお話もありました。

（1）支援を要する子どもへの学びの保証についてです。①発達障害や学習の困難、感覚過敏やHSP的傾向を含む特性を持つ子どもに対し、支援学校及び通常学級において合理的配慮や学びの支援をどのように行っていくのか、現状について簡潔に伺います。

なお、ここでいうHSPとは、医学的な診断名ではありませんが、感覚過敏や刺激の敏感さなど環境の影響を受けやすい特性を表す概念として教育現場でも徐々に広がってきているものと認識しております。その点も踏まえて現状の取組について伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 簡潔にというお話でしたけれども、ちょっと非常に幅広い内容になるかと思うので、どこまで簡潔にお答えできるか分からないんですが、ご了承くださいませ。

発達障害、学習上の困難等々様々な特性を持つお子さんに対しての支援ということでございますが、まずは、丁寧なアセスメント、本人・保護者の希望や願い、医師や専門家の意見等を踏まえて、個別の教育支援計画、それから個別の支援計画にのっとって支援を行っております。合理的配慮につきましても、親御さんやご本人と十分な話し合いをしながら、お子さんの発達特性による困り感を軽減できるようにしております。配慮の例といたしましては、まず支援員の配置、それから校内のバリアフリー化、それから掲示の工夫、それから音声によらない指示、具体的には視覚情報による指示ということですが、それからFM補聴器の利用、イヤーマフの装着、クールダウンするためのスペースの確保、パーティションの設置など、お子さんに合った、かつ合理的と認められる範囲で行っております。

また、支援学級や通級指導教室におきましては、特別の教育課程という、そのお子さんの特性に応じたカリキュラムを組んで指導しております。そのカリキュラムにつきましても、先ほど申し上げたとおり、アセスメント、本人・保護者の願い等個別の教育支援計画と密接に関わらせながら設定しております。それから、HSPハイリー・センシティブ・パーソンの方という、そんな傾向のある方へということもございましたので、そちらについても同様に、合理的と判断できる範囲で対応はしております。イヤーマフの装着やパーティションの設置、クールダウンスペースの確保などが挙げられると思います。全ての教職員の共通理解の下、困り感を軽減するための対応をしております。その子の特徴は個性として認めて、困り感に寄り添えるような温かな人間関係を学校全体で育むということも大切にしております。

なお、時間割や授業設定、設計等ということも含まれますので、ちょっとその辺についても、もう少しということであれば重ねて質問いただければと思います。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

[6番 須田仁美君発言]

○6番（須田仁美君） イヤーマフですとかクールダウン、パーティションということで、感覚の特性とか学習の上での困難に十分に配慮いただいているんだなということが分かりました。そういった感覚過敏等も登校しづらさにつながるということもあると言われております。県では、不登校という表現をユニパスと改めて、子ども一人一人の多様な学びの在り方を尊重する考え方が示されておりますが、村ではどのような配慮や支援を行っているのか、伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 今、議員からユニパスという県で新しくつくった言葉がご質問の中にございました。ユニパスというのは、ユニーク、一人一人の、それからパス、道、一人一人の道を表す県教育委員会の、県からの示された言葉でございます。子どもの学び場の多様化と社会への認知拡大を目指して、高校生リバースメンター、知事への政策提言を行う高校生ですけれども、この高校生リバースメンターの提案によって生まれた言葉だということで理解をしております。基本的には、不登校というふうに今まで言ってきたことへの支援について、ユニパスという言葉に置き換えて県は説明をしているということですのでけれども、不登校の要因は様々でございます。先ほど来議員ご指摘のとおり、発達特性や感覚過敏による困難さがあるって不登校になるケースがあるということも承知をしております。まず、学校としましては、そういった発達特性を要因とする不登校をまずは生まないように、お子さんの困り感に寄り添ってアセスメントをし、本人の特性や特徴による困難があるとすれば、それを軽減するような支援、合理的配慮、必要な指導を行っていくということが大前提でございます。

そうではあったとしても、お子さんの状態によっては不登校ということにもなってしまうということも当然現実的にはありますので、不登校の状況であっても、保護者の協力を得ながらアセスメントを行って、背景となる困難さを軽減するような支援につなげていきます。例えばですけれども、各種相談機関との連携、それから、昨年度設置することができませんでした校内教育支援センターの活用、それからデジタルツールの活用などを具体的には行っております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） ありがとうございます。先ほど少しお話しいただいたように、通告にもあります支援学級における時間割や授業設計についてですが、生活にとって視覚的に見通しを必要とする児童・生徒にとって、重要であると考えます。その観点から、時間割はどのように整備されているのか、簡潔に伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 支援学級においての時間割については、やはり特別の教育課程を組みますというご答弁を先ほど申し上げましたけれども、その子の状態、発達特性に応じたカリキュラムを組むというのが大前提でございます。その中で、特別支援学級に特徴的な、必ず入れなくては行けないといわれているカリキュラムの一つが、自立活動です。そのほかにもいろいろあるんですけれども、簡潔にということですので、その子の特性に応じてカリキュラムを組みますということと、自立活動という領域が必ず入ります。これは、心身の調和的発達の基盤を培うことを狙いとして、自分の特性を理解し、その特性による困難を主体的に改善、克服できるよう様々な活動を行っております。

す。

また、通常学級においても、この自立活動の考え方や手法を踏まえて指導するということが求められております。ちょっと分かりにくいので、例えてご説明を申し上げます。例えばですけれども、模擬キャンプという体験活動を位置づけるとします。実際にキャンプするための準備やキャンプそのものを行うプロセスの中で、特性に応じて様々な学びがあるように意図的にプログラムを組んでいきます。例えばですけれども、LD傾向、読み書き計算に苦手のあるお子さんが、計算が苦手でも、計算機の使い方を覚えればその困難が克服できるのだとすれば、キャンプに必要なものを買うためにその予算を立てるという課題に意図的に取り組ませるとか、コミュニケーションが苦手なお子さんがキャンプでカレーを作るという場面で、ニンジンの皮をむく、切るという作業を仲間と分担して行って、誰かと一緒に作業をするときのコミュニケーションスキルを学ぶとか、ほんの一例ですけれども、全て社会に出たときに求められるスキルですので、それを模擬キャンプという楽しい体験活動として学ぶというような教育課程が組まれております。通常学級における様々な体験学習も同様でございます。例えば伝統芸能体験でお面を作るという体験なんかもしておりますけれども、講師としてお見えになるのは、子どもたちにとっては好意的に関わってくれる、安全で、でも知らない大人ということですので、その方に、分からないこと、困ったことを尋ねるということも、特性を持ったお子さんにとっては大切な学びとなることがあります。「教えてください」と声をかける、自分が困っていることを説明する、うまくできないという気持ちになっても、感情をコントロールしてかんしゃくを起こさないようにするなど、学びはお子さんにとって様々です。そうした学びが成立するように、必要な支援や合理的配慮を適時適切に行うために、支援員等も配置をしております。子どもの興味関心や特性の状況を踏まえて、それぞれに必要なカリキュラムを組んでいるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 模擬キャンプは、中学校の参観日でも見させていただいておりまして、とてもいい取組だと思いました。こういった感覚特性、そういったHSP的傾向の理解を深めるために、教職員研修、校内での情報共有をどのように行っているか、定期的に行われているかという点について、現状について簡潔に伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 子どもの発達特性に基づく個別の支援計画、個別の教育支援計画は無論ですけれども、支援員やその子どもに関わる教職員全てが日常的に情報共有はしております。支援の在り方につきましても、情報共有に基づき相談しながら決めておりますし、都度振り返りながら、よりよい支援の在り方を模索しています。また、県教育委員会による特別支援教育コーディネー

ターの研修は定期的に行われており、都度含めると、校内・園内における伝達講習を行っております。教員は、群馬県総合教育センターで行われている研修への参加もしておりますし、特別支援教育に造詣の深い専門家を村に招聘し、研修も行っております。特別支援教育に長く関わってきている大学教員を村の教育支援員として任命し、ケースに応じて助言を得られるような体制も整えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 次に、③番、ドイツ等では、到達度で学年や学び先が選定される配慮があったりとかしますけれども、日本の学校制度では、学習の到達度が決まっております、進級していく仕組みがあります。その中で、学習の理解が追いつかないまま進級する子どもに対して、学校としてどのような支援が重要であると考えているのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まずは、分からないという状況が生じないように、教員が指導の工夫を重ねることがまずは第一に努力すべきところだというふうに考えております。その上で、学習の全てを十分に理解して進級していく児童・生徒はむしろまれでございます。学習内容の中で理解できない部分があったとしても、次の学年で学習を行う中でカバーすることが可能なように学習指導要領は構成されておりますし、教科書の単元配列も工夫されております。

なお、知的特別支援学級においては、お子さんの障害特性に応じて下の学年の内容を扱うこともできます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 次に、（2）番、教育、福祉、家庭の連携と支援体制について伺います。

①学校、家庭、福祉、相談支援機関、放課後等デイサービス、訪問支援事業や県の発達障害支援センターなどとも横断的にありますけれども、そういった連携を横断的に情報共有、協議を行う仕組みがあるのか。また、あるのであれば、その調整の中心となる担当者は村でいて、個別指導計画や個別計画がされているのか、現状について伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校は、保護者の了解の下、定期的または必要に応じて、お子さんに関わる関係諸機関の担当者と情報交換を行っております。それぞれのお立場やその視点から捉えてお子さんの情報を共有することは、アセスメントのためにも支援計画や方法を不断に見直すために

も不可欠であるというふうを考えております。県の発達支援センターに限らず、総合教育センター、中部教育事務所や県の教育委員会が実施するエリアサポート事業などを利用して、専門的な立場からの助言を積極的に得るようにしています。各学校には特別支援教育コーディネーターがおりまして、一般的にはそのコーディネーターが調整や障害を担当することが多いです。無論担任や管理職、場合によっては支援員なども含めて情報共有は行っております。

それから、個別の計画については、基本的に支援を要する全てのお子さんについて主に担任が中心となって作成されており、その内容については、子どもに関わる全ての人が共有するということが大前提となっております。コーディネーターが計画の全てを作成するというケースはまれかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） ②番、発達特性や感覚の特性が多様化する中で、一人一人に合っている支援を充実させていくため、総合的な話になりますけれども、どのように合理的配慮の取組を進めていくかというところの考えをお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 発達特性、感覚の特性が多様化する中でということですが、大きな流れの中で、個別最適な学びと協同的な学びを充実させなさいということがここ数年求められております。発達特性のあるお子さん、児童・生徒については、特にそれぞれの児童・生徒に合った個別最適な学びの在り方を模索するということが大切になっていると考えております。本人が落ち着く空間で、本人のペースで学習をするということの保証をするために、タブレットを活用することは一つの有効な手段だと考えております。無論これまで行ってきた支援員の配置、クールダウンの場所の確保、掲示物の指示の出し方の工夫、可能な範囲のバリアフリー化などもアセスメントに基づき継続をしております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） それでは、③番、教員や支援員を含めて、子どもに日常的に関わる人材について、専門性を高めるための研修体制の充実をどのように図っていくお考えであるか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどのご答弁と重複するところもありますが、ご容赦いただき

たいと思います。

県教育委員会による特別支援教育コーディネーター研修には参加をすることや、それら県あるいはそれ以外の機関の研修に参加した場合には、都度含め校内・園内で伝達講習を行って共有するようにしております。また、特別支援教育に造詣の深い専門家を村に招聘して、研修も、これも定期的に行っております。それから、特別支援教育に長く関わってきた大学教員を村の教育支援員として任命しておりますので、本当にケースに応じて助言を得られております。こうした取組を今後も継続いたします。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 細かい質問でしたが、細かく丁寧にご説明いただき、ありがとうございます。

最後に、4、情報セキュリティ対策における県との連携と村の対応体制についてです。

なお、本質問については、専門的な技術の詳細を伺うというのではなく、村としての体制や責任の確認というところの観点で質問していきたいと思っております。

（1）県が運用する情報セキュリティクラウド、シーサート体制は、情報セキュリティ事故への対応や被害拡大防止を目的とする体制であると理解しておりますが、これらと連携する中で、村として担う役割や責任をどのように整理しているのか伺います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、群馬県が運用いたします情報セキュリティクラウドやシーサート体制との連携において、本村では、次のとおりの役割と責任について整理をしております。先ほど須田議員のほうからお話ございました、村として担う役割や責任についてどのように整理しているかという点でございます。本村が担う主な役割といたしましては、1つ目といたしまして、全庁的な組織体制の確立と情報資産の適切な管理、2つ目といたしまして、職員への教育・啓発による人的セキュリティの強化、3つ目といたしまして、緊急時対応計画に基づく迅速な対応体制の整備、4つ目といたしまして、定期的な監査、自己点検による継続的改善、5つ目といたしまして、県のセキュリティクラウドを活用した高度なセキュリティ対策の実施となります。

また、本村が担う責任の所在ということでございます。村が保有いたします情報資産の保護につきましては、村が主体的に責任を負うこととし、県が提供するセキュリティクラウドは、その対策を、技術的に支援、強化する位置づけとなっております。よって、今後も群馬県との連携を密にしながら、村民の大切な情報資産を守るため、情報セキュリティ対策の強化に努めてまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） では、そのようなことを行っていく中で、人的なところで先ほどありましたけれども、職員の研修や訓練、そういったところの実践状況について、どうなっているでしょうか、答弁を求めます。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちら、職員の研修等につきましての実施状況についてでございます。群馬県自治体情報セキュリティクラウド運営部会におきましては、情報セキュリティーインシデント発生時に、迅速かつ適切に対応することができるようにするため、緊急連絡網の有効性の確認、被害拡大防止、ネットワークオペレーションセンターとの連携強化を目的として、毎年度インシデント対応訓練を実施しております。本村においても、当該訓練に担当職員が参加をしております。また、役場全体、職員全体に研修等を実施しているわけではございませんが、榛東村が参加する群馬県情報化推進協議会の群馬自治体情報セキュリティクラウド運営部会において研修等があるため、担当職員が参加をしております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 一部の職員の方は、そういった訓練に参加されたりしているということですが、全庁的に情報共有というところはしていただきたいなと思いました。

（2）情報セキュリティー事故発生時の初動対応、判断、公表、説明の考え方について、手順や基準をどのように定めているか、お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 榛東村におきましては、情報セキュリティーポリシーを定めまして、基本方針及び情報セキュリティー対策基準を設けております。また、情報セキュリティー実施手順としまして、具体的な手続や手順を設けているところでございます。今回、地方自治法の改正に伴い、サイバーセキュリティーの確保の方針策定が必要となり、セキュリティーポリシー等の見直しを予定しております。策定した際には、先ほど須田議員のほうからもお話がありましたように、全庁的にまずは共有し、そして情報漏えいなどの事故が発生しないよう防止の観点に重点を置くとともに、万が一にも事故が起きた場合についても、適切な対応ができるよう整備体制に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 今後の着実な体制整備を期待して、以上でございます、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位4番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩

午後2時55分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位5番浅見隆議員の一般質問を許可いたします。

5番浅見隆議員。

〔5番 浅見 隆君登壇〕

○5番（浅見 隆君） 議席5番浅見隆でございます。

今回の一般質問は、最初に、本村のハラスメント防止制度について。職員管理・ハラスメント対応が副村長の所管事項であることから、答弁者は副村長としてお答えいただきたいと思います。その上で、本質問は、村全体の職場環境と行政運営に関わるものであるため、村の責任者としての考え方も含めて伺いたいと思います。

今後、特別職を含む職員全体において、大声や威圧的な言動、ものに当たるなどの行為が発生した場合、村としてどのような基準に基づき、どのような対応や処置を取っていくお考えなのか。また、これらの行為については、個人情報に配慮しつつ事案として把握し、再発防止につなげていくことが重要であると考えますが、村としてどのような取組で対応していくのか。ハラスメント規程9条3項の副村長としての立場から、村の考えをお聞かせください。

職員が安心して働くことのできる職場環境を確保することは、村民サービスの向上にも直結するものです。私ども議員を含めた全ての関係者がハラスメントを起こさない意識を共有し、円滑に議会活動、行政運営が行われる様東村であるよう重ねて副村長の答弁を求めます。また、本質問の最後に、村長のご所見を伺う予定です。

それでは、前置きが長くなりましたが、1問目の質問に入らせていただきます。

1、本村のハラスメント防止制度について。

（1）令和7年12月議会、宮崎議員のパワハラ関連質問の回答を参考にしまして、①ハラスメント職員アンケート調査結果の報告において過去3年間で34%の職員がパワハラを受けたとのことですが、その後、村側の真摯な対応について結果をお尋ねいたします。

それでは自席にて行います。

○議長（善養寺 孝君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 議員ご指摘のように、榛東村職員のハラスメントの防止等に関する規程では、私がこれの責任者になっていますが、現在の質問につきましては事務的なことですので、所管課長より答弁させていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、浅見議員のご質問、こちらのところでございます。最初に、職員アンケートを取りました趣旨・目的につきまして答弁させていただきたいと思っております。

趣旨・目的といたしましては、本村では、職員が安心して働けるよう、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント及びカスタマーハラスメントなどの防止に取り組んでいるところでございまして、職員の意識向上や防止対策を進める上での参考とすることを目的といたしまして、実施しました。本調査結果につきましては、回答者の認識に基づく主観的な回答を整理したものでございまして、集計された数値や事例が直ちにハラスメントの事実を確定させるものではございません。

ハラスメントの認定に当たっては、厚生労働省の指針に基づき、行為の背景や前後の状況、当事者双方へのヒアリング及び客観的な事実確認等を通じまして、多角的な視点から慎重に判断を行う必要があります。先ほど宮崎議員一般質問においてハラスメントの調査の進捗状況について報告させていただいておりますが、現在全ての設問に対しましてのアンケート結果を職員にフィードバックできるよう取りまとめて作成し、報告しようとしているところでございます。

なお、今回のアンケートにつきましては、匿名による回答で実施したものでございまして、個別の案件について把握、解決することを目的に実施したのではなく、ハラスメントに関する実態をまずは把握するために実施したものでございます。

なお、ご承知のこととは思いますが、職場におけるパワーハラスメントとは、1つ目といたしまして、優越的な関係を背景とした言動であって、2つ目、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、3つ目といたしまして、労働者の就業環境が害されるものでございまして、3つの要件を全て満たすものと定義されております。今後につきましては、アンケート結果を職員にフィードバックし、実情を周知するとともに、村といたしまして、引き続き各種ハラスメントに関する研修等を実施し、ハラスメント防止対策の徹底を図るなど、ハラスメントのない働きやすい職場づくりに取り組んでまいり所存でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 先ほどの答弁は、前回の宮崎議員のときの答弁と同じだと思うんですが、パ

ワハラを受けたというのは、加害者でやった側の関係というのは考慮していませんよね。まず、受けた側がパワハラと考えると思うんです。これについて、どのような状況下で調べたか、多分総務企画課長が窓口になってやっていると思うんですけれども、これ非常に結果についての、今度はその原因の究明と、職場自体の安定というか、日頃の職場がちゃんとできるかできないかというところにかかっていますので、その結果について分析して、やはり働きやすい職場にやらなければならないと思うんです。もうこれ去年の12月だったんですけれども、私、これ持ち上がったのは、相談を受けましたのは、去年の3月、もう一年たちます、はっきり言って。その内容的には、今言った3つの事柄だけではなくて、個人が追いつけないほどの仕事量を、課長を通じてじゃなくてじかに持ってこられて、やめるかやめないかという相談に来られました。これは個人ごとですからあまり言えないですけれども。ただ、そういうもので、やはり仕事の中でも重大かつ自分で扱えない業務までやられた場合には、非常にそのものというのは困難を極めます。だから、そういった事案がありましたので、だから、やはり総務企画課長以下、職員に対する規定なんですけれども、この中で、特別職のある方のパワハラが起こった場合のことが想定されていません。だから、内部処理的なもので処理していくと、非常に最後には原因の追求が難しくなってくると思うんです。それを私も、パワーハラスメントの防止規程を見て、どういうふうに答えたらいいかと考えまして、そこで追求したのが、やっぱり三役のパワハラに関しても、外部窓口についてもきちんとした規定を設けなければできないと思っております。今後これは随時述べていきますけれども。

次に入ります。

次に、また同じことです、61%。自分以外の職員がパワハラを受けている、61%、約3件との回答でしたが、1件ごとに原因処理を含めてやっていますか。これも同じ事態だと思いますよ。やっぱり個人情報云々ではなくて、パワハラの関係というのは、私も個人情報というのを調べました。こういった事例のパワハラに関しましては、個人に聞いて、これは分析をして、この結果をきちんと成果として出さなくちゃならないと思うんです。だから、個人情報というのは、パワハラの関係というのは個人情報云々とはまた違うと思います。的確にこれを分析して、その結果を踏まえてよくすることを考えなければならないと思いますよ。個人情報というのは、やはり使い方によってまた間違いが生じますので、その点よろしく願いいたします。答弁よろしく願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議長、すいません、反問権を使わせていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） ただいまの反問権については、これを許可いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど浅見議員のご質問の中で、自分以外の職員がパワハラを受け

ている61%、約3件とおっしゃられたと思います。そこで確認をしたいのですが、そちらにつきまし
ては、いつ誰がその数値を回答したのでしょうか。また、何に基づく数値か、その根拠となるもの
を確認させていただきたいのですが、教えていただけますでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） すぐに出しますので、暫時休憩していただけますか。一、二分で出します。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後3時7分休憩

午後3時7分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

5番浅見隆議員。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 先ほどの総務企画課長の件ですが、ハラスメントに関わる職員アンケート集
計結果速報、これは村のあれに載っかっていまして、そこから引っ張り出しました。その中に、64%
というのがございます。「あなたは過去3年間のうちに、自分以外の職員がパワハラを受けているの
を見聞きしたことはありますか」というところで、2.43件、61%は「ある」と答えています。この件
です。よろしいですか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長、よろしいですか。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 休憩を。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩

午後3時18分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの浅見議員のところで確認をさせていただきました。先ほど
村のホームページのほう等で掲載されているか。

○議長（善養寺 孝君） 一倉課長、ちょっと待って。その確認でよろしいですかと聞こうと思っ
たんですけども。

総務企画課長、それでよろしいですか、反問権、言ったとおりの。

○総務企画課長（一倉 学君） はい。

○議長（善養寺 孝君） 答弁を再開いたします。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど浅見議員のご発言でございました村のほう、SNS、ホームページ等でそちらをダウンロードされたというような発言がございましたが、現在、今先ほど確認させていただいた中で、榛東村ホームページのほうでは、そのキーワード等を検索しましたが、ヒットしない、つまり掲載をしていないというような状況でございます。また、そちらにつきましては、担当者のほうにも確認をさせていただきました。

あと1点、こちら先ほどの、自分以外の職員のパワハラを受けている、61%、約3件と浅見議員がおっしゃったんですが、こちらのほうで集計の速報値によりますと、違う数値というところがございますので、そこにつきましては訂正をお願いしたいと思っております。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） この件につきましては、私もうちに帰りまして、よく出したものを確認してまたご報告いたしますが、この件につきまして、私は事前の関係で出しておりますので、その時点で、この61%というものに関しましては、分かったんだったらフィードバックしてもらいたかったです。今この場でもって反問権でやられるということになると私もちょっと戸惑いますので、この件につきましては反故にいたします。次に行きます。後でまた私のほうでも調べたことに関しては報告いたしますので、次の問題に、質問に行きますので、お願いいたします。

次、（2）の仮に特別職の三役がパワハラの該当者と回答された場合、執行の対応はどのように対処いたしますか、お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど浅見議員、仮にということございました。仮にということでございますので、あくまでも仮定での答弁ということでさせていただきたいと思っております。

職員からハラスメントに関する相談があった場合につきましては、事実確認の調査を行う等、先ほども述べさせていただいておりますが、榛東村職員のハラスメントの防止等に関する規程に基づきまして、その案件に応じて対処したいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 村の規程の処理委員会は、自主的に独立して機能できる制度設計になってお

りますか。すなわち、特別職がパワハラをした場合の処分権者は村長ですか。手続の規定はちゃんとございますか、質問します。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらの手続についてというところでございます。こちらも先ほど来申し上げさせていただいておりますが、榛東村職員のハラスメントの防止に関する規程、こちらで定めております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 私は、仮ですよ、仮に三役の方が加害者の場合にはどうなるのかということ質問している。一般職員はこの規程の中にございます。三役、これは、職からいえば、副村長、教育長、こういった方たちがパワハラを起こしたときには、どのような対処の仕方をしますかということ聞いております。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらのところでございます、事業主が、職場における優越的な関係を背景といたしました言動に起因する問題に関しまして、雇用管理上、講ずべき処置についての指針においては、「事業主は相談に応じ適切に対処するために、必要な体制の整備といたしまして、相談窓口をあらかじめ定める処置等を講ずること」としております。また、先ほど来申し上げております榛東村の職員のハラスメントの防止に関する規程のほうの役割10条、委員会の役割でございます。委員会は、必要に応じて関係者から事情聴取する等事実関係の公平かつ公正な調査を行い、苦情相談に係る処理対応策について審議し、総務企画課長に必要な指導、助言を行うというものでございます。また、第2項といたしまして、委員会は、問題の処理及び解決を図ることが困難であると認められるとき、または事案の内容もしくは状況から判断し必要と認められるときは、外部の機関等に相談し、または委託することができるものとする。そして、3項には、委員会が取り扱った苦情相談の内容、審議結果、対応状況等を任命権者に報告するとなっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 先ほど来、適正に処分する、外部調査にやる、こういう項目は前回もお聞きしました。では、具体的に、仮にですよ、村長、失礼しますね、村長が加害者の場合にはどうなりますか。これはもちろん議会による不信任決議とか住民によるリコール、解職請求、刑事責任等にかか

と思います。ただし、この下の行政の長官である副村長、教育機関の長である教育長、こういった方々が、仮に、人間ですから分からないですよ、この人たちが仮に起こした場合に、どのような対処をいたしますか。外部調査の基準というのがございますか、どうですか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、先ほどの外部相談の基準というところでお話ございました。そちらのほうにつきまして答弁させていただきたいと思います。

こちら、榛東村職員のハラスメントの防止に関する規程に基づくハラスメント処理委員会が外部の機関等に相談等を行う基準についてでございます。当該規定に定められておりますとおり、委員会は、「問題の処理及び解決を図ることが困難であると認められるとき、または事案の内容もしくは状況から判断し必要と認められるときは」とされておまして、その事案の内容そして状況等から、委員会において判断し、決定するものでございまして、一律に基準を設けることは困難であると考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 私は仮にと言いました。仮にあった場合、それからなかった場合、今までにあったかないかは私は問うておりません。もしなかった場合においても、もしこれから先に起こるかもしれないということを想定いたしまして、それで「仮に」という言葉を使っています。あった場合であればあったで、誰がどのような処分方法をやっているのか。なかった場合には、どういう規定に基づいて、全て、懲戒解雇からそういったものというのがあるとは思うんですけども、そのものはちゃんと提示しておかないと、内部だけでやった場合だと、どうしても内部のものだけで処理をやった場合には、課長職以下の人たちというのは納得しないと思いますよ。これは、規制が甘くなってしまったら、誰もこういうパワハラの関係の相談はしなくなってしまいます。この危険性があるので、私はここで申し上げております。どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど来のハラスメントの防止対策についての答弁と重なる部分もございますが、ご説明させていただきたいと思います。まず、村では、ハラスメント防止に関する研修会を、全職員を対象といたしまして実施しております。こちらにつきましては、令和6年度、令和7年度と継続いたしまして開催しております。また、令和7年度におきましては、特別職も対象とし開催しております。そういったことで、ハラスメントの実態について把握し、防止対策に取り組むための基礎資料、そういった中で今回、村として初めて職員アンケートを実施したところでございます。

今後、当該結果を踏まえまして、引き続き各種ハラスメントに関する研修等を実施いたしまして、ハラスメント防止対策の徹底を図るなどの、ハラスメントのない働きやすい、先ほど来から申し上げさせていただきますが、働きやすい職場づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。先ほど来この規程に関しまして、相談窓口とか外部相談、こういったことをお聞きしております。違う観点からちょっとお話申し上げます。

（3）の本村職員のハラスメント防止等に関する規程について、ハラスメント相談窓口を総務企画課に設置されているが、一般職員が相談に行くには気分的にハードルが高くなりませんか、こういった質問をちょっと仮にしてみました。これはどういうことかといいますと、民間には労働組合があります。村には、公務員ですからありません。総務企画課が窓口になってくると思います。そういう関係でもって、やはり総務企画課というと、どうしても人事権が発生すると思いますので、その関係で、やはり職員が何か自分にハラスメントの関係でせっぱ詰まったことがあったときに、相談窓口として果たしてうまく利用できるか。進退にかけて多分相談に行くと思うんですよ。その代わり、もう詰まっていると思います、ハラスメントの被害者というのは。だから、そここのところの考慮の仕方、今後ともハードルの高い、ハードルというとおかしいんですけども、気さくに相談ができる窓口にしてもらいたいという意味から、こここのところを申し上げました。いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、窓口が設置されているがハードルが高いのではないかとということでございます。相談窓口の担当者と人事部門等が連携を図ることで、こちらができる仕組みとするということがまずは推奨されているということから、現在、総務企画課に相談窓口を設置しているものでございます。より一層職員が相談しやすい環境をつくるため、本年度から、外部のハラスメント相談窓口を、またハラスメントの相談に限らず、仕事のこと、人間関係のことなど、悩み事につきまして相談できる相談室カウンセリングを一般社団法人日本産業カウンセラー協会と契約しております、相談しやすい体制の整理をしているところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。以前から進展しましたね。大変にいいと思います。

次に、ハラスメントに対する委員会などは、問題の処理、解決が困難と認めるとき外部機関に相談とあるが、誰がどのような基準で外部へ委ねるか、お答えください。これ、先ほどと合うところがあ

るかもしれないですけども、お答えのほうよろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 浅見議員がおっしゃったとおり、先ほどの答弁と重複するところもございます。こちらの規程に基づくハラスメント処理委員会が外部の機関等に相談等を行う基準というところで同様にございまして、委員会は、問題の処理及び解決を図ることが困難であると認められるとき、または事案の内容もしくは状況から判断し必要と認められるときはとなされておりまして、その事案の内容、状況等から、委員会において判断し、決定するものでございます。

以上ございます。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） ありがとうございます。それでは、最後に、これまで質問、回答をいただいた村長にお伺いする前に、現状では、このハラスメント規程は職員に該当するものであって、特別職の処遇には触れていませんでした。特別職を含む職員全員、上記に述べた言動や行動が発生しないようしかるべき処置を取っていただきたいと思います。明るい職場環境の維持は、職員一人一人の家庭にも好影響を与え、村民のサービス結びつきます。また、我々議員も日頃からこういったパワハラが起きないようにお互いに注意していきたいと思います。

最後になりますが、では、村長のハラスメント防止対策のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ご質問ありがとうございます。そもそもこのアンケートを実施したのも、これは別に、各市町村に必ずしなければいけないとか、国によって法律でしなきゃいけないとか定められているものではありません。県内でも、職員にパワハラに関するアンケートを取っているところは、私や担当が調べた限りでもかなり少ないです。これをしたのは、やはり風通しのよいというか、正直私もいろいろな相談だったり話はこの間伺ってきていますけれども、こういうことで表にしっかり出すことも防止の一つだと私は思っているんです。もやもやしている状況の中というよりも、言いたいけれども言えないという人がたくさんいるんだと思うんです。いるかもしれない、いるかもしれないですよ。それを今回匿名でやっていますから、1件1件とか誰がということではなく、主観的なアンケートですから、そう思っている方がいるというところ受け止めた上で、どうしていくかというのを考えるための、一つの、私としても防止に行く道のプロセスの一つだと思っていて、これは継続的にやっていきたいと、前回宮崎議員にも話しさせていただいたんですけれども、させていただこうと思っているところです。少しでも減っていけばいいなど。

ハラスメントは、実際に事実確認とかした上で、そうですよと認定されないとはいえない部分があっ

たり、ただセクハラとかカスハラがどうなのかという、なかなか、じゃあ、カスハラとなると、窓口に来た人がとなりますから、それを事実を確認していくというのはまた難しい話だったり、本当にハラスメントは多岐にわたっていて、簡単にこれで全てなくなりますということはないと思うんですよ。

私もある方に、役場の中でたまたますれ違ったときに、私の体系のことを言われたんです。ちょっと笑わないでくださいよ、私本当に嫌だったので。体系のことを言われて、「ちょっとそれはセクハラですよ」と言ったんですよ、その方に。そうしたら、「違うよ」と言われて、「いや、でも私はすごい嫌でした。セクハラですよ」と言ったら、「いや、自分は村長のことを思って言ったんだ」と。そうかと思って、言っていたいただいけれども私は嫌だったなというところで、そういう全てが全てそれではないと思うんですけれども、皆さん生まれて、同じ今場所に行ったり出会って話をするまでにいろんな環境で生活してきて、世代も違う、年齢も違う、性別も違う、もちろん価値観も多様なわけですよ。それが、相手にとってどう思うかというのは、人によっても取り方が違うので、そういうところから、相手のことを尊重したり相手のことを考えた上で言葉を発していかないと日頃からいけないんだなということを考えることもありまして、そういうことが、なるべく皆さんが嫌な思いをしないためにどういう研修をしていけばいいのかとか、そういった研修もしていかなきゃいけないとも思っていますし、厚生労働省のほうだと、結果といいますか国が出している内容で、やっぱりコミュニケーションの重要性がハラスメント防止にかかるというような国のほうも言及されているというようなものを、私も資料を見まして、本当にそれはあるかもしれないなと思っていて、そういうところをやっていくということが大事だと思いますし、さっき言っていたパワハラなのかセクハラなのかカスハラなのかによっても、研修内容は、全部一緒にやるとちょっとずつしかできないですけれども、それぞれしっかりやっていく必要もあるのかなと考えているところであります。

正直、この後、前回も公表していくという話でしたけれども、浅見議員が持っていた資料はあれですけれども、もっと詳しいものといいますか、ただ個人が特定されないように配慮した上でものを公表するように今担当と調整してまして、でも、それも正直出さなきゃいけないものでもないわけですけれども、やっぱりそれをオープンにしていくことに意味があると私は思っていますし、結構勇気が要ることだと、アンケートにしてアンケートを公表していくということは。全部の自治体はやっていませんから。そういう観点で考えていただければ有り難いと思いますし、本当に防止ができるよう努めていきたいと思っています。

規程があって三役のという話もありますけれども、その規程を基にして、きちんと、三役だから対象外だとかそういうことではなくて、その規程に沿った上でやっていかなければいけないと思いますし、こういうことはないと思いますけれども、例えば職員が、特別職の三役以外の特別職だったり、ほかの人と言ってくる可能性だって、ないとは思いますがあった場合も同じように対応していかなければいけないと思っています。

私は、実際にこの規程の中では、委員会に属さず、結果を受け止めて、事実だった場合は、その処分というかするという規程になっていますけれども、自分がもしそうなった場合も、きちんと相談しながら、またそうならないように日頃から気をつけたいと思いますけれども、きちんとその対応はして、別にそれを対応しないとか、村長だから対象者じゃないんだからやめるとかそういうつもりはないです。なるべくその規程に沿った形でやっていくと。外部機関といいますと、やっぱり私も専門家ではないですし、カウンセラーでもないですし、やはり専門的な知識を有する人となると、やっぱり弁護士だったりいろんなそういう資格をお持ちの方になると思いますので、それも承認委員会等の中で、どこに委託するとか、お願いしたいとかいうことになると思います。ケース・バイ・ケースになります。

狭い、正職は百十数人、会計年度入れても200人いかない小さいところで起こると、起こるというか、すごく人間関係も濃いので難しいんだと思うんですね。そこをどういうふうに、配慮をどこまでできるかというところは非常に難しいなと思っていますけれども、決してやらないとかというわけではないですし、何ができるか、そのときそのときに考えていきたいなと思っています。逆に、議員の方々からこういう研修がいいんじゃないかとか、防止に有効なんじゃないかとか、そういったご提言がありましたら、ぜひお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 村長、どうもありがとうございました。特別職もこのパワハラ規程に沿ってやっていく答弁をいただき、ありがとうございました。議会としても注視してまいります。

次に、2番目の、村の長期展望に立つビジョンについて。問い、しんとびあ下流域の土地利用開発計画の展望について質問いたします。お願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ご質問のしんとびあ下流域の土地利用開発の展望がありましたらということで、お答えさせていただきます。

まず初めに、本村全体の土地利用について、その背景を交えながらお答えさせていただければと思います。

本村は、昭和34年に、当時の相馬村と桃井村が合併し、榛東村が誕生しました。その後、昭和40年代半ばから平成10年までの間、大規模な土地改良事業が行われてきました。土地改良は、圃場整備事業とも呼ばれ、田畑の耕作の区画を整備し、圃場へつながる道路の整備などを一体として進められてきました。群馬用水が整備される中、群馬用水土地改良事業として、水田や畑地かんがい用水路の整備などに始まり、その後、当時の防衛庁、現在の防衛省の補助金等を活用し、平成10年まで実施され

てきたと聞き及んでおります。圃場整備事業は、主に国庫補助により実施され、その目的は、農地の集約と面整備による農業生産の向上であります。こうして整備された田畑は、農業振興地域として土地利用、主に農地以外の目的で転用規制の対象となり、今日に至っております。地区により整備時期が異なり、古いものでは整備後50年近くが経過している状況となっております。農地利用の状況や周辺の住環境の変化などにより、農地以外の用途への転用が増加している地域もございます。

こうした社会情勢の中、昭和50年代初め頃から、大規模な住宅地の造成なども始まり、その後も中小規模の住宅造成等が行われ現在に至っております。平成8年5月には、山子田交差点から八ノ海道交差点付近までの県道高崎安中渋川線の沿線を中心とした用途地域を定められました。また、平成に入ってから、特定環境保全公共下水道事業により、水道管路の整備を進め、その後、公共下水道事業により、引き続き下水道管路の整備を行ってまいりました。平成11年からは長岡地区での農業集落排水事業の実施、その後、広馬場地区で農業集落排水事業を実施してきておるところでございます。これら住民の生活安定に寄与するインフラの整備のほか、水道施設の更新を進めてきております。

今まで申し上げたことを踏まえまして、住民の生活に必要なインフラの整備や農業生産の基盤である農地の圃場整備、都市施設としての道路整備や公園整備、教育施設の整備充実、子育て環境の充実、高齢者福祉の充実、様々な事業に取り組んできたことが、今日の榛東村の発展の礎と考えております。そうした上で、今般しんどびあが整備、開場したことや、隣接する県道南新井前橋線バイパスの開通を見据え、本村のしんどびあ周辺の土地利用開発については、さきにお話ししておりますが、圃場整備により生み出された田畑が広がっており、今後も生産者の方々が営農を営まれる地域と承知しております。このような状況を考えたとき、土地利用の方針を示すことは、村の将来像を決定する反面、土地価格の変動、土地利用の制限等様々なところに影響を与えかねないものと考えております。土地利用につきましては、村民の意見をしっかり聞き、偏った判断とならないよう住みよいむらづくりにつながる施策を今後も考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） どうもありがとうございました。素人的な考えで、自分で考えたのはもっと建設的なことだと思ったんですが、営農関係で土地改良をやっているということはちょっと私の頭の中にございませんでした。改めてまた今後検討していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

続きまして、創造の森のキャンプ場用地の周辺の再利用計画、これにつきまして、お伺いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 創造の森キャンプ場周辺の再利用計画について、お答えいたします。

創造の森キャンプ場は、浅見議員も大好きだといつも言ってくれているんですが、自然景観に恵まれ、利用料金も比較的リーズナブルであることから、観光客をはじめ多くの方にご利用いただいている人気の観光スポットでございます。村としても重要な観光資源の一つとして位置づけております。一方で、近年の物価高騰や人件費の上昇などの影響を受けて、施設運営については厳しい経営現状になっております。こうした状況を踏まえ、村では利便性向上と運営効率化を図るため、令和6年6月からウェブ予約を開始し、利用者の利便性向上と事務負担の軽減を進めてまいりました。さらに、令和7年4月からはキャッシュレス決済を導入し、多様な支払方法に対応することで利用環境の向上を図ってまいりました。そのような中でも、利用者数は増加傾向にあり、今後も観光拠点として魅力を維持し、向上させていく必要があると考えております。現段階で、周辺を兼ねた再利用というか再開というか、具体的に予定しているものはございません。しかしながら、村の大切な観光資源として持続可能な運営を図るため、施設の維持管理や必要な改修を進めるとともに、今後の運営の在り方についても検討してまいります。その中で、条件が整う場合には、指定管理制度の活用や民間事業者への貸付けなど、民間活力の導入についても前向きに検討し、サービス向上と経営改善の両立を目指してまいります。引き続き創造の森キャンプ場が多くの方に親しまれる観光拠点となるよう努力をしてまいります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 大変ありがとうございました。毎年私、創造の森のキャンプ場に関しましては一般質問しております。やはり景観的な面、それから観光スポット、これは非常に恵まれた面があると思いますので、外部の人が来ても多分それは言うと思うんですが、先ほど課長のほうから、再値上げ、400円が600円になって、一泊二日で1,200円。ふれあい館の利用等をこれから考えていけば、再値上げできるかもしれません。やっぱり今後とも、私もこの創造の森のキャンプ場につきましては、900万円の村の一般財源から払ってしまして、外部利用が9割の中で、約300万円の利用料、600万円が村から一般税から出ていたと。この解消の方法として400円が600円になって、一泊二日で1,200円になったと。これは大したものだと思うんですが、一年経過してみれば、幾らかぐらい改善されたかと分かると思うんですが、今後の問題として、やはり今課長がおっしゃいましたように、第三セクターでも民間でもいいんですけども、これを利用して収益が上がれば、村は、仮にこれが、今まで600万円かかっていたものがなくなって何百万円か入ってくるとなれば、その点で多分有益になると思いますので、そういう検討の仕方もありかと思います。今後とも私も引き続きこれにつきましては再質問しながら、自分ができる限りどういうふうやっていったらあそこが観光スポットとしてやっていけるのか検討していきたいと思いますが、今回の件はありがとうございました。取りあえずそう

いうことで、この件につきましては終わりとさせていただきます。

残り4分になってしまいましたので、本来であれば、次の第3番の水道料の関係、これに入りたいんですけども、これはまた次回に持つていくことになるかもしれないんですけども、大変に申し訳ないんですが、上下水道課長には申し訳ございません。これ本当に私も勉強させてもらったんですが、今回3番目の、有収率が66.8%、これは過去10年間のやつを全部私調べてみたんですよ。これ前向きに、次回言うときに言いますけれども、第3番目の上下水道の維持管理について、有収率66.8%、これははっきり言って平成28年4月に第6次のやった令和8年3月までの10年間で、基準値が平成26年81.3%、平成6年3月までで66.8%まで落っこちた。次の令和2年から12年まで、今回令和2年から令和12年までは、目標値が85%で、令和12年は74%という設定になっております。これは、やはり将来負担比率という言葉が出てきますが、地方公共団体が将来にわたって負担すべき財政負担の度合いを示す指標、この10年間で中長期的展望に立って考えますと、地道に取り組みなければならないインフラ等の整備を含む実行計画の進捗状況におきますと、マイナスになってきているんです。

今度、第7次の総合計画水道ビジョンで見ますと、榛東村水道ビジョン、令和6年度9月管路耐震化率目標値が昭和10年で12.2%、令和4年基準値で5.4%、令和15年には21.3%まで引き上げるとあります。これについては、相当な金がつぎ込まれないとアップしないと思うんですが、総合計画の中では、向こう40年間で、水道設備の管路は125キロあって、40年で水道設備管路合わせて121億円、そういうふうとうたってありました。令和8年から令和13年、波多野議員が今日言った管路の更新、1万5,000メートル、11億5,000万円かかるということなんですけれども、これが、基準値の5.4がどのぐらいアップするのちよっとお聞きしたかったんですが、今回も時間がございませんので、上下水道課長には申し訳ないんですが、一生懸命勉強してきますので、次回のときにやらせていただきます。申し訳なかったですが、前もってこういうことを言っておきますので、よろしく願いいたします。

それでは、今回の私の質問はこれで終わらせてもらいますが、どうもありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 以上で質問順位5番浅見隆議員の一般質問を終了いたします。

◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。大変お疲れさまでした。

午後3時57分散会

令和 8 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

3月5日（木）

令和8年第1回榛東村議会定例会会議録第2号

令和8年3月5日（木曜日）

議事日程 第2号

令和8年3月5日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第11号））
- 日程第 3 議案第 9号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第10号 榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第11号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第12号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第13号 榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第14号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第15号 榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第16号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第18号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定について
- 日程の追加
- 追加日程 議案第19号の連合審査を求める動議
- 日程第14 議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定について
- 日程第15 議案第21号 村道の路線の廃止について
- 日程第16 議案第34号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）
- 日程第17 議案第35号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第18 議案第36号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第37号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第38号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第39号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第22 議案第40号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）
日程第23 議案第41号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）
日程第24 議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算
日程第25 議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算
日程第26 議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算
日程第27 議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算
日程第28 議案第46号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算
日程第29 議案第47号 令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算
日程第30 議案第48号 令和8年度榛東村上水道事業会計予算
日程第31 議案第49号 令和8年度榛東村下水道事業会計予算
日程第32 陳情について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	新井 佐智子 君	2番	一倉 靖子 君
3番	柳岡 利精 君	4番	宮崎 法文 君
5番	浅見 隆 君	6番	須田 仁美 君
7番	三俣 実 君	8番	波多野 佐和子 君
9番	中島 由美子 君	10番	生方 勇二 君
11番	善養寺 孝 君	12番	清水 健一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千晴 君	副 村 長	小池 秀樹 君
総務企画課長	一倉 学 君	税務会計課長	早川 弘行 君
住民生活課長	富澤 光彦 君	健康保険課長	碓井 由果 君
産業振興課長	狩野 宏記 君	建設課長	山口 誠一 君
上下水道課長	岡部 貴一 君	教 育 長	須永 光明 君
学校教育課長	湯澤 知佐子 君	生涯学習課長	村上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	関口 健一	書 記	天田 華子
---------	-------	-----	-------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年第1回榛東村議会定例会第2日目の会議を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（善養寺 孝君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順位6番柳岡利精議員の一般質問を許可いたします。

3番柳岡利精議員。

〔3番 柳岡利精君登壇〕

○3番（柳岡利精君） おはようございます。

議席番号3番柳岡利精です。

これから、一般質問をさせていただくんですが、通告に従い一般質問をさせていただきますが、本日、質問に入る前に議会の円滑な進行と秩序維持の観点から、執行部の皆様に一言申し上げます。

さきの定例会におきまして、ある議員の一般質問の際、質問が終わっていないにもかかわらず、執行部の方から発言がなされ、持論を展開された場面がありました。結果として、議員の質問を途中で遮るといって誠に遺憾な事態が発生しました。

議会における執行部からの発言やご答弁は、一般質問でございますので、議員の質問が完全に終了した後、議長の許可を得てから行うことが大前提でありますので、議員の発言を途中で遮るような行為は、円滑な議事進行を妨げるだけでなく、議会の秩序と品位を損なう不適切な振る舞いと言わざるを得ません。

村長をはじめ執行部の皆様におかれましては、今後、議会のルールを厳粛に守っていただき、質問を最後までお聞きいただいた上で、議長の許可を得てからの確かつ秩序あるご答弁を行っていただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

議長におかれましても、議会のルールを厳格に遵守し、質問の最中に発言があった場合、毅然とした態度で抑止していただき、厳格な議事整理を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。続いては質問です。

一般質問の通告に従って、まずは湯けむり国スポ、こちらのほうが、国民スポーツ大会ですね、令和11年に榛東村でライフル射撃の競技が催されます。まずそこから質問に入らせていただきますので、以降、順次自席に戻り発言させていただきます。

[発言する声あり]

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

では、一般質問の口述に従い、榛東村は、昭和58年あかぎ国体に続き、令和11年、2029年になります。こちらで開催される湯けむりぐんま国スポにおいて、再びライフル射撃競技の会場として選定されました。将来の財政や限られた職員体制を考えれば、村としては非常に大きな決断をしたと思います。開催を決定したからには、単なる場所貸しだけではなく、村にとって実のあるものにしていかねければなりません。そこでお伺いします。

村長は、この榛東村の国スポを開催する意義をどのように認識していますか。村民にもしっかりとこの場を使いアピールしていただき、村を挙げて大会を成功に導くためのご覚悟をお聞かせください。

以降は自席に戻って質問させていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

[生涯学習課長 村上 誠君発言]

○生涯学習課長（村上 誠君） 国民スポーツ大会は、国民へのスポーツの普及や体力の向上、地域振興を目的として都道府県対抗で行われる国内最大の総合スポーツ大会でございます。トップアスリートの育成、強化はもちろんですが、地域における一体感の醸成やインフラの整備、地域経済の活性化をもたらす役割も果たしております。

本村では、先ほど議員の質問の中にもありましたが、村内に県営ライフル射撃場が設置してあることから、前回の群馬大会、昭和58年開催のあかぎ国体においてもライフル射撃競技を実施した実績がございます。

本村で開催する意義についてのご質問でございますが、まずは、県営ライフル射撃場が存在する自治体として、群馬県や県ライフル射撃協会と協力して大会を成功させるということが重要と考えております。

そうした上で、全国各地からたくさんの人たちが来村されますので、観光需要の創出や地域の活性化、そして村のPRなどを図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

[村長 南 千晴君発言]

○村長（南 千晴君） ご質問ありがとうございます。

このライフル射撃競技が榛東村にということでもありますけれども、県のほうが榛東村、以前もやったあかぎ国体の実績と、県営のライフル射撃場があるということでお話をいただいています。ただ、なかなか先ほど柳岡議員がおっしゃったように、村でやるには人的にも、そして費用面でも負担があるというところで、なかなかお返事をしなかったといえますか、すぐすぐお返事はさせていただかなかったです。

一番最後のお願いということで、県のその担当の局長ですか、直々に県の職員が来て、どうしても県内でやりたいということで、もしうちができなければ県外のほうになってしまうと、ただそれを県内で競技をやりたいというお話で、お話をいただいて、それでその後悩みまして、これは議会のほうにも相談したいということで、お返事を待っていただいている間に、議会のほうの全員協議会で説明をさせていただきまして、当時の議員さんたちにお話しをして、その場で一応皆さんの意向も確認したいということで、そしたら全員賛成で受入れるということに議会のほうも賛同していただき、私も、じゃそういったことで進めましょうということで決定、県のほうにお返事をさせていただいた次第であります。

確かに、職員が限られている中、どこまでやれるのかということは非常に心配もあるわけでありますけれども、なるべく県のほうに地元の要望としてはお伝えをさせていただきながら、そして、意義としましては、その大会を行うときに、大会を行うアリーナもライフル射撃場じゃなくてアリーナも使うということになっていますので、そこでは村のPRだったり、いろいろ出店なり、テナント出してもらってもいいというようなお話もあったので、しっかり村のPRも兼ねてできればいいなと思っていますし、県のほうに協力しながらこの湯けむり国スポと一緒に盛り上げていければいいと思っていますので、議員皆様のご協力もよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

今回、全員協議会で開催した内容とはいえ、村民の方へのアピールを今後していくのとともに、県外も含めて、榛東村をアピールするよいタイミングになると思っていますので、ぜひ私たちも協力させていただきたいと思います。

続きまして、2029年の大会及び2028年のリハーサル大会の開催に向けて、村の全体スケジュールとか、実行委員会の設置、専門もしくは専任職員の体制等についてお伺いします。

全体のスケジュールとか体制とかは、村民と情報を共有していくことが、やはり成功する一歩だと思いますので、お聞かせください。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 本大会及びリハーサル大会の開催に向けたスケジュールにつきましては、群馬県、こちらは湯けむり国スポ・全スポぐんま準備課が作成した全体スケジュールによって進めております。

会場地市町村による連絡会議は、既に13回を数えてきておりますが、競技実施に係る役員編成や会期日程、用具整備費や運営費の算出などといった調査、これは予備的な調査でございますが、それら

も行われてきております。市町村実行委員会の設置につきましては、日本スポーツ協会国民スポーツ大会開催基準要項第25条の規定によって、会場地市町村は、大会運営のために実行委員会を設置することになっており、県から示されているスケジュールにも本大会が開催される3年前に実行委員会を設置するよう示されておりますので、令和8年度中には、市町村実行委員会を設置する計画でございます。

また、専門、専任の職員の体制はというご質問もございましたが、こちらは人事に関する内容ですので、お答えは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 3年前にもう既になりつつありますので、実行委員会の立ち上げ等忙しくなると思います。もう2年後にはリハーサル大会を催すのであれば、もうやらなきゃいけないというところが先に迫っておりますので、ご努力のほう感謝いたします。

続きまして、大会を成功させるためには、村が行うべき事業内容、施設の改修工事等リミットが、先ほど言いましたように迫っていると思いますのでその辺のお話と、あと財源の確保、どうしても費用がかかると思いますので、そちらのほうのお話をお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 初めに、会場地市町村が担う役割、事業内容の主なものをお答えいたします。

協議会の会場地として必要な業務の計画策定並びに当該計画の実施及び推進に必要な調査、連絡及び調整に関する業務、そして大会開催に必要な会場設営や撤去作業、競技に係る部分以外の大会運営、こちらは各種会議の開催や警備、広報、衛生関係、表彰式等含んでございます。そして、選手や競技役員、観客などの受付や会場輸送、おもてなし業務等、そういった役割を担っていくこととなります。

そして、今回施設改修工事を実施させていただくので、それについてちょっと触れたいと思います。

まず、県営ライフル射撃場の改修工事につきましては、こちらは群馬県が実施をするため村からの支出、負担はございません。先ほど村長からもしんとうスポーツアリーナがビームライフルの会場になるというお話もありましたが、しんとうスポーツアリーナにつきましては、施設内照明のLED化とトイレの洋式化を計画しており、令和8年度当初予算にも計上させていただいておりますが、令和8年度中に工事を実施、完成をさせたいという計画でございます。なお、またこちらの財源につきましては、国庫補助金や県補助金、地方債などを活用して実施する予定でございます。

また、運営費や用具の整備費、当然かかってくるところがございますが、そちらは、また県を通して、補助率がちょっと違いますので詳細な説明はちょっと控えますが、そうした県からの補助金を活

用しながら実施をしていく、運営をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ありがとうございます。

いろいろと経費がかかるというのは、こちらもいろいろなところからお話を聞いています。事務費用ですとか広告費、こちらのほうは県から支援が受けられないものも多岐にわたってあるような話も伺っており、一般財源の持ち出しというものが考えられます。ぜひスポーツ振興くじの助成金ですとか、企業版ふるさと納税もしくはふるさと納税とか、外部の資金をしっかりとフル活用できるようにご尽力いただきながら財政の改善に向けてお願いしたいと思っております。できる限り一般財源の持ち出しを抑えるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、大会運営に欠かせない人材及びボランティアの確保、こちらのほうはどのように進めていくかお伺ひします。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 競技の実施に必要なとなります競技役員、こちら審判員等のことでございますが、これにつきましては、日本ライフル射撃協会からの派遣や群馬県及び近県のライフル射撃協会の会員の皆様の出役、委嘱で確保する予定でございます。

競技運営をサポートする競技補助員につきましては、群馬県ライフル射撃協会との打合せをする中においては、射撃競技を部活動として行っている近くの高校の生徒さんに協力を依頼していく予定としてございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） やはり職員に限りがあるというところにおいては、いろいろな方々の協力を得なければならないと思ひますので、ぜひその辺、実施するアピールをしていただきながら募集を募っていただいて、やはり村として村民と協同の体制づくりというのも含めてご検討いただければと思ひます。

私は、この国スポを通じたボランティアの育成は、大会終了後も村の行政や地域を支えてくれる人材バンクになる、そういう村の財産づくりの一つと考えています。村が抱える地域の担い手不足、これを解消する絶好の機会とも捉えることができますので、ぜひこの取組、よろしくお願ひいたします。

続きまして、今回一過性のイベントにするのではなく、持続的な地域の活性化、スポーツツーリズム、スポーツと観光ですとか、その他に含めて地域の活動とかにつなげていく、そのような活動の視

点を踏まえた戦略というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（善養寺 孝君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） スポーツツーリズム、スポーツと観光を絡めてというような議員からのご説明もございました。

榛東村が担当いたしますライフル射撃競技につきましては、まず、競技用具が特殊な製品であるため、取扱いやセッティングがまず容易ではありません。また、大会の実施には多額の費用がかかることなどを考慮いたしますと、村有施設での定期的、継続的な大会実施は難しいというふうに考えております。

また、先ほどもスポーツツーリズム、競技の観戦ツアーというお話もございましたが、そちらの観点からしましても、県営ライフル射撃場、こちらまず敷地が狭いことと、あと競技自体が静かに見守るといのが観戦スタイルになってくることから、なかなか来場者の増加、誘客は難しいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ライフル射撃競技ということで、やはり特殊な環境でやらなければいけない、特殊な競技であるということは承知しておりますが、やっぱり国体スポーツ大会という名の下において人が県外からも大勢集まってくるので、その辺がうまくふるさと納税の常連者になってもらうですとか、観光のリピーターになってもらうですとか、関係人口をしっかりと創出する起爆剤の一つとして活用いただければと思います。

続きまして、小中学生への教育、これを国スポを通してどのように教育に波及させていくかお伺いします。

○議長（善養寺 孝君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校教育への波及ということでございますが、先ほど生涯学習課長答弁申し上げたように、ライフル競技については非常に特殊性が高いものでございますので、それをそのまま授業において取り上げるということについては、学習指導要領に照らしても難しいかなというふうに考えます。

ただ、議員のご質問、広く国スポというふうに受け止めさせていただきましたので、国スポで取り上げている競技全般ということでご回答させていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、学習指導要領に基づいて体育の授業をはじめ教育活動で特定の種目を取り上げるということについて、学校の教育課程編成に関わることでありますので、基本的には各学校の判断という

ことになります。ただ、教育委員会といたしましては、既に始まっておりますパラリンピック等もそうなんですけれども、広く様々なスポーツに親しむ機会というふうに国スポを捉えまして、また地元で開催するスポーツイベントでございますので、そうしたイベントを通して選手はもとより監督や競技、それからチームを支える方々の思いにも触れながら、様々なことを学ぶ機会と捉えて教育課程を工夫してほしいという指導はしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ぜひ国スポ含めて、榛東で開催されるビームライフルもしっかりいろいろな形で教育に結びつくところが何かしらあるかと思います。以前、お話をほかの方から聞いた話では、前回のあかぎ国体のライフル射撃を榛東村でやった後に、ライフルの選手が全国で活躍したというお話も聞いておりますので、そういう機会にもつながるアスリートの育成にもつながる、もしかしたら地域のスポーツに関するクラブ活動にもつながるのかなというふうに思いますので、その辺はご配慮いただきながらやっていただければと思います。

まして、県外の方がいろいろと集まってきていただきますので、おもてなしのところに、5年生の、ここは作っていないんですけども、これからのお話ですが、榛東村でやっている稲作で取れたお米をせっかく防災で使っているおにぎりの施設、こちらを使いながらおもてなしをすると、そして喜んでもらえるところを体験してもらうとかいうところにも、榛東村独自の防災施設を使いながら有効に活用していただければ、私たち議員としても防災センターを推進していた、許可したというか可決したほうとしては関連づけて活用してもらえるとありがたいです。

続きまして、ハラスメント調査状況について質問を続けさせていただきます。

前回の一般質問でされた職員アンケート、こちらのほうは既に先日、宮崎議員、浅見議員のほうからも質問があったと思いますが、職員における調査において、パワーハラスメントが34%、カスタマーハラスメントが46%あったというふうに職員からのアンケート結果ではあったと聞いています。

まず、後半のカスタマーハラスメントの46%について、これについての見解は先日ございましたので、どのような対処をするか、もしくはどのような取組をするかお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 昨日、浅見議員の一般質問でも答弁させていただいております。こちら、繰り返しの説明となりますが、先般行われました職員アンケート調査、先ほど柳岡議員さんのほうからお話ございました、こちらにつきましては、ハラスメントの認定に当たっては被害を受けたとされる方の意見ではなく、行為者とされる方への確認や、当該ハラスメントに関する客観的な事実やその状況等を複合的に考慮する必要があるため、職員アンケートの調査の回答全てがハラスメン

トであると断定するものではございません。

ただ、その上で、今回の職員アンケートの結果を踏まえまして、引き続き各種ハラスメントに関する研修等を実施いたしまして、ハラスメント防止対策の徹底を図るなど、ハラスメントのない働きやすい職場づくりに取り組んでまいりたいと思っております。なお、ハラスメント等に関しましては、職員がやはり相談しやすい環境をつくるためにも、今年度から外部相談窓口を設置させていただいております。

そして、カスタマーハラスメント等の対策、対応というところでもございまして、こちらにつきましては、職員組合からの要望もございまして、平仮名による名字及びローマ字表記の名札を新設するなど、各種対策を講じているところでもございます。

今後、昨日も答弁させていただいておりますが、今後につきましても、引き続き各種ハラスメントを防止するために、関係法令にのっとりまして、他の自治体取組状況等もいろいろと参考にしながら、より一層の対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前9時58分休憩

午前9時59分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） これは、カスタマーハラスメントは、対策といたしますか、それにも通じるものなんですけれども、本年度の予算、皆さんのほうに提出をさせていただき今日上程予定の予算の中に、役場の電話の更新というのを入れさせていただいております。今までの電話は録音機能等なくて、職員がやはり電話の対応をすることは、通常もあるんですけれども、何かいろいろこう起こりますと一気に電話が来たりとか、すごい長時間電話の対応をさせられなきゃいけない事案も発生したりしたこともありまして、やはり録音がちゃんとできるような電話に更新することで、事前に録音いたしますじゃないですけれども流れることで、そこが今までの録音されないということよりもカスタマーハラスメントとかの対策にもつながるといたしますか、これも職員からの要望等もありまして、一応今年度そういった当初予算の中にそれも含ませていただいております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 村としていろいろと対応されているという流れはお伺いしました。

ただ、このハラスメントというのは、先ほど総務企画課長からもお話があった内容のとおり、主観的なものも含まれたりですとか、コミュニケーションとかも含めてちょっとぼやかされてしまうと、次に訴えようとする人たちの気をそいでしまうようなことにならないかすごく心配です。

やはり34%というデータが語るように、主観といえども、やっぱり受け手の気持ちも大切にしなければいけないところが多いと思いますので、その辺はしっかりとハラスメントが、今お話があったように、そうじゃないかもしれませんよねというような暗黙のルールを決めるのではなく、やっぱり真摯に受け止めてもらうような環境づくりというのが、やはり小さくてもいいですから、やっぱり必要だと思います。

しかもこの34%、今みたいに、主観ですよ、コミュニケーション不足かもしれませんよね、もしかしたら気のせいかもしれませんよねという話をしてしまうと、本当にその34%の中に精神的に追い詰められた職員がいたとして、自殺や精神疾患になってしまった場合、これというのはやっぱり村としてしっかりと責任が負えるかどうかというのが、今後問われる内容だと思います。その辺のこの組織の意識というのは、やはりトップであればあるほどあまり曖昧のことを言わず、しっかりと対応するというところのみに注視しながら対応を取っていただくほうが、私たち客観的にハラスメントの対応をしているかどうかという監視する位置にいる人間としては好ましいかと思います。

続きまして、外部相談窓口、これJAICOへの通報事案について、これ村の職員についてお尋ねしますが、外部の相談窓口に通報しなければならなかった状況は、榛東村のハラスメント防止等に関する規程に基づいたハラスメント処理委員会に疑問を持たれたから外部のほうに通告したのではないかと思います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの柳岡議員の質問でございますが、こちらの質問に関しまして、昨日宮崎議員の一般質問においても答弁させていただいております。ハラスメントに関する個別事案ということで、そちらのほうのところにつきましては、お答えのほう、回答のほう控えさせていただきますかと思っております。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） なかなか答弁しづらい内容だとは思いますが、やはりこのJAICO、外部のほうまで通報があったという事案はかなり大きな話だと思います。ハラスメント処理委員会でこれ処理されたんですか、していないんですか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時4分休憩

午前10時9分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ご質問の中で1件あったというお話なんですけれども、宮崎議員の前回の定例会の会議録のその部分のやり取りを確認させていただきましたところ、件数等につきましては、プライバシー保護の観点から答弁を控えさせていただきますということで、今調べた限り、ちょっと我々が1件ありましたということをお答えしたという事実が、今確認は、今の段階ではされていないものなので、ちょっとそれに関してはお答えができませんが、今回、匿名でアンケートを取ったというのは、逆に言うと匿名だからこそ答えてくれたんじゃないのかなというのも私も受け止めています。やっぱり記名とか名前を書いてというのはやっぱり言いづらいとか、それがその相手方にばれたらどうしようと、同じ職場の中でそういう、その後の対応が怖いとか、そういうことにつながるからこそ、匿名というか、だからこそ匿名のほうが意味本人たちの心の本当の気持ちに分かるとかって匿名でアンケートを取った、私はそう考えています。

ただ、でもその事案によっては、ちゃんとこう確定はできないですよというのは、あくまでも全て確実ですということじゃないですよということで、そこは必ずしも受け止めていないわけではなく、すごく重く受け止めていますし、そういう言えなかったこと、表現できなかったことを匿名で出してもらえたほうが数字的には、だからそれはそういうこと、本当の心の声だということで受け止めています、そこは。

確かに、同じこの職場での総務企画課の中で窓口があるといっても、周知はしていても確かに相談しづらいとか、結局そこに相談したことがばれたりだとか、表に出たりすることを懸念する職員もありますし、特にセクハラは言えないんじゃないかなと思います。そのために、職員じゃないところの窓口をやっぱり必要だと思ったので、契約を結んでやっているの、そこはそうに、それはケース・バイ・ケースで、本人がどちらに相談したいか、どちらのほうに相談したくないかということだと思うんですよ。

そのJAICOのほうは、それを職場のほうに伝えるとか伝えないとかというのも選択できることになっていますので、とにかくプライバシーの保護とか守秘義務が図られるように、やっぱり信用をしていただかないと、今後、皆通報することで、それが表に出るんだとしたらしたくないとか、相手にばれてまた嫌な態度、さっき言ったような態度取られるの嫌だとか、そういうのがないように、やっぱり私たちも今の相談窓口も含め、そういうことを守ってあげるとか、ちゃんと相談してくれれば守秘義務守りますよというところを大事にするために課長も答弁してくれていると私も思っていますので、そこはご理解いただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 先日、日本カウンセラー協会ですか、JAICOさんの話があったのと、先日の宮崎議員の質問があったので、ちょっと私がもしかしたら1件という数字を勝手に履き間違えてしまったのかもしれませんが。そこは訂正します。

そうはいつでも、先日の浅見議員の中で、ちょっと私的にはこの規程についてお話しをしていかなければいけないかなと思いました。その内容は、ハラスメント処理委員会の組織は、委員長を副村長、そして任命権は村長、そして委員を教育長と総務企画課長、職員の団体が推薦する職員、ほか必要と認める職員となっています。もし、この特別職の副村長もしくは教育長が加害者の場合、この組織体制はどのようになるのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 今、ハラスメントの防止等に関する規程のところ、柳岡議員が第9条のところを読み上げてくださったんですけども、その5項のところ、同じ9条のところ、委員は自己に関係のある事案については処理に加わることはできないということになっていますので、それでもしこの名前が書いてある人が関係していれば、その人は加わらない、その代わり、(5)の前号までに掲げる者のほか、委員会が必要と認める職員ということで、新たにそこに委員が加わるという流れになるかと思えます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） では、私の質問の最初のところでお話した、副村長がこちらの規程では委員長になるという話になっていますが、副村長がもし対象者であるならば、組織はどのような形になりますか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 先ほどお答えしたように、(1)、(2)、(3)、誰でもそうなんですけれども、その方が関係する場合はその方は委員に加わらないということになります。互選で委員長がまた新たな委員の中から決まるということになると思います。基本的に、どの組織の委員会でも、もしなければその中でとなると理解しています。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） その互選というところがすごく微妙なところなんです、今回その、例えば役職の方、3役の方が対象者であった場合に、これが正常に機能するかというところに疑問を持っています。その3役がもし加害者の立場に立った案件であるならば、その処遇の上司である、処遇の決

定者が、に対する部下であるこの職員がしっかりとこのハラスメントの対応ができるかどうか、これ客観的にすごく難しくなってしまうと思います。ですから、客観的に検証するには、やはり直接そのような事案があった場合には、外部の処理を使うというような規定に変更するというお考えはないですか。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ちょっと先ほどの答弁で、互選ということと言ったんですが、ちょっと担当のほうからきちんと説明をさせますので、まずちょっと先に、すみませんがそちらの答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど村長が申し上げました委員の構成のところ、一応こちら第9条の第2項、委員会は次に掲げる委員をもってというところで、1から5までということでございます。

こちらにつきまして、基本的に自己に関係のある事案については、処理に加わることはできないということでございますので、仮にです、1番が抜ければ2番の方が次の建制順で順位が上位に当たると、ただその会合の中では、お互いが必要と認める互選により長を決めるということでもよろしいかと思っております。そこについての記名というのは、そのときの委員会、委員会をもって組織する委員会で定めるという形でございます。

また、先ほど外部のところのお話ございました。現在の規定によりましては、こちら相談処理のほうは、外部機関にも委託することができるということで、第10条のところでもございます。委員会の中で、こちら委員会は、問題の処理及び解決を図ることが困難であると認められるときまたは事案の内容もしくは状況から判断し必要と認められるときは外部の機関等に相談し、または委託することができるものとするということで、こちらにうたわれているそういった状況でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 3役含めて特別職が、その加害者の立場に立った場合に、やはり職員がなかなか手を挙げられないとか、訴える環境になかなかないというふうに、客観的に私たちから見ても、一企業の人事を担当した人間としても、やはりその辺は思うところです。ですので、あまりにも公開された透明性のない形で内部処理をされているような雰囲気があるようであれば、やはりそこは議員として、調査権を含めた形のものも含めて検討していかなければいけない事案になる可能性もあります。ですからそこは、真摯に執行部の方たちも対応をいただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時22分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開します。すみませんでした。

柳岡君、続けてお願いします。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ですので、そういうところはしっかりと注視しながら、私たちも対応を見ていきたいと思いますので、ぜひその辺は、今後公開される情報もしくは対処していただける状況を見ながら、考えさせていただきたいと思います。

続きましては、セカンドハラスメントの定義というところでお話をお伺いしたいんですが、もう既に5分を切るところでございます。ですので、こちらのほうからセカンドハラスメントについてお話しをさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 質問をしてください。

○3番（柳岡利精君） 質問します、これから。

このセカンドハラスメント、先日総務企画課長から厚労省の例を取って3要件6事案ということでお話がありました。今回、その人の仕事を奪うような形のもの、3項に書いてあるんですけども、こちらのような事案、ハラスメントの定義の3要素そして6事案の3事案、これ人間関係から切り離し、例えば隔離ですとか仲間外しですとか無視ですとか、そういうところの自身にそぐわない、加害者の意思にそぐわない労働者に対して仕事を外したり、長期にわたってその職務を果たすことができない状態にするなども含まれます。

また、アンケート調査をした結果のまとめが、ちょっと対応が遅いと思うんですね。これというのでもやはり、時間を置けば置くほどその被害者にとっての精神的苦痛の時間が増して、放置されている、無視されているという感覚にも陥る可能性があります。こういうのもセカンドハラスメントを助長する感情だと思います。この辺は村としてセカンドハラスメントの受け方、受け取り方、そしてセカンドハラスメントにならないために対処している内容をご答弁ください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 柳岡議員のほうから先ほどご質問ありましたセカンドハラスメントというところでございます。相談者に対する対応におけます二次被害的のところ、こちら相談者が相談窓口の担当の言動によってさらに被害を受けたりそういったところだと思われれます。

本村の榛東村職員のハラスメントの防止等に関する規程においては、第3条第6号に規定いたしますハラスメントに起因する問題、こちらハラスメントにより職員の職場環境が害されること及びハラ

メントの対応に起因してその職員が勤務条件、先ほど柳岡議員さんおっしゃいました条件につき不利益を受けることに含まれているものと捉えております。

相談に対する適切な対応というところでございます。こちら二次被害防止することというのは大変重要なことということでこちらも執行側でも考えております。相談を受け者向けの研修等を開催するなど、こちら相談に応じまして適切に対応するために必要な体制等を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） ぜひ、セカンドハラスメント、曖昧な状態で職員に対して対応すると、職員が、ああやっぱりこれハラスメントで訴えられないなという感情もつくり出してしまうと、セカンドハラスメントを助長する形になりますので、その辺も含めて対処をお願いできればと思います。

時間となりますので、続く通告の内容につきましては、次回の質問とさせていただきます。

内容については、住民サービス、しんとぴあの運用についての声をどのように、どういうものがあったか、対応したか、そしてそれをデータベース化して公開しているか。

次に、新県道の雛子北野線のところの交通について、信号機ですとか横断歩道、通学路について、引き続き質問をさせていただきます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 以上で、質問順位6番柳岡利精議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時45分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質問順位7番中島由美子議員の一般質問を許可いたします。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君登壇〕

○9番（中島由美子君） 皆様、おはようございます。

5区5班、議席9番中島由美子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

今回の一般質問は、村民の皆様の強い疑念、疑問の声を晴らし、透明性のある村政で公正性を担保するための質問となっております。

よって、本日の質問に入る前にあらかじめ申し上げます。

本件については、榛東村の現職の村長個人の内容ではありません。個人の内容というのは、個人情報

報等開示されていない内容を扱うようなことだと思いますが、本日私が取り上げるのは、私人の私生活ではないんですね。村の公共工事という公的契約手続に関する問題であります。今後、榛東村の公共工事を担当されるであろう企業の均衡ある発展を願い、いざというときに村民を守れる建設、水道事業の業者さんの確保のための公正公平な議論であると思ってお伝えしたいと思っております。

その上で、会社法による法人登記情報は、公示情報であり、政治資金収支報告書も法令に基づく公開資料です。いずれも公益目的で公開されている情報であり、私生活上の秘密を扱うものでないことは明白であります。また、最低制限価格にある失格処理や契約締結過程、利益相反回避措置の有無は、行政の透明性、公平性という公的領域の問題であり、まさに榛東村の一般事務の領域であると考えます。

さらに、本質問は特定個人を攻撃するものでなく、制度の整合性と公正性を確認するものと、村民の信頼確保という公益目的であることを明確に、再度申し上げます。本質問の通告番号は尊重しつつ、論点整理のため順序を一部入替えて質問を行います。

1 問目は、まず（2）です。

第3区コミセンの工事の入札において、榛東村最低制限価格制度実施要領に基づき、最低制限価格を下回った業者が失格となってしまった、この取扱いは、当該業者にとって不利益な取扱いに該当すると考えられますが、当該実施要領において、このような不利益な取扱いを行うことができる法的根拠及び制度上の考え方について、村としてどのように整理し、また不利益な取扱いを伴う入札制度である以上、あらかじめ設定された最低制限価格を事後公表しないまま失格とすることは、当該業者のみならず村民に対しても行政運営及び契約手続における公正性、透明性が十分に確保されているとは言えないのではないのでしょうか。

第一段階として、最低制限価格の法的根拠、最低制限価格未滿による村公共工事の失格の法的根拠、条例、規則によるものか、それとも要領による運用か、この不利益取扱いに該当し得る処理について、最低制限価格の事後公表などについて、法令上の委任根拠と予見可能性の確保を示してください。

それでは、続いて自席に戻り質問を続けさせていただきます。皆様、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員のご質問でございます。

最低制限価格制度の件でございますが、まず、最低制限価格制度、こちらの手続、こちらが制度の法的な根拠ということでございますので、ご説明申し上げます。

まず、最低制限価格制度の法的根拠についてご説明申し上げます。本制度につきましては、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定されておまして、普通地方公共団体は、工事または製造その他についての請負契約を締結する場合において、その契約の内容に適合した履行を確保するために必

要があると認めるときは、最低制限価格を設けることができるとされております。

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律におきましても、発注者の責務といたしまして、公共工事の適正な実施が通常見込まれない契約の締結を防止するため、最低制限価格の設定、その他必要な措置を講ずることが定められております。

本村におきましては、これらの法律、法令に基づきまして、令和6年度から最低制限価格制度を導入しております。本制度の導入により、ダンピング受注を防止し、工事品質の確保、手抜き工事や下請へのしわ寄せの抑制が期待できるものであります。

次に、最低制限価格を下回った業者への不利益な取扱いについてのご指摘にお答えしたいと思います。

最低制限価格を下回る価格で応札が失格となることは、先ほどの法令に基づく適正な取扱いでございます。入札参加者は、あらかじめ入札公告等においてその旨を承知の上で参加しております。したがって、これは恣意的な不利益扱いではなく、法令に基づく適正な入札執行の結果であります。

続きまして、最低制限価格を事前公表しないことの透明性、公正性についてのご指摘にお答えいたします。

最低制限価格を事前に公表しない運用は、入札参加者が、最低制限価格を目安に談合や価格操作を行うリスクを排除し、公正な競争を確保するために広く採用されている手法でございます。事前非公表は、透明性を損なうものではなく、むしろ公正性を高めるための合理的な措置でございます。

令和7年7月に執行いたしました令和7年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、榛東村第3区コミュニティ供用施設改修工事の入札におきましても、開札の結果、最低価格を提示した業者が最低制限価格を下回ったため失格となりまして、次点の事業者の応札価格が最低制限価格を上回り、かつ予定価格の範囲内であったことから、次点の業者が落札者となったものでございます。この結果につきましては、関係法令に基づいた適正な執行の結果であり、透明性、公正性において何ら問題はございません。

また、群馬県内35市町村中で、最低制限価格制度を導入している市町村は34市町村、未導入が1市町村となっております。なお、本村において最低制限価格制度を導入後適用となった案件でございますが、令和6年度は2件、令和7年度は4件ございました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 大変分かりやすくゆっくり話していただきましたので、私のほうは少し早めに話させていただきます。

続いて（3）でございます。その工事、今ご説明のあった工事において、元請業者の下請として施工している会社の中に、本工事の入札に参加した業者が含まれ、そのうち1者は入札時に最低制限価

格、今言われましたダンピング工事等のこともあるのでというような最低制限価格制度で、当該価格では適正な履行が困難と判断された業者の方が下請に入られておられました。

最低制限価格制度は、過度な低価格競争を防止し適正な施工品質を確保することを目的とする制度ですが、同一工事において当該業者が下請として施工に参加している状況について、村として制度上どのように説明するのか、本質問は、当該業者の施工能力を問うものではなく、制度運用上の整合性及び行政の公正性、透明性の観点からの問題提起です。あわせて、地域建設業の均衡ある発展のためにも、入札に参加した業者がというような考え方で、下請参加との整合性について、最低制限価格未滿で履行困難と判断された業者が、同一工事で、本工事で下請として施工に関与しています。制度目的との整合性を村及び村長の見解をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） お答えします。

まず、最低制限価格により失格となったことと、当該業者が下請として施工に参加することについて、制度上の整理をご説明申し上げたいと思います。

最低制限価格制度は、村と元請業者との間で締結される請負契約において、過度な低価格競争を防止し、適正な施工品質を確保することを目的とする制度でございます。すなわち、本制度が規律する対象は、あくまでも村と直接契約における入札参加者でございます。元請業者が自らの責任において組む施工体制、すなわち、下請契約につきましては、建設業法に基づき元請業者が判断、管理するものでございます。したがって、最低制限価格による失格という判断と、当該業者が下請として施工に参加することは、それぞれ異なる法令に基づき判断される事柄でもございますので、同一の基準で取り扱うものではございません。

次に、入札制度の見直し等についてのご提案についてお答えいたします。

現行の入札制度は、法令及び関係要綱に基づき、構成かつ適正に運用されておりまして、制度上の整合性も確保されていることから、現時点において見直しを行う考えはございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 関係要綱に基づき制度の見直しはないということでございましたが、私は最低制限価格の事前公表を論点としているわけではございません。最低制限価格が失格があったのにもかかわらずその業者が元請の下に入るのは、村の関与することではないよということでお答えだったと思います。

しかしながら、最低制限価格が失格があった場合には、事後公表という形で価格を公表しないまでも、算定式というものを公表されるというような法令の立てつけになっていると思うんですが、その

算定式という考え方は、総務企画課長ご存じでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、先ほどの質問のところで、一度、聞き取れなかったの
で、もう一度その制度をお話しいただいてよろしいですか。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 反問権であれば、お答え結構ですと言おうと思いましたが、聞き取
れなかったのであれば、再度。

最低制限価格を公表しない代わりに、事前事後でもと思いますけれども、どちらとっておきませ
ん。その代わりに、最低制限価格を設定するための算定式というのは、算定式というのは公表してもよ
ろしいかと思うんですけれども、そこら辺についての考え方をご説明ください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員の質問でございます。

最低制限価格、こちらを定める算定式についての公表ということでございました。

現在、本村におきましては、最低制限価格につきましては非公表という形でさせていただいており
ますので、その算定式も公表することが現時点ではしていない状態でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今現在はしておらないということで、法的な見解を述べられたのでないの
で、今日はここで結構ですので。

算定式を今後公表しなければならないというときになったら、速やかにお願いしますということで、
次の質問に入ります。

今回、最低制限価格で失格してしまった方が元請の責任において下請に入ったというところまで理
解しました。

しかしながら、本来、村の公共工事ですので、そこでワンクッション置いて、元請さんの下請にな
ることなく、しかるべき村の個々のすばらしい業者が元請となれるような制度改善ということが必要
かと思うんですね。

なぜ、令和6年に点数制度を導入、令和6年だったか、点数制度を導入したと思うんですけれども、
そういったものが榛東村の現在の企業の状況に合っていないのではないかなんかと思っているんです
ね。榛東村の均衡ある発展を考えたときに、榛東村全体に見合う入札制度、点数制度の構築というものが

必要ではないかと思えますけれども、制度設計した総務企画課長の率直な見解で結構です。

〔「休憩お願いします」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時2分休憩

午前11時3分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの業者のほう、榛東村建設工事請負業者選定要綱、こちらに基づきまして、こちらは昭和61年に制定されてございます。こちらの要綱等、時点での見直し等はその時点でございますが、そちらに基づきまして処理をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 再質問です。

地域建設業の均衡ある発展のためにも、入札に参加した業者が下請として施工に関与するのであれば、元請として参加できるような入札制度への見直しについて見解を示してください。

ただいまいただいたわけでございますけれども、最低制限価格未滿で適正困難とされた業者が下請として施工に関与できるということは、もともと元請として参加できるのではないかという、単純な村民の疑念の声が上がってきてしまうということを、ぜひ公正性、透明性の観点で、見直しの考えはないですか。あるかないかでお答えをお願いします。

〔「暫時休憩お願いします」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前11時4分休憩

午前11時8分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど、中島議員、あるかないかで答えてくださいということでしたが、先ほど私も答弁させていただいたとおり、下請会社、今回の件ですけれども、その業者は指名選定でされておりまして、特段その能力がないとか、そういうところではございません。

最低制限価格制度、元請業者といたしまして、村と契約する際の基準ということでございますので、失格となった業者につきましては、その価格では村工事全体の施工管理や品質が確保できない、ただし、下請で専門の工事の一部を担当することにつきましては、元請とは異なる立場でもございまして、元請業者の監理の下、適正に施工されておる、そういった形であれば問題ないと考えております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 慎重審議いただいております。

元請企業の監理の下であればよろしいという基本的な考え方に戻ったということ、1番から3番までやってくる中で、1番と3番の矛盾があるようにも考えますが、その点は次回に回しまして、本日、このような内容をご議論させていただくということは、利益相反という考え方があるんですね。

利益相反とは、公的な立場で判断を行う人が私的な利害関係を持つ場合には、公正な判断が疑われる状態となることを指します。つまり、不正があったかどうか、違法かどうかの以前に、公正な判断に疑いが生じる構造があるかが問題となっています。

つまり、本件は、政治、企業、行政が3つの位置でつながって見えるような構造になっているんですね。

なので、この利益相反の疑念があるということをも1番で伝えようかと思ったんですが、私の拙い質問では通じないということで、地方自治体の首長は、契約の責任者、行政執行の責任者なんですね。その、ある意味親族企業の方が自治体の公共工事を受注する場合、村民から見ると、次の疑問が生まれます。公平な競争だったのか、首長の影響はなかったのか、特別な扱いはなかったのか。実際に不正はなくても疑念が生じるわけでございます。

ここで重要なのは、外形的な公正性の担保でございます。ですので、私が本件の1番でお聞きしたかったことを述べる必要があると思っております。

ここで、(1)に戻りまして、これまで話してきました第3区コミセンの工事請負会社の法人登記上の所在地、監査役名と、榛東村の現職の村長の政治団体の令和6年分収支報告書の所在地と会計責任者の氏名が同名であります。さらに、電話帳による会社の電話番号と村長の政治団体届出の電話番号が同一であります。

これらなど、村公共工事の公正性や透明性など、どうやって確保できるのかと。今、扱いました第3区コミセン請負会社と、請負会社、元請会社となる会社が、村長の政治団体と何らかの関係性があるということがここで言えるかもしれません。

そして、所在地……

○議長（善養寺 孝君） 中島議員。

○9番（中島由美子君） はい。

○議長（善養寺 孝君） 一般事務に関して質問してください。

○9番（中島由美子君） 分かりました。

それでありますので、これは違法の断定でなく、村民に疑念を抱かれないための外形的公正性について、村契約担当課長の認識を伺います。利益相反にはなっていないませんか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 答弁させていただきます。

こちら、本村が発注いたします工事等の請負契約につきましては、先ほど申し上げました地方自治法及び関係法令に基づきまして、全ての案件に対して厳正かつ公正に入札、契約事務を執行しております。

こちら、先ほどのところでございますが、個別の入札ごとにルールを変えることということは、行政の信頼を根底から揺るがすものであり、断じてございません。そういった中で、常に公正・公平性が保たれるよう、特定の業者等の関係によつての契約の公正性がゆがめられるような事実等は一切ございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 一般質問ということでありますので、改めて会議規則という村の一般質問は一般事務でありますので、それは、村長が村の代表として、税金や権限を使って行う行政の仕事だと考えております。

一方で、私の政治団体は、個人の政治活動を支える団体でありまして、村の、一応役場の組織ではございません。

中島議員がおっしゃる政治団体の住所でありますけれども、私の実家の住所であります。ちゃんと家がそこに建っておりますので、ご確認いただければしっかり家があることが分かると思います。

そして、会計責任者は私の親族でありまして、連絡先がその親族の勤務する会社の電話番号であります。

なお、私の親族が経営する会社が入札で受注した工事に関して、公平性や透明性に懸念があるかのようなご質問でありますけれども、先ほど課長がお答えしたとおり、本村が発注する工事等の入札につきましては、法令及び村の定める要綱等に基づいて適正に実施をしているところであります。

議員がどのような具体的事実を根拠に懸念を持たれているか分かりませんが、職員にも確認したところ、今まで本村における入札で、公平性や透明性にこの懸念を持たれたものはないと聞いています。

以前、私が村長になると、村の工事全部、特定の会社が取らんじゃないのかと、そういったうわさ

を流されたこともあります。しかし、令和5年度以降の村内の工事に係る落札実績は、議員の皆様にも毎定例会ごとに入札の結果ということでお配りをさせていただいているところでありまして、議員がおっしゃる業者だけがよく落札している事実もございません。村内の様々な業者が工事を落札しているところでもあります。

これ、私が、職員に頼まず自分で調べたので、もし、数字の間違いがあれば、後で担当のほうからもお話させていただきましても、令和5年から令和7年の間の村の建設工事の落札の実績でありますけれども、これ、ちょっと水道と造園等は入っていませんけれども、私の親族の会社は、受注件数が5件であります。そして、同じ5件の会社がほかに2社あります。さらに、その5件以上、6件以上の会社が5社あります。一番落札件数が多い会社は9件ということで、様々な会社が落札をしてくださっているということでもあります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 続いて、（4）ということでしたが、ただいま南村長、自ら親族関係の方がお勤め、親族関係の会社であるという事実認識をお示しいただきましたので。

続いて、（5）回避措置でございます。

当該関係性を踏まえ、村長は本件、今言われたように5件のみですよということでお話があったようですが、今回、本件の入札及び契約に関し、利益相反を回避するため、具体的にどのような措置を講じたのかと。

例えば、決裁を除外するとか審査不関与とか、第三者確認など、具体的な回避措置が取られるものと承知しておりますが、それらの回避措置と、それらはきちっと記録があるかないかということをお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほども答弁させていただきましたが、本村が実施いたします入札は、法令及び関係要綱に基づき、全ての案件に対しまして一律かつ適正に執行されているところでございます。その上で、指名競争入札における指名業者の選定プロセスにつきまして、改めて明確にご説明申し上げたいと思います。

指名業者の選定につきましては、副村長が委員長を務めます榛東村建設工事等入札審査選定委員会において、工事規模、業者の格付、施工実績等の客観的基準に基づきまして、客観的かつ公正に行われております。同委員会は、その運営において、情報管理の厳格性が担保されております。また、予定価格、最低制限価格の入札執行に係る重要情報につきましては、入札執行に直接携わる担当職員のみが厳重に管理いたしまして、入札完了までの間、適切に保管されております。

以上のとおり、本村の入札制度は、村長を含む特定の者が入札に介入できない仕組みを構築しております。利益相反に生じる余地のない適正な執行体制が確立されております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今、適法に実施しているとかという一般論でなくて、本村における現状の具体的規範の所在を明示してくださいということでした。

予定価格、最低制限価格については、村長のほうで書くと。広報しんとうの村長コラムで言われておりますね。

ですので、回避措置というのは明文化して、そういったものを一切排除して、村民に疑念を持たれない、今後、首長の親族が関係する事業者が入札に参加する場合の明確なルール整備を行って、村民の皆様にとって、行政の中立性、公正性、透明性が確保できる手段としてはいかがですかということですが、今のもので十分だと、総務企画担当課長はお答えするということによろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほども申し上げましたが、関係法令に基づき、適正な執行の入札をしておるといところでございます。

そういった中、指名業者選定等につきましては、先ほど申し上げました選定委員会において、工事規模、業者の格付、施工実績等の客観的基準に基づき適正に行われており、特定の者が入札に介入できない仕組みが構築されている、こちらという再度申し上げたとおりでございます。

以上のことで、現時点において個別のルール整備を行う必要はないと判断しております。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 「村長室からこんにちは」を中島議員も読んでくださって、質問してくださっているんだと思っております。

確かに、予定価格と最低制限価格は、記入は私がしているんですけども、あの文章を読んでいたければ分かるかと思うんですけども、さっき法令上という話で、中島議員は、そうではなくて回避措置という話だったんですけども、具体的にどういう流れで今のシステムがなっているかというのをちょっとお話をさせていただきたいと思います。

例えば、議員の皆さんが、受注業者というか、指名された業者だとします。受付は、村の受付に、今、榛東村は電子入札ではないので、封をして、封筒に。入札書に各会社を書くなり、数字を、入札金額を書いて、それを折って封筒に入れて、のりつけて封印まで押して、もう開けない、開けられないようにして役場のところに出してもらうんですけども、それが決められた何日から何日の間に

出してくださいよという間の期間があって、その期間の中で皆さんからそれぞれ、それ出してもらわなくてはなりません。

予定価格と最低制限価格は、担当の職員が積算して決めていて、例えば、ここで言うと、もし、早川課長がその担当の職員だとしたら、その予定価格と最低制限価格は、その入札が受け付けている期間は、私の手元にはまだ来ておりません。なので、私は知らない、その時点では知らないことに、知らないという、現実そういうことで、そういう流れになっています。

指名委員会は、先ほど話があったように、副村長が主で、あと、課長とやっているの、私がその指名に関しても一切口出しはできないし、しておりません。

ここに、窓口全部封されたまま、開札まで封しておきますので、そこに間が、全部の業者さんが出そろって、まだそこに予定価格と最低制限価格は持っているんでしょう、職員が。

で、出そろった後に、私のところに持ってきて、私が記入するんですけれども、今まで、職員が示した予定価格と最低制限価格を、その数字そのまま書いていますので、一切、私の判断で価格は変えておりませんし、変えてはいけないと思っていますので。

なので、業者の皆さんが数字を書く段階で、私知らないの、例え寝言だとしても、金額を言えるものではない。そういう状況に今なっています。

開札は、職員何人もいて、その封をされた状態のものを、ちゃんとみんなが見えるところで切って、それを出して、それで開札しているという流れですので、本当に不正がとか、そう疑われるという、まあ、家族だからというところであるかもしれないんですけれども、例え家族であろうがなかろうが、業者に、それ私が漏らして書いてもらったりできるような設定、制度では今なっていない。

村長になって、以前は、予定価格も村は公表をされていなかったり、指名の選定委員会の記録も残っていないので、さっき中島議員が、点数制が令和6年から導入されたということをおっしゃっていましたけれども、もともと、課長が話したように点数制になっています。

ただ、それが、なっていないかと思うということは、その点数制の制度自体が本当に運用をきちんとできていたのかということ、逆に私は疑問を持っているところがあります。

ただ、私になって、しっかりその制度にのっとってやっていこうということでやっておりますので、そこはご理解いただければと思います。

システムとして、回避というところではないんですけれども、そうに私が漏らすことができないような仕組みになっているということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、過去に、議会のほうで、やはりいろいろ入札に関しては議論がされてきておりまして、でもそこは、必ずしも親族だからということではないですし、別に、私の親族の会社が関わっているわけではないんですけれども。

例えば、過去に約2億円の工事を随意契約を行ったということがありまして、それはやっぱり地方自治法第234条第2項の規定により、随意契約によることができるとした地方自治法施行令第167条の

2に定める場合に該当しないではないかというような議論がされたことはありましたし、令和2年12月9日ですかね、当時、私も議員でしたけれども、議会が監査請求を4件の工事に関してしまして、それで、監査の結果で不当事項が41件ということで指摘をされております。

その1件は、起工の段階から、特定1者と契約を前提としており、また、工事設計価格に対する予定価格の比率が9.22%という、本当に低い比率で予定価格が設定されていたことは、やはり監査の中でも例を見なかったと。加えて、この予定価格の額が、当該工事の起工前に特定1者に対して依頼し、その当該業者が提出された見積り金額と同額であったと。で、設計価格9.22%しか満たない予定価格を定めることは、公共工事品質管理法の趣旨を大きく逸脱しているものであると言わざるを得ないという監査の報告を議会も受けておりますし、こういった法令上の問題ということで指摘されたことは過去にありますけれども、いずれも私の親族の会社ではないですし、そのほかの制度は、課長が答弁してくださったとおりの制度の中で運用しているということであります。

何か本当に細かい部分で、これってどうなのと疑ったり、本当にどうなっているのというのがありましたら、前回も言ったんですけれども、きちんと担当の職員が、今こういう状況でありますということで説明は役場のほうでさせていただきますので、もし、議員の皆様も、村民からそのような声があったら、直接来ていただければきちんと説明いたしますので、ぜひそのようにしていただければいいなと思っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 自ら家族の会社、親族の会社ということが明らかになったということで、どんなにご発言をされても利益相反ということから回避はできないのではないかなということを強く思った次第であります。

その上で、やはり予定価格も最低制限価格も一切関係ないということであれば、ご自分の親族の会社の場合には一切関与をしないという、あらかじめの具体的な回避措置を記録として残しておかれるほうが、今、村長が言われた、立派に演説されましたけれども、そのようなことが担保できるのではないかなと思います。

行政の継続性ということで、首長が全てを引き継がれたものかと思っておりますけれども、そういう考えにはないということもよくお聞きしました。いい機会だったので、今後こういう内容というのは広く村民に知らしめたいと思います。

続きまして、3番の村長の行政運営と政治ということで、失礼しました、2番のしんとぴあの瑕疵担保責任工事について入ります。

瑕疵担保責任工事というと分かりやすいんですが、今は、民法変わりました、名前が少々変わったようですね。562条で契約不適合責任工事ということだそうでございます。

1月24日にしんとびあをお借りしまして、村民の皆様と見たところ、幾つか問題点がありました。既に法律も変わっているということで、現下でも対応されていると思うんですが、全般的なこととして、幾つかご指摘をさせていただきます。

①防災拠点として飲料可・不可の表記がありますね、水道なんですけれども。来た方は、トイレで表記がなかったのを水飲んだとのこと。そして、ベビースペースでも飲料用不可と書かれていて、水もなく、ポットはあるんですけれどもお湯は沸いていない状態だったと。ミネラルウォーター等を持参するのかなというような、素朴な疑問がありました。

防災で、いざというときに飲料ができない水では大変困るのではないかなということが1点。

②あわせて、飲物は自販機で、自販機ございました。しかしながら、しんとびあ自体が営利目的ではないということですから、営利企業が入るのではなくて、ダイレクトに業者さんに発注して、原価で村民に提供できる方法をなぜ村は考えないのかということが1点。

③学校給食センターとの防災拠点の複合施設という触れ込みでしたから、地下道路等の手段がなく、台風でもその他感染症など、防災のときに、そういった考え方につくと、健康または災害によらず、食料が供給できるように造られていると思ったら、その地下通路等のつながりが、連絡道がないと。雨のときや実際の災害があったときにどうするのかということがございました。

○議長（善養寺 孝君） 中島議員。

○9番（中島由美子君） はい。

○議長（善養寺 孝君） 通告どおりで。

○9番（中島由美子君） ええ、通告どおりです。

○議長（善養寺 孝君） あれ、住民の……

○9番（中島由美子君） 問う点について、瑕疵担保責任についてと書いてあるじゃないですか。

瑕疵担保責任、その点についてお伺いしますと書いてありますよ。それについて……

○議長（善養寺 孝君） 工事の内容じゃなくて。

○9番（中島由美子君） だから、工事ですよ。工事全般。

○議長（善養寺 孝君） じゃ、続けてください。

○9番（中島由美子君） はい、すみません。

続きまして、そういった連絡道がついていないということは、いざというときにどうなんだろうと。

4番、大会議室の入り口のドアなど重く、大き過ぎた。開け閉めが不自由であると。開けておくと暖房が全く効かない状態であります。冷房もそうであろうと思います。

何か奥の大会議室の案内についても、何らかの措置が必要、改善が必要なのではないかと。

5番、大会議室の倉庫の入り口が高い段差が設定されているんですね。なぜ設定されているか分からないんですけれども、1センチぐらいの設定なんですけれども、重たい机はもう持ち上げないと出ない状態です。

あれは外せばいいんじゃないのかと思うので、これは瑕疵担保責任じゃないかと思っているんですね。飲料不可のところもそうですし。

そして、5番、遊び場の部屋の床が硬いということ。硬いのはどうなのかと。遊び場という認識で造ったとしたら、あの硬いのは問題じゃないのかと。あと、床が冷たいという部分については、工事全般についてどうなんだろう。

これら、5点について、工事の契約不適合責任工事に含まれるものもあろうかと思うんですが、今現在、その進行状況。例えば1年とか2年で時効になってしまうのかも含めて、簡潔に、制度論は簡潔に、具体的な内容をお示してください。

○議長（善養寺 孝君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 通告は、工事についてということでしたけれども、今、お聞きした感じでは、直接工事というところではなくて、例えば施設の運営面でしたり、あとは、ちょっと設計段階のものだったりというようなふうに取り組みをいたしました。

議員がおっしゃったとおり、以前ありました瑕疵担保責任につきましては、2020年4月の民法改正によりまして、名称が、契約不適合責任というふうに変更になっております。この変更によりまして内容も強化され、より買主が保護される形に今なっております。なので、以前よりも、買主が保護されていると、有利になっているということは、まずお伝えしておきたいと思います。

幾つか、ちょっと書き取りをした中でお答えできるものとして、飲料不可なんですけれども、表示、本当にちょっと紛らわしいので、改めていきたいと思います。直接水道から出ていますので、水としては飲めるんですが、蛇口をひねった場合にお湯が出るようになっているんですね。お湯としてはちょっと飲料不可ということだったんですが、そこは改めていきたいと思います。

ベビースペースも同じような理由でございますけれども、すぐ横、授乳室にポット用意しておりますので、それを今度ご利用していただけるようにしていきたいと思います。

また、自販機につきましては、以前の公民館と同じく、村の商工会さんに設置をしていただいておりますので、村が設置をしたものではございませんので、商工会さんのほうで契約をしていただいておりますもの。

地下通路については、今お答えできるものではありません。

また、大会議室につきましては、やはり議員さんからも以前にもお話いただいて、ほかの方からもちょっとお話をいただいておりますので、ちょっと何かよい方策がないかということで、建設した業者さんに今相談をしている、そういうところでございます。

また、遊び場のお話もいただきましたので、また今後何か、施設についていろいろお気づきの点がございましたら、情報提供をいただきましたら、改善等できるか検討してまいりたいと思いますので、情報提供のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 新しいしんとびあを使わせていただいて、大変喜んでおります。引き続きよろしくお願いします。

3番の村長の行政運営と政治についてですね。

何人か議会だよりのことで発言をされた方、質問をされた方もいらっしゃると思いますけれども、この議会、大変活発で、様々な議論、意見が交換されておりますので、今後は、議会だよりの、広報しんとう等含めて、ライブ配信というものが必要なのではないかなど。

なぜかと言いますと、ここにありますが、何か議会だよりの内容を修正を、やっぱり執行側が、昨日言われたように、叱咤激励も議員に必要だというお考えの下でお話をいただいたというようなこともございます。言った責任は、発言した者に責任がございますし、議案を提案した者には、その責任がありますので、今後は開かれた透明性のある議会ということで、そういった議会のライブ配信、動画撮影というものを行って、それぞれの責任を明確にしておく必要があるかと思えます。

時間があと1分ということなので、本年、令和7年の当初予算で、消防用のPR動画15万円で予算化して、議会がご議決されたところでございますけれども、それ、今後どういう扱いをするか分かりませんが、やはりそういう予算化が多々始まったということで、令和8年、今後ですね、早急に議会の議論、執行の意見、執行の考え方というものを、村民に公平、公正、そして迅速に伝えるためにも、動画配信。

私、議長のほうにお願いしておきましたら、まだ見積りが出ていないということでございますが、この消防用のPR動画費用を受注された会社に確認を、それ以降させていただきましたら、1回当たり、2日当たりの一般質問の動画撮影配信は約20万円ぐらいということで、1年間で80万円強ぐらいの金額でございました。

議長が言うのには、この議場の中に3,000万円くらいかかるというお話ございましたが、そういったことを考えると……

○議長（善養寺 孝君） 中島議員、50分になりましたので。

○9番（中島由美子君） はい。

ありがとうございました。

以上で。

○議長（善養寺 孝君） 答弁はいいですよ。

じゃ、あれ。

中島議員、中島議員。

今の質問で答えてもらう時間が過ぎてしまったんですけども、答えてもらったほうがいいですか。

○9番（中島由美子君） 次回でいいです。

○議長（善養寺 孝君） 5分となりましたので、質問順位7番、中島由美子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

午前11時44分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第2 報告第1号 専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第11号））

○議長（善養寺 孝君） 日程第2、報告第1号 専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第11号））を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 報告第1号 専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第11号））を報告させていただきます。

議案書、お手元116ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

1、処分件名、令和7年度榛東村一般会計補正予算（第11号）。

2、処分年月日、令和8年1月23日となります。

議案書の117ページをご覧ください。

専決処分について（令和7年度榛東村一般会計補正予算（第11号））は、次に定めるところによるものでございます。

第1条におきまして、総額に歳入歳出それぞれ758万9,000円を追加し、80億8,505万2,000円としようとするものでございます。

第2項において、補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

以下、第1表の歳入は118ページ、歳出が119ページとなっております。

続きまして、議案参考資料は223ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、当初予算制定後に生じた理由のためのものでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、令和8年1月23日に補正予算の専決処分を行ったものでございます。こちらにつきましては、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙に伴います執行経費市町村交付金及び執行経費を、議会の委任による長の専決処分事項の指定に基づきまして、村長専決により予算補正をさせていただきますものでございます。

なお、国の選挙執行経費は全額が国からの委託金、こちらにつきましては、県を通じて交付されま
す。その委託金で賄われるため、この要件に該当するため、専決処分が可能となっております。

議案参考資料226ページをご覧ください。

初めに、歳入です。

17款3項県委託金、1目総務費県委託金では、今回の選挙費委託金758万9,000円です。

以上が主な収入でございます。

議案参考資料227ページをご覧ください。

続いて、歳出でございます。

2款4項選挙費、4目衆議院議員総選挙執行経費、こちらにつきましては、選挙執行に要する経費
でございます。歳出額は758万9,000円を計上いたしました。

以上、雑駁ではございますが、報告を終了いたします。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 報告内容の説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告のみといたします。

ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後1時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第3 議案第9号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第3、議案第9号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第9号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書につきましては1ページをご覧ください。

今回、令和7年8月7日の人事院勧告に基づき行われた国家公務員の一般職員の給与に関する法律（給与法）の改正に準じ、職員の給与及び諸手当など所要の改正を行うものでございます。

2ページから4ページまでが改正の改め文となります。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の1ページをご覧ください。

概要の趣旨・目的は記載のとおりでございまして、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、一般職及び会計年度任用職員の給与の改正を行うものでございます。

第1条の改正内容、こちらにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、第二種初任給調整手当の追加、通勤手当について支給する上限を定めた上で、規則へと委任する改正など所要の改正を行うものでございます。

第二種初任給調整手当とは、職員の月例給与水準を適切に確保するために、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を月額に換算した額を支給する手当を新設するものでございます。

通勤手当につきましては、上限が片道100キロ以上とする額6万6,400円を上限額と定め、新たな使用距離区分については規則で定めることとする改正を行うものでございます。

また、駐車場等を利用する職員に係る通勤手当を一月当たり5,000円を上限とし新設するものでございます。

続いて、第2条は榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。一般職員の改正に準じ、会計年度任用職員に対しても第二種初任給調整手当を追加するなどの改正を行うものでございます。

第3条は、暫定再任用職員の支給に係る内容の調整に係る改正でございます。

施行日につきましては、令和8年4月1日でございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 総括的な質疑ということではありますが、新たに第二種初任給調整手当というのができたということなので、委員会のみでなく、ここでどういう趣旨なのかというのをさらに深く説明いただければと。最低賃金より低い方を採用するという意味がよく分からないんですけれども、今の日本国において。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 第二種初任給調整手当に関しましては、制度上のことで申し訳ございません。職員の月例給与水準を適切に確保するため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合にということで、先ほど説明させていただきました。

なお、村条例につきましては、こちら医療職給与表等は規定されておりますが、既に法律等で規定されている初任給調整手当は、今回の法律で改正になりまして、第一種初任給調整手当という名称に改めて区分されまして、今回第二種を創設するわけでございますが、本村におきまして、この手当に該当する者はありません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 委員会所管外ということで、1つだけお聞きしたいんですけれども、通勤手当のほうですけれども、駐車場に関するものの新設、5,000円上限というところなんですけど、榛東村という地域に合わせて5,000円を上限としたんだと思うんですけれども、職員の駐車場料金というのがかかっているとかそういうところがちょっとまだ把握できていなかったもので、それに合わせてどのように5,000円というふうに決めたのかということまでご説明いただけるとありがたいです。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちら5,000円につきましては法律の改正に準じるというところでございます。なお、この駐車料金のこちらの通勤手当につきましては想定されるのが、現在榛東村から群馬県等へ出向している職員、そういった者がそちらの現地で駐車場等をお借りする、個人がそういったところで出向先で借りる場合に対しての手当というところでございます。それを新設するものということでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

3番。

[3番 柳岡利精君発言]

○3番(柳岡利精君) 条例の第9条3項、こちらのほうには通勤手当、2番ですかね、こちらのほうの通勤手当で、旧を見るとそれぞれ距離に応じた金額というのが明確に書かれているんですが、新しいほうでは(1)の3行目のところに次項及び第4項においてと書かれております。この金額のところが6万6,400円という形で、それを超えない範囲と書いてあるんですが、これ大体どのような段階的な計算の仕方をするのか、管轄外ですので、少しご説明を補足していただけると助かります。

[「何ページですか」の声あり]

○3番(柳岡利精君) 3ページですね。議案参考資料の3ページ。

○議長(善養寺 孝君) 総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長(一倉 学君) 今先ほど柳岡議員のほうからご質問ございました。こちらの新旧対照表でいきますと、こちらの距離のところは金額が削られているということでございます。こちらに関しましては、先ほど説明させていただいたように規則に委任するというところでございます。

以上です。

○議長(善養寺 孝君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(善養寺 孝君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第9号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第4 議案第10号 榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(善養寺 孝君) 日程第4、議案第10号 榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長(一倉 学君) 議案第10号 榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書は5ページ、議案参考資料は9ページをご覧ください。

議案参考資料によりご説明させていただきます。

初めに、趣旨・目的でございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、国家公務員に準じて、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、概要といたしましては、第3条及び第8条関係では、旅費の支給について、職員本人に代え

て旅行役務提供者に直接支払うことができる規定及び請求手続の規定を追加するものでございます。

第6条関係では、旅費の種目を改めるものでございます。

第7条関係では、旅費の計算について、実費を弁償する規定に改めるものでございます。

第10条から第12条まで関係では、交通費について整理し、鉄道賃の特急料金の支給について、現行の距離制限を廃止するものでございます。

第14条関係では、宿泊費について、定額支給から宿泊地域ごとに上限付宿泊費基準額を設け、実費支給とする規定に改めるものでございます。なお、議案参考資料28ページが規則で定める宿泊基準額及び宿泊手当を整理したものでございます。参考までに添付させていただいております。

続きまして、第15条関係では、交通費と宿泊費が一体となった包括宿泊費を規定するものでございます。

第16条関係では、食卓料を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を定額支給する宿泊手当を規定するものでございます。

第17条関係では、移転料を転居費に改め、赴任に伴う転居に要する実費支給とするものでございます。

第18条関係では、着後手当を着後滞在費に改め、上限付きの支給とする規定とするものでございます。

第19条関係では、扶養親族移転料を家族移転費に改め、支給対象を家族の移転に要する費用に改めるものの旅費の支給の上限及び旅費の返納について規定するもの、その他所要の規定の整理を行うものでございます。

次に、この条例の附則でございます。

附則第1条関係では、施行日を令和8年4月1日とするものでございます。

附則第2条関係では、新旧条例の規定適用に関して経過措置を定めるものでございます。

附則第4条から附則第9条まで関係では、榛東村職員の旅費に関する条例の一部改正に伴い、当該条例を引用または準用している条例について、所要の改正を行うものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第10号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 議案第11号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第5、議案第11号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第11号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書は16ページ、議案参考資料につきましては29ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。

初めに、趣旨・目的でございますが、人事院規則等の改正に準じ、会計年度任用職員の年次有給休暇に関する所要の改正を行うものでございます。

次に、概要といたしましては、会計年度任用職員の年次有給休暇の付与前倒しを行うもので、要件及び日数について規則に委任する改正でございます。

なお、榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則において、現行の年次有給休暇枠の枠組みを前提としつつ、年次有給休暇の付与時期を前倒しする改正を併せて行う予定でございます。

施行日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 前回の議会で給与の改正も行われまして、会計年度任用職員の方は給与も休暇も臨時公務員的なほぼ正職員に近づいてきているという状況がこの議案を可決するとなると思うんですけども、その上で、執行としてそういう条例を制定した暁に、正職員と同じような人事評価というようなものを行う考えはあるのかなのかということをお前提でないと手が挙げられないと思うんですが、ちょっとお考えのところだけ教えていただければありがたいですね。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時19分休憩

午後1時19分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほど中島議員のご質問でございます。

直接こちらの休暇条例等には、勤務に関する条例には関連がございませんが、先ほどの質問で、やはりこちらの会計年度任用職員に関しましても、村といたしましても正規職員と同様に人事評価制度、こちらについて導入しておる、そういった状況でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 30ページのところを見ていただいて、改正案では、今まで旧で労働基準法第39条の規定に基づくということで、法に基づきというところを改めて規則で定められるということになるんですけども、そういった法律、法令の観点から、規則に下げていくというところの考え方を伺いしたいです。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらにつきまして、趣旨・目的のところでもご説明させていただいたように、人事院規則等の改正に準じているというところでございます。そういったところで今回の条例の改正にさせていただくというところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第11号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第6 議案第12号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第6、議案第12号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第12号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は18ページ、議案参考資料は31ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。

初めに、趣旨・目的でございますが、選挙執行体制の強化を図るため、総定数の範囲内で併任職員を増員することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、概要といたしましては、選挙管理委員会の事務局の職員を現行の4人から5人に改めるものでございます。

施行日は令和8年4月1日です。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 総括的な質疑ということで、4人から5人に増えると。選挙の制度自体は変わっていないと思いますが、多様な対応もあるかということだろうと思いますけれども、具体的に今までの選挙で人を増やさないと何か大きな問題が起きたとか、新聞等では拝見しておりませんが、具体的に何か問題があったかないか程度、ちょっと説明いただければありがたいですね。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらの人員が不足することによって、選挙執行上問題となった事案が発生したと言われると特段ございませんが、今年度におきましては、4月の村議選をはじめ7月の参議院議員選挙、そして、2月の衆議院議員総選挙がございました。そういった中で、定数が4人というところございまして、私、書記長を除きますと書記が3人、3人の中で期日前投票、参議院等の選挙ですと期日前投票はかなり長い時間になります。そういった中で、土日等の勤務がやはり2回ほど入ってくる。そういったローテーションの中で、3人になってしまいますと、どうしても土日2人体制でといったときに、連続する勤務がどうしても出てきてしまう。そういったところがございます。

やはりそういったところを労働環境を少しでも改善したいということと、あとは他近隣市町村等の状況も踏まえまして、今回の人員の定数を改める提案をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 先ほど、今のご答弁からも職員の方々は土日も出たりで大変だと思うんですけども、今回の4人から5人に上げるということについて、榛東村は投票に行ける時間がとても長く8時までとなっておりますけれども、そういったものも内容に含まれており、大変であるかどうかということをお伺いしたいです。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの須田議員のご質問につきましては、選挙管理委員会の立場として回答のほう答弁させていただきたいと思っております。

今は期日前投票等もよる8時までやっております。また、選挙当日執行日の日にも投票時間を朝の7時から20時まで、やはりこちら法律に基づいて実施しているわけでございます。そういった中で、職員体制の見直しというところでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第12号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第7 議案第13号 榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第7、議案第13号 榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 議案第13号 榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について提案説明をいたします。

議案書は20ページ、議案参考資料は33ページでございます。

最初に、議案20ページをご覧ください。

同条例の新規制定について議会の議決を求めるものでございます。記載の提出日でございます。

続いて、概要は議案参考資料33ページをもって説明いたします。

趣旨・目的でございます。記載のとおりでございますが、群馬県市町村総合事務組合で共同処理で行っていた災害弔慰金の支給等に関する事務が令和8年3月31日をもって共同処理を取りやめ、令和8年4月1日から各自治体ごとの処理となるため、新たに本条例を制定するものです。

なお、同組合におけます災害弔慰金の支給等の取りやめ及び財産処分に関する協議は、昨年12月8日にご議決をいただいております。

概要でございますが、第5条では、災害弔慰金を1人当たり最大500万円に、第10条では、災害障害見舞金を1人当たり最大250万円に、第13条では、災害援護資金を1世帯当たり最大350万円貸し付けることができる旨を規定しようとするものでございます。

また、これらの規定は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令に基づきまして、各自治体の条例で定めるよう規定されているものでございます。よって、各規定につきましては、先行市町村及び近隣市町村とも同様の内容となっております。

加えて、議案参考資料33ページの一番下に当初予算計上済みとありますが、最低歳出額のみを計上させていただき、自然災害が万が一発生したときに、財政出動が生じたときには歳入歳出とも別途予算化させていただく所存であります。近隣市町村も同様の予算計上方式となっております。

ここで、災害弔慰金の財源の負担割合を申し上げます。国2分の1、都道府県4分の1、市町村も4分の1です。災害障害見舞金も同様の割合です。災害援護資金の貸付原資負担割合は国3分の2、都道府県3分の1ですが、今申し上げた災害弔慰金等は全て実施主体は市町村となっております。

以上、雑駁ではございますが説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 新しい創設ということで、過去に遡って何年あるか分かりませんが、実際の支給実績等、引継ぎの過程で分かっていたら教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 富澤光彦君発言〕

○住民生活課長（富澤光彦君） 今回新規制定をお願いするものでございます。群馬県市町村総合事務組合では幾らか支払いがあったと言っております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第13号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第8 議案第14号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第8、議案第14号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第14号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書の26ページをお願いいたします。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の34ページをお願いいたします。

趣旨・目的でございます。令和8年4月から子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、保険税と併せて子ども・子育て支援納付金を徴収するため、所要の改正を行うものです。また、被保険者の経済的負担を軽減するため保険税額を引き下げるものであります。

概要といたしましては、1点目といたしまして、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度に伴い、子ども・子育て支援納付金の徴収に関する条項を追加するものであります。

2点目といたしまして、被保険者の経済的負担を軽減するため、均等割額を減額するものであります。記載のとおり、医療分は2万4,000円を2万2,000円に、後期高齢者支援金等分は8,400円を7,900円に、介護納付金分は9,000円を8,000円に減額するものです。所得割額につきましては、子ども・子育て支援納付金の段階的な導入状況、令和10年度までに段階的に導入されますが、そちらの状況ですとか、国民健康保険特別会計の収支、医療費の動向を毎年度確認しながら必要に応じて見直しを検討してまいります。

議案参考資料の35ページをご覧ください。

新旧対照表となっております。左が改正案、右が現行となっております。

38ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援納付金課税額でございますが、第9条の3、所得割額は基礎控除後の総所得金額等に100分の0.3を乗じて算定することとしております。第9条の4では、均等割額は被保険者1人

について1,200円、第9条の6、平等割額は世帯当たり800円としようとするものです。この課税額は群馬県内統一となっております。また、先ほども説明させていただきましたが、子ども・子育て支援金制度は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入される予定でありますので、令和9年度、令和10年度の具体的な税率につきましては、改めて条例改正を行う予定であります。

議案書に戻っていただきまして、30ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第14号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第9 議案第15号 榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第9、議案第15号 榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第15号 榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書は31ページ、議案参考資料は53ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。

初めに、趣旨・目的でございますが、渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部改正に伴い、榛東村火入れに関する条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、概要でございますが、第14条関係で、林野火災注意報及び林野火災警報が発令された際の対応を明記してございます。併せて字句訂正も行っております。

また、議案参考資料54ページから56ページは新旧対照表で、右が現行、左が改正案でございます。

最後に、議案書32ページをご覧ください。

附則、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） これは私が知らないだけかもしれませんが、林野火災注意報及び林野火災警報、これが発令された、されないというのはどちらのほうで情報を得ればよろしいですか。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） こちらについては、榛東村の場合ですと渋川地区広域市町村向けの消防だと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） すみません、私この注意報というのがなかなか耳に入ってこなくて、例えば南分署のほうに伺えばいいのか、それともホームページ上で載っているのか、その辺もしあれでしたら、審議するために情報をいただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時39分休憩

午後1時40分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちら総務企画課のほうで消防の担当しておりますので回答させていただきます。

こちらの渋川地区広域市町村圏振興整備組合、こちらのほうで今しんとう安全・安心メール、こちらに登録していただきますと、その情報が発令されたときに受信できるという形になっております。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 防災無線で流すことというのは可能なんでしょうか、ちょっとお聞きします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 現在、警報の発令というところで、防災無線で流す放送につきましてはこちら今考えてございません。

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 今のに続くんですけれども、しんとう安全・安心メール、LINEも届いておりますけれども、登録者が100%でない以上、知り得なかった方が条例のほうというので、やっぱり防災無線を流さないと知り得る対象者が減るのではないかなというふうには思いますが、どうでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後1時41分休憩

午後1時43分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） そうしますと、今休憩中に説明もいただいたんですけれども、火入れを許可するかどうかというのは村が判断することで、申請した方があらかじめそちらの情報を知っていなくてもよいということによろしいですか。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 火入れの許可については榛東村が行います。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第15号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第10 議案第16号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第10、議案第16号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第16号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

議案書は33ページ、議案参考資料は57ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。

初めに、趣旨・目的でございますが、群馬県小口資金融資促進制度を含む県制度融資について、現在実施している売上減少等の要件を満たす場合の借換え制度を令和8年度についても継続して実施することから、所要の改正を行うものでございます。

次に、概要でございますが、附則第2項改正関係で、令和8年3月31日を令和9年3月31日に改めるものでございます。これは条例の附則において小口資金融資に係る借換え措置期間を延長しようとするものでございます。

また、議案参考資料58ページは新旧対照表で、右が現行、左が改正案でございます。

最後に、議案書の34ページをご覧ください。

附則、この条例は令和8年4月1日から施行するというものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第16号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第11 議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第11、議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口建設課長。

[建設課長 山口誠一君発言]

○建設課長（山口誠一君） 議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調

和に関する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書は35ページをご覧ください。

次のとおり榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の59ページをご覧ください。

趣旨・目的でございます。自然環境、景観等と調和の取れた太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより、美しい自然環境及び魅力ある景観の維持を図り、もって村民の生活環境の保全に寄与することを目的としております。

概要でございます。目的及び基本理念に基づき、本村における再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づき整備を計画する事業者に対し、必要な手続及び審査等を行うことにより、村民の生活環境の保全に寄与するものでございます。

議案書36ページにお戻りください。

本条例は新規制定であり、4章立てとなっております。

第1章は総則、第1条目的、第2条基本理念、第3条では定義として用語の意義を定めております。第4条では村の責務、第5条で村民の責務、第6条で土地所有者等の責務、第7条で事業者の責務を定めております。

第2章では保全地区として、第8条保全地区の指定、第9条保全地区、第10条では保全地区の変更及び解除について定めております。

第3章は保全地区内等における事業の許可について定めており、第11条届出、第12条事前協議等、第13条事業計画の許可、第14条許可の基準、第15条変更の許可、第16条では標識の掲示、第17条で太陽光発電設備の搬入車両への表示、第18条で着手の届出、第19条で完了の届出等、第20条でございますが、こちらで関係書類の閲覧を定めております。

第4章は雑則、第21条で許可の取消し、第22条で措置命令、第23条で土地所有者等に対する措置、第24条で違反事実の公表、第25条で報告等の提出、第26条で立入検査等、第27条では手数料を定めており、第28条で委任、こちらのほうの条例の施行に必要な事項は規則で別途定めております。

附則でございます。この条例は公布の日から施行することとし、ただし、第2章附則第2項の規定については、令和8年4月1日から施行するというものでございます。

経過措置については、この条例の施行の際、現に次に掲げる事由に該当する者については、この条例を適用しないとするものでございます。

以上で議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について説明を終わらせていただきます。慎重審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） この条例、他の地域でも、例えば渋川市とか含めて、吉岡町も含めて出ていると思うんですが、今からつくるという観点からすると、榛東村は防災を売りにしているところもあるので、この中に災害時、太陽光の自立電源を活用させていただくような条例を加えたらどうかなと思うんですが、そういうようなローカル電源を協議するというところをご検討していませんか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 今回新たな条例を制定するに当たり、防災の観点から民間で整備された施設等について、災害時の利用ということを考慮しての条例制定は考えておりません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 続いて、議案書の37ページですね、引き続いて37ページです。

こちらのほうの第8条、こちらのほうでは保全区域として指定するという形で記載されているんですが、この指定する時期というのはいつ頃になりますか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 第8条で保全地区を指定するものとして定めており、第9条で保全地区を記載させていただいております。前条に規定するところの前条は第8条当たりですが、保全地区については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域となります。

また、その下2号でございますけれども、前号に掲げるもののほか、次のアからオまでに掲げる地区のいずれかに該当するものとして村長が指定する区域ということで、アから、38ページに渡っておりますが、オまでの5つを示させていただいております。

現在村で指定されているものとしましては、1号に当たる部分となります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 新しい条例で、これは何かどこかのテンプレートを採用したものなのか、村独自の発案なのか。さっきの質問ともかぶるんですけども、榛東村は太陽光発電の独自の施設も所有しているまれな市町村で、その財源に依存をしているところもあるわけですが、そういった再生可能エネルギーの意義等が目的、基本理念の中に一つも入ってきていない。確かに自然環境、景観等とあるんですが、そういったテンプレートであるかということと、再生可能エネルギーの意義、自ら隣の産業振興課長のところでやっていると思うんですけども、そういうところの兼ね合いはどのようにお考えでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 今回新規制定ということで、県内の先進地と表現するのが正しいかどうかというのはちょっとありますけれども、何自治体かがもう既に同様の条例を制定されております。そういった条例の中で、本村の立地的なもの等を加味させていただき、今回条例を制定するに当たって作成をさせていただいております。

なお、中島議員からのご指摘の再生可能エネルギーの内容でございますけれども、こちらについては実施者と協議して進めるということでございますので、全てを認めるとか、認めないとか、そういった部分での条例ではございません。あくまでも目的・基本理念に基づいてそれぞれの整備に対応するという考えでおります。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 太陽光発電ということと言い切っているんですが、最近は大規模な蓄電池発電というのを榛東村がいわいにもオファーがかかっております。非常にコンテナ的なトランス等が入ってまいりまして、景観にどうなのかなと。

ただし、造成等がないのでということもあるので、ここ太陽光発電と言い切ると、またそれに合う条例を改正するので、太陽光発電設備設置事業等に入れるべきかと思うんですが、そこら辺のお考えは事前にあつたでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 今回、条例には榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和ということで条例を制定させていただくという流れでございます。太陽光発電設備については、今回の対象となるものが500平方メートル以上のもの、中島議員さんがおっしゃったコンテナタイプの蓄電ですか、そういったものについて施設規模がどのようなものであるか、そういった部分もちよ

つとわからないところがございます。

こちらのほうは太陽光発電の関係でございますけれども、これとは別に村では都市開発に関しては事前協議等をしていただく場を設けておりますので、事案について開発面積等がその対象となる面積になれば、そちらのほうとの協議ということで進められるかと思えます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 今回の条例なんですけれども、近隣地域で例えば渋川市ですと、令和元年とすることでできているようで、今回の条例化するに当たって、この7年というか10年ぐらいの間に、この条例があればできなかったかなというような、そういったようなものというのは事例としてあったんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 当該条例を制定するに当たって、過去に整備された太陽光発電のパネルの設置されている土地、地域等について、この場所はどうかとといった過去のものを検証した事案はございません。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第17号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第12 議案第18号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第12、議案第18号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第18号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定について提案のご説明をさせていただきます。

議案書は45ページ、議案参考資料は60ページとなります。ご確認いただければと思います。

最初に、議案書45ページをお開きください。

榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。提出は本日でございます。

議案書46ページをご覧ください。

榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例は廃止する。

以下、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案参考資料60ページをご覧ください。

趣旨・目的について、記載のとおりでございます。本交付金は米軍再編に伴う訓練移転によって基地負担が増加する周辺自治体の住民生活安定と円滑な訓練実施を目的に設けられたものでございます。令和3年12月に本村に交付された8,030万円を基金化いたしました。基金の目的は、防災中枢機能施設が快適な生活環境を備えた拠点的避難所となるよう備品の整備を行う、また、災害時の食料供給基地として機能する防災食育センターに必要な備品の整備を行うこととしておりました。

基金化されましたので、令和4年度、令和5年度にそれぞれ500万円ずつ基金に積み立てております。この9,030万円について、今年度当初で基金の繰入れについて予算措置を行っております。

令和7年10月、それから8年1月に基金の目的である両施設の備品購入を行うため、基金の取崩しを行いました。基金の目的を達成いたしましたので、本基金に関わる条例を廃止する条例の制定についてお諮りするものでございます。

慎重ご審議の上、ご決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） すみません、ただいま議案参考資料60ページで趣旨・目的をお話されていますし、書いてあるんですけども、令和7年度をもって当初の基金運用経過期間が終了することから当該基金を廃止するものという趣旨・目的を今、朗読されましたけれども、実際の内容は基金の目的の事業が完了したからとも説明しているんですが、単純に期間が終了しただけではないと思うんですけれども、ここの趣旨・目的について表記が誤っているのではないかなと思っているんですけども、基金の目的が達成できたということだろうと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） この基金については、基金全体計画書というものが作成されておりまして、まずこの計画期間が終了しているということでございます。また、計画期間、この計画にのっとり目的も達成しましたので、そのようにご説明を申し上げました。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに。
9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） それでは、条例制定の担当のほうの基金の成り立ちとして、計画期間終了だから終わりということの条例になっているのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時5分休憩

午後2時6分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。
学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 基金条例についてはそうした定めは特にございませんので、私のほうから再度ご説明を申し上げます。

基金の運用計画期間は終了いたしております。また、その計画にのっとりその目的を達したので、基金条例については廃止をしたいということでございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 総務企画課といたしますと、教育委員会から提案あったこちらの廃止というところの目的に基づいて、こちらのほうも条例のほうの処理をしている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第18号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第13 議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第13、議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定についてご説明申し上げます。

議案書は47ページをご覧ください。

次のとおり第7次榛東村総合計画基本構想を定めることについて、榛東村議会基本条例第7条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料につきましては61ページでございます。

趣旨・目的でございますが、榛東村の行政運営における最上位計画といたしまして、本村が目指すべき将来のまちづくりの方向性を示すものでございます。

概要でございますが、現行の第6次総合計画の計画期間が終了することから、第7次総合計画基本構想について提案するものでございます。

説明のほう、こちら議案書のほうをご覧ください。議案書47ページの2項をご覧ください。

それでは、第7次総合計画の基本構想についてご説明申し上げます。

1、むらづくりのキャッチフレーズ、こちらは「enjoy SHINTO～暮らしも遊びも仕事も～」でございます。

このキャッチフレーズにつきましては、村民一人ひとりの生き方や価値観を尊重し、誰もが自分らしく、前向きに日々を楽しめるむらを目指すキャッチフレーズでございます。

この少子高齢化、担い手不足、厳しい財政状況、様々な地域課題などがある中で、行政だけではできないけれども、村民、企業、団体、地域で力を合わせ、支え合い、応援しあえる、やさしさにあふれた社会の実現を目指していくという思いを込めたものでございます。

また、子どもから高齢者、企業や地域を含めた皆様が自らの可能性を広げ、自分らしさを発揮できる環境づくりを進めることで、暮らし、遊び、仕事のすべてが充実する持続可能なむらとなることを推進していくという思いが込められたものでございます。

続いて、47の3、4項をご覧ください。

2、人口の将来展望（人口ビジョン）についてご説明いたします。

人口の将来展望の青いライン、こちらにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠した推計方式でございます。10年後の2035年の榛東村の人口は1万3,558人、2060年の人口は1万1,275人と推計されております。

全国的な人口の減少の流れと同様に、本村においても緩やかな減少傾向が見込まれます。しかしな

がら、この推計値を単なる予測として受け入れるのではなく、切れ目のない支援や移住・定住施策を積極的に展開することで、この減少幅を少しでも食い止め、持続可能なむらづくりを目指してまいります。具体的には合計特殊出生率の向上や社会増減、転入転出などの改善に向けた取組を第7次総合計画の重点施策として位置づけ、人口減少対策に取り組むものでございます。

47ページの5、6をご覧ください。

3、将来都市構想図でございます。

将来都市構想図は総合計画で描く将来像をまちの形として実現するための概念図として位置づけられており、都市計画法に基づく都市計画マスタープランと整合性を図りながら策定したものでございます。

総合計画がソフト面、施策面での方向性を示すのに対しまして、都市計画マスタープランはハード、都市空間面での具体的な土地利用、交通軸の方針を定めるものでございまして、両計画は相互補完の関係にあります。二重策定ではなく、両計画が一体的に機能することで、実行性のあるまちづくりを推進してまいります。

続きまして、47の7ページをご覧ください。

4、10年後に目指す基本目標（施策の大綱）です。

むらづくりのキーワードを要に、6つの基本目標を設定し、10年間取り組んでいくことといたします。

基本目標1は、未来にワクワク、「やってみたい！」を伸ばすむら（子ども・学び）です。

続いて、基本目標2は、ホッとする、みんなのやさしさでつながるむら（健康長寿・暮らし）です。

続いて、基本目標3は、くらしにちょうどいい、心地よいむら（地域生活・住む）です。

続いて、基本目標4は、「働く」を楽しむ、自分らしくチャレンジできるむら（働く・遊ぶ）です。

続いて、基本目標5は、みんなで守る、安全・安心のむら（環境・見守り）です。

最後に、基本目標6は、未来へ紡ぐ、みんなで育てるむら（未来投資・連携）です。

限られた財源と人材の中で持続可能な行政運営を実行するため、計画的な財政運営と業務の効率化を図ります。また、住民や地域団体との協働を推進し、共に支え合う自治体経営を目指していきます。

以上で第7次榛東村総合計画基本構想の策定についての提案説明を終わらせていただきます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） いろいろと説明ありがとうございます。

今回この第7次総合計画を拝見させていただきましたが、議案書の47の3ページで、人口の将来展望（人口ビジョン）というものがあります。その一番下に人口の将来展望という図があるんですが、外部のデータを使うのはいいんですが、現在の2026年に、今だと3月ですか、という形でいくと、このデータからいけば2025年のデータですかね。そこのデータで人口は実際榛東村は何人だったんですかね。もうこの段階で、この計画のスタートの段階が何かミスリードをしているように私は思えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時19分休憩

午後2時19分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） この人口のところなんですけれども、社人研の推計準拠というところがあって、社人研は基本国勢調査を基にして数値を出しているかと思います。なので、住民基本台帳の数字ではなく国勢調査のほうの数値を採用させていただきます。

なぜならというと、国勢調査と住民票がやっぱり乖離しているんですよ、いつも。なので、ちゃんと社人研自体が国調を基準にやっているので、村のほうも国調を基準にやらせていただいているということですので、これは住民基本台帳の数値ではないということでご理解いただければと思います。

今まで村の計画が計画によって住民基本台帳上の数値を採用していたり、国勢調査上のを採用していたりで、計画によってまちまちだったんで、それだと分かりづらから、ちゃんとそこ整合性を取るよという指示をしております、今回は社人研の推計と合わせるため国調の数値を採用しているのかと思います。ちょっと資料を探している間にしゃべったんですけれども、もし私の説明が間違っていれば委員会に付託されると思うんですが、もし間違っている部分は訂正させていただこうかと思いますが、一応そういう形でご理解いただければ。

大体2025年、去年の国勢調査の速報でもほぼこの同じような数値になっていますので、そんなに差がないものになっています。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 総合計画ということで、今むらづくりのキャッチフレーズを見させていた

できました。その中で、このキャッチフレーズというのは外向けのキャッチフレーズなのか、それとも内向けの合意形成のものなのかということをお尋ねしたいのと、あとは「enjoy SHINTO～暮らしも遊びも仕事も～」と言っておりますが、その中で議案書47の7、「働く」を楽しむ、自分らしくチャレンジできるむら（働く・遊ぶ）というのは、基本目標の1から6までのやや1以上というようなところかなと思っているんですけども、そこら辺の見解について、策定の段階でどのような議論があったか教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 初めに、キャッチフレーズについてでございます。

「enjoy SHINTO～暮らしも遊びも仕事も～」、こちらのキャッチフレーズにつきましては、住民ワークショップや近年策定いたしました各種計画のアンケートを通じて、広く村民の声を収集し、その結果を基に総合計画審議会での審議を経て決定したものでございます。

暮らし、遊び、仕事という3つの要素につきましては、村民一人一人のライフステージや多様な価値観を包含するものとして設定しておりまして、誰もが自分らしく前向きに日々を楽しめるむらを目指すという理念を端的に表現したものでございます。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時24分休憩

午後2時24分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） すみません、1点目の質問と2点目の質問でございまして、1点目のほうに集中しておりましたので、2点目の質問を再度、すみません、聞き漏らしてしまったところもございまして、もう一度お願いできれば助かります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 1点目の質問というのを第7次榛東村総合計画の基本構想が議案に上がってきております。議会基本条例でもそうなんですけれども、このenjoy SHINTOというところは村のPRのためのものなのか、それとも内向けの村民の合意形成のためのキャッチフレーズなのかというのを1点目で聞いていました。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 要は村民に対してなのか、村外に対してなのかということでもいいんですかね。ちょっと休憩をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時26分休憩

午後2時26分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） どちらかというのではなく両方、村内の方もそうですし、村外の方も、例えば榛東村に遊びに来たとか、榛東村で働いている人もいますので、そういう両方の意味合いで取っていただければと思います。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ありがとうございます。

enjoy SHINTOのところで、村民一人一人の生き方や価値観を尊重し、誰もがと書いてあるので、1万四千数名の全員にとってという意味であったかと思いましたがけれども、外向け、内向け両方ですよという、ややPR的なものもあるということでお聞きしました。

その上で、今回のこの総合計画というのは、村民一人ひとりがこれに向かってむらづくりを引っ張る人、むらづくりを応援する人、むらづくりを進めていく人というような基本構想であるので、このenjoy SHINTOのenjoyというこのenjoyは、昨日、波多野議員は片仮名で使いましたがけれども、enjoyがまだ読めない、公用語でないということと、学校教育で英語を習っていない方もまだ村民にいらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども、そういう議論はでなかったのかどうかと。

これ大事なところなので、私どもが村民一人一人と考えたときに、読めない人は対象にしていなかったかと思われても残念だなと思うんですけれども、その部分と今現在の人口減少に行かずというところですが、そういう中で、暮らしに寄り添いとか、支え合っとかという今の村民の暮らしにコミットしたような意見というのはほとんど出なかったのかどうかという2点についてお聞かせください。今4問目。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時29分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） こちらのキャッチフレーズのenjoy SHINTOというところで、enjoyのほうが英語表記になっているということで、決して読めない方に対してということとは特段審議会のほうではこちらのほうで話が出てはおりません。こういったことで、審議会のほうでenjoy SHINTOという形のキャッチフレーズを決めているということでございます。

また、先ほどの住民のほうの協働・参画というところでもございまして、こちらにつきましては基本目標6のところにもございます。住民や地域団体との協働を推進しということでございまして、今回榛東村総合計画審議会等でのやはり審議を経たものでございまして、そういったところでの参画と協働推進としております。

また、基本目標の2のところにつきましても、こちら住民参加と協働による持続可能な地域運営を目指すというところで目標設定のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 5つ目、6つ目、最後の質問でございます。

基本構想10年でございますけれども、マスタープラン等の上位計画ということで、まず、村民の最高合意文書という位置づけであろうかと思っております。その中で、enjoyという英語表記が何ら議論されなかったということは、時代の趨勢という言葉では片づけ切れずに、やっぱり全村民の合意というのは難しいと思っておりますが、ある一定程度の合意が得られるというのには、英語というのはなじまないのかなと思っておりますので、なぜ前回は議会の総務委員の何名かが審議会の委員だったのに、入っていないのかと。

そして、このような審議の状況の中で、議会が単純な委員会付託だけでこの村民の最高合意文書を決定するというのは、いささかどうかなと思っておりますので、あわせて、やっぱり村側としても全議員に議論していただきたいという姿勢が大事なんじゃないかなと思っておりますけれども、以上、2点お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時32分休憩

午後2時33分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 最初に審議会のほうなんですけれども、議会基本条例の第5条の中に、議員は二元代表制の充実と住民自治の観点から、法律上特別な定めがある場合を除くほか、村長等の諮問機関、審議会等の委員に就任しないこととするということで定められており、マスタープランのほうは上位法のほうで、要は特別な定めがある場合、法律上というところにも定めがあるので入っていますけれども、総合計画のほうは、ここに総合計画のは法令上、議員が就任するかというのが法令で決まっていないので、この議会基本条例の第5条のところで就任しないということなのでそのようにしているところです。

前回の総合計画のときには、この基本条例はなかったもので、議員がいろんな村長の諮問の委員会にいっぱい入っていた時代があったんですけれども、そうすると、委員会でもやって議会でやってというとか何かやっぱりおかしいでしょうということで、いろんな自治体とかに研修に行って、それで基本条例をつくるときに整理をしたということになっていますので、審議会に入らないから基本条例の中の議決事項に加えたという経緯があるというか、私、策定したときに議員だったので、そういう経緯でなっているので、この議会基本条例上のところに従って、こちらも委員の選考をさせていただいているところであります。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどあともう一点の質問がございましたが、こちら総合計画につきましては最上位計画であるというところにつきましては、こちら側も認識しております。

そういった中で総合計画、こちらいろいろと限られた財源の中で示すような基本方針といたしまして、基本構想は村の方向性を示すものというところがございます、そういった中で最上位計画ということは認識しております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 先ほど、今、村長のほうからお聞きしたんですけれども、前回というのは第6次の総合計画のときに議員がその中に加わっていたということですかね。まだ（聴取不能）したのが平成26年で6年で、28年に第6次の総合計画をおつくりになったんですよ。そのときに議員は入っていたんですよ。よろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時36分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 議会基本条例が令和2年9月16日から施行ということになっていますので、それより前に第6次の総合計画は、その前、今より10年前に議論されているので、そのときにはという話でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） むらづくりのキャッチフレーズというところで、10年後に目指す基本目標ではむらづくりのキーワードということになっているんですけども、「enjoy SHINTO～暮らしも遊びも仕事も～」、基本目標でいうと、③と④なのかなというふうに思うんですけども、このキャッチフレーズだと、ちょっと感じとして子ども・学びとか、それと引退後のというところが見られずに、働いている世代を要としてという感じに見られるかなというふうに思いましたけれども、そういうふうな、初めに、村民一人一人の生き方や価値観を尊重しということで、誰もが自分らしく、多様なライフステージということで、先ほども総務企画課長がご答弁いただいたので、ちょっとキャッチフレーズが狭いかなという議論は、審議会のほうでは、協議会のほうではもう決定して（聴取不能）なかったと思うんですけども、どういうふうにお考えかということで、委員会付託を予定しているということでこの1点だけ疑問をお聞かせいただけますか。お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員のときにも答弁させていただきましたが、こちらのキャッチフレーズの経緯につきましては、住民のワークショップと近年策定いたしました各種計画のアンケート、こちらを通じて広く村民の声を収集し、その結果を基に総合計画審議会での審議を経て決定したものであるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ありがとうございます。

暮らしも仕事も遊びもというのは、暮らしはもうそれこそ1万4,000以上いますけれども、村民みんな違う暮らしがあって、違う生活があるので、全員が対象だと思っています。

遊びに関しましても、遊ぶイコール子どもじゃなくて大人も、それこそ高齢者もみんなやっぱり遊

ぶって、ただ遊具で遊ぶとか、そういう場所で遊ぶということではなくて、いろいろな生涯学習もそうですし、そういう村民同士、それとも個々の趣味なり、遊ぶというのも全員に当てはまるのかなと考えています。

仕事というのは、やはり労働という、就労となるとあれですけども、でも、就労でなくても、例えば高齢者のシルバーの人材センターとかあったり、ボランティアもそうですけれども、あまり限られたイメージなく住民の方々の審議会等でも捉えていただけたのかなと思っていますし、私としても広い意味でみんなが当てはまるものなのかなと。

「も」って入っているところがそれ以上に、それだけじゃなくてもほかにもあるけれども、そこも含めてという多分捉え方をいただければありがたいなと思います。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時41分休憩

午後2時41分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第19号につきましては、総務産業建設……

〔「議長、議事進行と言ったので」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 進行って言ったんでしょう。

〔「進行というのは進めろという意味じゃなくて意見がある」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後2時42分休憩

午後3時57分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ここで申し上げます。本日の会議時間は、会議規則第8条第1項で定める会議時間内に全ての日程が終了する見込みがないため延長いたします。

先ほどの中島議員の動議の発言を許可いたします。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） この議案につきまして、総務と文教の連合審査としたいという動議を提出いたします。

◇

◎日程の追加

○議長（善養寺 孝君） ただいま中島議員から、議案第19号の連合審査を求める動議が提出されました。

この動議の提出に賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） この動議は、1人以上の賛成者がありましたので、成立いたします。

◇

◎追加日程 議案第19号の連合審査を求める動議

○議長（善養寺 孝君） 議案第19号の連合審査を求める動議を議題とし、採決を行います。

この動議に賛成する議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（善養寺 孝君） 起立多数。

よって、議案第19号の連合審査を求める動議が可決されました。

議案第19号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

暫時休憩します。

午後3時59分休憩

午後4時再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第14 議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第14、議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口建設課長。

[建設課長 山口誠一君発言]

○建設課長（山口誠一君） それでは、議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定についてご説明申し上げます。

議案は48ページをご覧ください。

議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定について。

次のとおり榛東村都市計画マスタープランの策定について、榛東村議会基本条例第7条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の69ページをご覧ください。

初めに、趣旨・目的でございます。

こちらは榛東村の都市計画に関する基本的な方針について定めるものでございます。

概要でございますが、現行計画の計画期間が令和7年度末に終了するため、現況を反映した見直しを行い、本村が目指すまちづくりの基本的な方針について定めるものでございます。

本改定に当たって、令和6年度より2か年の債務負担により策定に向けた委託事業と策定に向けた業務を実施し、6年度には、主に参考資料等の収集整理並びに庁内において職員によるワーキンググループ等を開催いたしました。7年度では、住民参加のワークショップを開催し、参加者の意見等を取りまとめさせていただきました。

その後、引き続き庁内のワーキンググループ、一方で住民説明会を開催したほか、案の公開、パブリックコメントの募集を実施し、その後、都市計画審議会に諮問、過日、当審議会より答申を受け、今般、議案として上程させていただき運びとなりました。

別冊でございますが、榛東村都市計画マスタープラン【改定案】をご覧ください。

本計画は、全体を5章立てで構成しております。

第1章では、計画の位置づけ、計画期間、対象区域等を示しております。

第2章では、村の特徴を整理し、主な課題を示しました。

第3章では、第1章、第2章を踏まえ、まちづくりの基本的な方針、将来像や目標を示すとともに、将来都市構想像を示しております。

第4章では、分野別方針をまとめております。

第5章では、それまでに分野別方針等をまとめさせていただき、実現方策について記述をしております。

第5章以降でございますが、途中で緑色の相紙が挟まってございますが、相紙の次ページ以降は、当該マスタープランを作成するために使用した資料等となっております。

以上で、榛東村都市計画マスタープランの策定について説明を終わらせていただきます。慎重審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第20号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

〔「議長、こちらについても動議が必要……」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 今、最後まで行ったので……

〔「休憩お願いします」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後4時4分休憩

午後4時11分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第15 議案第21号 村道の路線の廃止について

○議長（善養寺 孝君） 日程第15、議案第21号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 議案第21号 村道の路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案書は49ページをご覧ください。

議案第21号 村道の路線の廃止について。

次のとおり村道の路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

議案参考資料70ページをご覧ください。

趣旨・目的でございます。

廃止する路線、宿12号線、番号4132でございます。

概要でございます。

当該道路につきましては、私有地内に位置しており、また、一般の道路に供されていないことから、こちらを廃止するものでございます。

なお、この路線につきましては、隣接する地権者の方が申出をし、現地において立会いをしたところ、一部が道路用地、個人所有の土地が含まれた道路として認定されておりました。個人通路としていた敷地については、所有者以外に使用されている方がいらっしゃらないこと等を確認させていただき、当該路線を廃止するものでございます。

議案参考資料71ページをご覧ください。

路線廃止調書でございます。

続きまして、議案参考資料72ページをご覧ください。

宿12号線の位置図となっております。図面真ん中にごございます矢印の太く書かれている路線でございます。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第21号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第16 議案第34号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第16、議案第34号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第34号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

議案書は51ページでございます。

議案参考資料につきましては73ページになります。

まず、今回の補正予算につきましては、本年度補正予算の最終見込みであることから、住民サービスの向上を第一に考えた上で、執行見込み額を十分に精査し、多額の歳入欠陥、不用額等が生じることがないように心がけ、補正予算ご可決後の執行可能期間にも十分留意することといたしました。

また、繰越明許費や債務負担行為の追加、変更も検討し、年度末における単年度予算主義にも留意したところでございます。

令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,117万9,000円を追加し、総額をそれぞれ81億4,623万1,000円としようとするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分、金額、補正後の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。

続いて、第2条では、第2表、繰越明許費補正を、第3条では、第3表、債務負担行為補正を、第4条では、第4表、地方債補正をそれぞれ行おうとするものです。

提出日は記載のとおりでございます。

それでは、参考資料73ページによりまして、主要な補正事項を説明してまいります。

初めに、歳入から申し上げます。

なお、金額は説明ベースでございます。

1款村税1,134万円の増、税目といたしましては、住民税、固定資産税、軽自動車税の増によるものです。

6款1項法人事業税交付金1,000万円、7款1項地方消費税交付金2,700万円、こちらも税収増に伴う交付金の増となっております。

12款1項普通交付税1億2,725万円の増、国の税収増に伴います。

16款1項子どものための教育・保育給付費の増のうち、国庫負担金4,312万6,000円の増、同じく県費負担金1,594万6,000円の増でございます。こちらにつきましては、後ほど歳出で説明申し上げます。保育園に支払う子ども・子育て支援交付金の公定価格の改定及び事業確定見込みによる補正増を行ったものでございます。

17款2項農地防災事業補助金792万円の増、これは大宮、八幡、別分、宮室貯水池のため池劣化状況調査業務に係る県費補助金です。しかしながら、同業務は本年4月以降に実施予定でございますので、一旦、令和7年度歳入予算に計上し、令和8年度へ繰越いたします。

20款1項財政調整基金繰入金1億9,197万8,000円の減、こちらは財政調整基金の繰入金の歳入のところでございますが、各課事業確定見込みの結果、記載の金額を取り崩さずに済ませることができました。

22款4項渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金清算金9,639万5,000円の増、こちらは先ほど申し上げた整備組合が設置いたします渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金に関する共同処理する事務を令和8年3月31日をもって廃止することに伴う基金に属する財産の清算による収入でございます。

続きまして、歳出を説明申し上げます。

こちらも参考資料を基に補正事項を説明してまいります。

なお、金額につきましては事務事業ベースでございます。

2款1項減債基金費1,300万円の増です。こちらは普通交付税の財政需要額として、令和7年度に限り、算定される臨時財政対策債の償還に充てる費用の一部を総務省通知に基づき積立てを行うものでございます。

同じく74ページになります。

2款1項企業版ふるさと納税基金費639万9,000円の増です。今年度の寄附金確定見込みによる基金

への積立金の増です。一般財源とは区別し、後年に有効活用するために企業版ふるさと納税基金へ積立てを行うものでございます。

同じく2款1項財政調整基金費9,639万6,000円の増、先ほど歳入で申し上げました渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金清算金を財政調整基金へ積み立てるものでございます。渋川地区広域市町村圏振興整備組合負担金の増加に備え、積立てを行います。

3款1項物価高騰対策給付金事業2,900万1,000円の減、事業費の確定見込みに伴う減額補正を行うものでございます。

同じく3款1項ふれあい館管理運営費593万円の増、燃料費、灯油が不足するため、指定管理委託料を増額補正するものでございます。

同じく3款1項福祉センター管理運営費617万7,000円の減、こちらも事業費の確定見込みに伴うものでございます。

同じく3款2項児童保育費5,952万7,000円の増、こちらは歳入のところでも説明申し上げました子どものための教育・保育給付費負担金の公定価格改定及び事業費の確定見込みによるものでございます。

4款3項上水道事業会計費424万5,000円の減、事業の確定見込みによるものでございます。

6款1項相馬原用水費792万円の増、こちらも歳入のところでお話しさせていただいており、ため池劣化状況調査業務で繰越しをして、新年度で執行をいたします。

10款1項教育施設整備基金1億円の増、こちらにつきましては、将来の教育施設の整備に要する経費の財源に充てるため積立てを行うものでございます。10款1項学校教育総務費1,296万5,000円の減、こちらも事業費の確定見込みによるもので、主に小・中学校の授業でも使用する教員用PC購入費の減額等でございます。

同じく参考資料の74ページ中ほどに繰越明許費の追加が載っております。記載のとおりでございます。議案書でいいますと57ページと同様でございます。

同じく議案参考資料74ページ後半から75ページにかけて、債務負担行為の追加及び変更が記載のとおりでございます。議案書でいいますと58ページと59ページの同様の内容となっております。

参考資料75ページの後半から地方債の変更、廃止を申し上げます。

変更をお願いする事項といたしましては、事業費の確定見込みに伴う限度額の減額で、目的別に記載のとおりでございます。

続いて、廃止をお願いする事項は、対象事業費が最低額を下回ったため起債を行わないものでございます。

以上、雑駁ではございますが提案説明を終了させていただきます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第34号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第17 議案第35号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第17、議案第35号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号) を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第35号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

議案書の62ページをお願いいたします。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料は147ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,985万6,000円を追加し、総額をそれぞれ13億77万2,000円としようとするものでございます。

今回の補正ですが、歳入においては、収入額の確定または確定見込みに伴う増減、歳出におきましては、事業費の確定または確定見込みに伴う増減が主なものとなっております。

初めに、歳入ですが、1款1項国民健康保険税は現年度分、滞納繰越分合わせて補正額1,900万円の増でございます。

5款1項保険給付費等交付金、補正額3,179万3,000円の増は、歳出、保険給付費の増額に伴うものでございます。

7款1項他会計繰入金、補正額177万3,000円の減です。これは、実績見込みに伴い減額するものでございます。7款2項国保基金繰入金、補正額2,160万7,000円の減額ですが、財源調整によるものです。

9款1項延滞金、同2項雑入、合わせて補正額244万3,000円の増です。これは、滞納延滞金の増額、滞納処分費の減額等でございます。

続きまして、歳出になります。

1款総務費、総務管理費、徴税费合わせて補正額196万5,000円の減です。これは、事業費確定見込

みに伴うものです。

2款保険給付費は、年度内の給付費、医療費の見込みの増により、療養給付費、療養費、高額療養費を合わせて3,327万5,000円の増額です。

5款保健事業費、保健衛生普及費、特定健康診査等事業費、合わせて補正額85万4,000円の減額です。これは、事業費確定見込みに伴うものです。

7款諸支出金、保険税還付金、保険税還付加算金、合わせまして補正額60万円の減額です。これは、事業確定見込みによるものです。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第35号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第18 議案第36号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第18、議案第36号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第36号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

議案書65ページ、お願いします。

議案参考資料により説明をさせていただきます。議案参考資料は157ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,419万3,000円を追加し、総額を2億2,145万4,000円としようとするものでございます。

今回の補正ですが、歳入においては、収入額の確定または確定見込みに伴う増減、歳出におきましては、事業費の確定または確定見込みに伴う増減が主なものとなっております。

初めに、歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療普通徴収保険料、補正額1,421万7,000円の増額です。これは、収入額の確

定見込みによるものです。この歳入増となった分を歳出の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1,421万9,000円の増額で広域連合へ支出するものであります。

2款1項一般会計繰入金、補正額108万1,000円の減額です。これは、子ども・子育て支援金制度システム改修分として計上しておりましたが、4款1項1目国庫補助金として計上するための減額となっております。

続きまして、歳出になります。

1款2項徴収費、補正額2万6,000円の減です。これは、事業費確定見込みによるものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第36号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第19 議案第37号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第19、議案第37号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第37号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

議案書は68ページをお願いします。

議案参考資料により説明をさせていただきます。議案参考資料は162ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,103万円を減額し、総額を13億3,072万円としようとするものでございます。

今回の補正ですが、歳入においては、介護保険料の調定額確定見込みによる増減、保険給付費等の支出見込みに伴う国庫支出金等の増減、それに伴う一般会計繰入金、基金繰入金の減額が主なものとなっております。また、歳出におきましては、各事業費の確定または確定見込みに伴う増減が主なも

のとなっております。

初めに、歳入でございます。

1款1項特別徴収保険料、補正額743万6,000円の増額ですが、調定見込みの増額に伴うものです。

2款2項介護給付費財政調整交付金、補正額459万1,000円の減額ですが、基準額となる保険給付費等の確定と国から示される交付割合、調整率の確定によるものです。

3款1項介護給付費交付金、補正額1,534万3,000円の減額ですが、歳出の保険給付費の減額によるものです。

4款1項介護給付費負担金、補正額444万円の減額ですが、こちらも保険給付費の確定見込みによるものでございます。

7款1項一般会計繰入金、介護給付費、補正額466万8,000円の減額ですが、こちらも介護給付費の減額に伴うものです。7款2項介護給付費準備基金繰入金、補正額1,527万5,000円の減額ですが、歳出予算の減額に伴い基金からの繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出になります。

1款1項一般管理費、補正額230万6,000円の減額ですが、主なものは次期介護保険事業計画策定業務の事業費確定見込みによるものでございます。

2款保険給付費の増減は、各給付費の支出見込みによるものです。

5款2項一般会計繰出金、補正額88万円の増額ですが、人事院勧告に伴う地域包括支援センター職員の給与等の増額によるものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第37号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第20 議案第38号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第4号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第20、議案第38号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第4号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第38号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案書は71ページ。

恐れ入りますけれども、議案参考資料により説明をさせていただきます。議案参考資料の178ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ677万円を減額し、総額をそれぞれ1億8,756万1,000円とするものでございます。

歳入予算内訳ですが、1款1項事業収入11万6,000円の減。

3款1項一般会計繰入金670万円の減。

5款1項雑入4万6,000円の増でございます。

歳出予算内訳は、1款1項学校給食センター維持管理費490万9,000円の減、同じく1款1項学校給食センター運営費48万円の減。

2款1項学校給食事業費138万1,000円の減となります。

初めに、歳入ですけれども、1款1項事業収入、補正額11万6,000円の減額は、教職員等から徴収している給食費に関わるものです。対象者数等の確定に伴い、補正するものでございます。

3款1項一般会計繰入金670万円の減は、歳出予算の確定見込みに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。特に、新センターの稼働後約半年で電気代等の実績が積み上がったことにより、事業費の確定を見込んだものでございます。

5款1項4万6,000円の増は、廃物売払い収入によるものでございます。

次に、歳出です。

1款1項維持管理費490万9,000円は、事業費確定見込みによるものでございます。1款1項運営費48万円の減ですが、事業費の確定見込みによるものでございます。

また、2款1項学校給食事業費138万1,000円の減も、事業費確定見込みによるものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 今、ご説明でもありましたように、新学校給食センターで半年稼働して電気が約220万少なかったと。ということは、非常に暖房効果があるということなのか、それとも、

何か効率のいい結果が出たのは入れた機材、建設した具合によってなのか、そこら辺の分析はされていますかという点が1点。

それと、あとは学校給食センターでよく腸内細菌検査料と、182ページですね、参考資料の。11番の役務費、腸内細菌検査料って、これ、よく昔の大便検査みたいなものだったんですけども、今こういう呼び方をされていて、何か項目が変わったのかどうかちょっと教えてください。2点。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 新給食センターが稼働して半年でございます。電気代に限らず様々な燃料費等、実績に基づいて積算ができるようになったということでございます。

機械が新しくなっていますのでそういう影響はあるのかもしれませんが、そもそも新センターの稼働、今年度当初予算を見込むときに新しくなるということで、非常に多めに見込んでいたことによる減補正が大きかったということが一つ理由かなというふうに思っております。

なお、燃料費は暖房等だけではなくて調理器具等にも使っておりますので、一概に暖房効率が上がったというふうには分析はしておりません。

また、ご質問2問目の腸内細菌の検査等でございますが、基本的に、調理場に入る者については、一月に1度確実に検査をするということが求められております。今、手元に資料がなくて詳しいことは申し上げられませんが、基準に従って検査項目が定められております。議員のおっしゃるように、腸内細菌等が食品に付着しないように定期的に検査をするための費用でございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 小さい話で腸内細菌というお話をしたんですが、多分、大便検査のことかなと思ったんですけども、違ったら後で結構ですけども。

先ほど、新しいセンターになるからあらかじめ多めに取っておったと。計算上は幾らぐらい多めに取っていたのか。その差額でいうと、電気料、上下水とかなり多めに取って、この数字に当たるぐらいなのか、それともこれより、多めに取った分ぐらい安かったのかどうかという分析はされていますか。元の当初予算、古いままの学校給食センターであればこれだったと。だけど、実際新しい学校給食センターになったので、幾ら余計に取った分がそれだけ要らなかったのか、それとも、このぐらいは伸びているんですよという報告をいただきたいなと思っておりますけれども。

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 今年度当初の予算のところでもそうなんですけれども、7月までは旧センターで稼働しましたので、旧センターの燃料費等については、これまでの実績に基づいて積

算をしております。また、8月は給食センター、給食の調理業務はないですけれども、9月以降、3月まで新しいセンターが稼働するということで、正直、稼働してみないと分からないというところで比較的多く見積もったということでございます。

今回の減補正ですけれども、実は12月にも減補正をしております。同様の理由で補正をしたところなんですけれども、さらに今回、3月まで見通したところ、さらなる減額が望めそうだとということで減額補正でございます。

議員がおっしゃるように分析ということであるとするならば、一月一月季節も違いますので、まだ真夏から真冬なんですけれども、丸々1年稼働したわけではありませんが、現時点で夏の光熱費、それから冬の光熱費等々がおおよそ実績に基づいて見えてきたので、減額ということです。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 一般会計のほうで、しんとびあも聞きたかったんですけれども、しんとびあを使わせていただいて大変調子がいいんで質問しなかった次第なんですけれども、いずれそういうふうに分析をしていただいて、54億かかったけれどもこれだけ経費が下がっているというような分析の仕方を今後していただきたいと思うんですけれども、今の議案は学校教育課長なのでお答えお願ひできますか。今後についてはそういう形で、質問に対して回答できるように分析をしておいてくださいというお願いですけれども。できますかという質問です。

〔発言する声あり〕

○9番（中島由美子君） いやいや、学校給食センターの話、そうそう、今言っただけだから……

○議長（善養寺 孝君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） お時間取って申し訳ありませんでした。

当初では電気、それから空調全てフル稼働を想定しての見込みだったので、少し多めに取ったということで説明を加えさせていただきます。

なお、当然、令和8年度につきましては丸々1年間の稼働になると思いますので、アレルギー給食もスタートいたします。そこも含んで、どのくらいの光熱費等がかかるかということについては当然分析してまいります。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第38号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第21 議案第39号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長(善養寺 孝君) 日程第21、議案第39号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長(狩野宏記君) 議案第39号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算(第3号)について説明を申し上げます。

議案書の74ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,214万4,000円とするものでございます。

それでは、議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の184ページをご覧ください。

趣旨・目的の部分でございますが、初めに歳入予算、1款1項、事項事業収入、補正額156万6,000円。太陽光発電売電収入でございます。当初予算を上回る見込みによるものでございます。

次に、歳出予算、1款1項、事業名、一般管理費、補正額159万6,000円、消費税並びに一般会計繰出金でございます。事業費の確定見込みによるものでございます。

次に、2款1項事業費、事業名、維持管理費、補正額3万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長(善養寺 孝君) 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

○議長(善養寺 孝君) 9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番(中島由美子君) 議案書75ページ、歳入予算の中で、先ほど担当課長ご説明いただいたように予想を上回る事業収入であったということですが、やっぱり温暖化といいましょうか、かなり暑い夏だったものですから、そういうことが影響しているのでしょうかというのをお聞きしたいです。よろしく。

○議長(善養寺 孝君) 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 暑い夏というか、太陽が出ている日が多かった、また、機械の故障がなかったというところでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第39号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第22 議案第40号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第22、議案第40号 令和7年度榛東村上水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第40号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

議案書77ページをご覧ください。

令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款水道事業収益において、既決予定額3億2,019万5,000円から補正予定額69万7,000円を減額し、計3億1,949万8,000円としようとするものでございます。

支出、第1款水道事業費用において、既決予定額3億892万5,000円から補正予定額919万8,000円を減額し、計2億9,972万7,000円としようとするものでございます。

3条は、資本的収入及び支出の補正で、まず、既決予定額の本文括弧中にある資本的収入が資本的支出に対して不足する額5,924万6,000円を6,208万8,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金1,924万4,000円を1,591万2,000円、4,000万2,000円を4,617万6,000円に改めまして、収入、第1款資本的収入において、既決予定額2億7,126万2,000円から補正予定額1,303万6,000円を減額し、計2億5,822万6,000円としようとするものでございます。

次のページ、78ページをご覧ください。

支出、第1款資本的支出において、既決予定額3億3,050万8,000円から補正予定額1,019万4,000円を減額し、計3億2,031万4,000円としようとするものでございます。

4条は、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正するものでございます。

表中利率のところ、年3.0%以内を年5.0%以内としようとするものでございます。

次のページ、79ページをご覧ください。

第5条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を受ける他会計補助金の金額719万3,000円を784万8,000円に改めるものでございます。

第6条は、予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額966万1,000円を624万1,000円に改めるものでございます。

7条で、予算第10条の次に次の1条を加えるものでございます。

債務負担行為、第11条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。この項目を加えることにより、令和7年度中から令和8年度契約の準備をすることができます。事項といたしまして、水道水水質検査業務委託、榛東村上水道施設機械設備保守点検業務委託、榛東村上水道量水器購入事業（単価契約）の3つでございます。期間はいずれも令和7年度から令和8年度まで、限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、議案参考資料にてご説明いたします。議案参考資料の189ページをご覧ください。

189ページと190ページは、記載の概要のとおりでございます。

次に、191ページから194ページが実施計画でございます。

195ページをご覧ください。説明書にてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。

1款1項2目その他営業収益では、手数料を12万5,000円、加入負担金を112万8,000円減額しております。こちらは工事等の申請件数、加入件数が当初予定していた件数より少なかったため減となっております。2項2目他会計補助金の65万5,000円の増額は、電気料金高騰分に対する一般会計からの補助金です。4目土地物件収益は、1,000円の増額となっております。こちらは電柱使用料の増額です。6目雑収益は10万円の減額となっております。こちらは下水道事務受託料等の確定見込みによる減です。

続いて、196ページをご覧ください。

1款1項営業費用の原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、いずれも年度末に向けた精算見込みに伴う減となっております。

続いて、197ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうちの収入でございます。

1款2項1目国庫補助金は、42万4,000円の減額となっております。こちらは新しい地方経済・生活環境創生交付金の確定見込みによる減です。3項1目工事負担金は、771万2,000円の減となっております。こちらは一般県道南新井前橋線バイパスに伴う水道管布設替え工事の補償費の確定見込みによる減です。4項他会計出資金、490万円減額となっております。こちらは工事費確定見込みによる減でございます。

続いて、198ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目水道設置助成事業は、127万8,000円の減額となっております。こちらは防衛事業の設計業務委託料等の確定見込みによる減です。2項建設改良費は800万円の減額となっております。こちらは委託料、建設改良費の確定見込みによる減となっております。3項営業設備費は、91万6,000円の減額となっております。こちらは新規加入量水器の購入費及び管路情報管理システム構築業務委託の確定見込みによる減となっております。

最後に、一般県道南新井前橋線バイパスに伴います配水管布設替え工事で、雛子の信号を西に進んで県道新井下室田線の交差点になるところ及び役場の南側のところの工事を発注しておりますけれども、こちらの工事は繰越しとなります。理由につきましては、県発注の工事と調整を行いながら布設替え工事をしてりましたが、県の工事が年度内に完成せず繰越しとなるためでございます。また、山子田の南野の信号から南に向かい、役場西信号の県道水沢足門線配水管布設替え工事も今年の1月に繰越し工事として発注しております。以上の3工事が繰越しとなります。

なお、予算上の繰越し手続は、公営企業法の適用により不要となっております。ご了解のほどをお願い申し上げます。

以下、199ページ、200ページが予定キャッシュ・フロー計算書。

201ページが債務負担行為に関する調書。

202ページから205ページまでが予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第40号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第23 議案第41号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第23、議案第41号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第41号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

議案書80ページをご覧ください。

令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第1条は、補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

収入第1款下水道事業収益において、既決予定額3億3,836万円から補正予定額970万7,000円を減額し、3億2,865万3,000円としようとするものでございます。

支出第1款下水道事業費用において、既決予定額4億3,736万円から補正予定額970万7,000円を減額し、計4億2,765万3,000円としようとするものでございます。

3条、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入において、既決予定額2億7,691万円から補正予定額1,368万3,000円を減額し、計2億6,322万7,000円としようとするものでございます。

議案書81ページをご覧ください。

支出、第1款資本的支出において、既決予定額2億7,691万円から補正予定額1,368万3,000円を減額し、計2億6,322万7,000円としようとするものでございます。

第4条では、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正するものでございます。

表中の利率のところ、年3.0%以内を年5.0%以内としようとするものでございます。

議案書82ページをご覧ください。

第5条では、予算第9条に定めております一般会計からの補助金の金額を3億4,935万1,000円に改めるものでございます。

続きまして、議案参考資料にて説明をいたします。

議案参考資料の206ページをご覧ください。

206ページと207ページは、記載の概要のとおりでございます。

208ページから211ページまでが実施計画でございます。

212ページをご覧ください。

説明書にてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出のうち収入でございます。

1款1項営業収益では、公共下水道、農業集落排水の使用料を実績見込みにより、公共は増額、農集が減額といたします。手数料は実績見込みにより3万円減額いたします。2項2目他会計補助金では、一般会計補助金を735万6,000円減額いたします。3目補助金では、国庫補助金の農業集落排水事業等補助金を1,330万円減額いたします。こちらは令和7年第4回榛東村議会定例会、12月の議会に

て農業集落排水施設の維持管理適正化計画の策定事業について、令和8年度事業で要望を行っていた事業を国の令和7年度補正予算事業で行うということで予算の補正をご可決いただきましたが、国の補正予算が成立しなかったため減額するものとなっております。こちらは令和8年度事業として補助要望を行っており、8年度の予算に計上をしております。4目長期前受金戻入では1,272万4,000円の増額をいたします。こちらは除却資産充当分を一括計上するものでございます。5目雑収益では、44万8,000円の増額です。こちらは保険金です。

次のページ、213ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目管渠費から3目総係費につきましては、精算見込みに伴います減となっております。2目処理場費の4節委託料1,330万円の減額は、収入のところでご説明しました農業集落排水事業等補助金がなかったため、維持管理適正化計画策定業務委託料を減額するものでございます。4目減価償却費は、112万9,000円減額いたします。こちらは資産の除却に伴う減でございます。5目資産減耗費は1,182万1,000円増額いたします。こちらは南新井前橋線バイパス工事に伴い移設工事を実施した際に一部除却した資産額を減額するための予算の計上でございます。

214ページをご覧ください。

2項営業外費用の消費税及び地方消費税は、再計算の結果、当初700万円から900万円となる見込みのため、不足する分200万円を増額いたします。3項特別損失は、農業集落排水事業分をほぼ執行してしまっただけ令和7年度も残り僅かですが、万が一発生した場合対応できなくなってしまうため、1万1,000円の増額を計上しております。

次に、215ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち収入でございます。

1款1項企業債は、公共下水道事業及び流域下水道建設負担金の事業費の確定見込みにより、その財源である企業債の減です。2項1目受益者負担金及び分担金では、実績見込みにより受益者負担金特環の減額と受益者負担金分農集の増額です。2目工事負担金は確定見込みによる減です。3項国庫補助金は、対象となる事業の実績がなかったため減額でございます。4項他会計補助金につきましては、資本的支出の確定見込みによる減額です。

次のページ、216ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項建設改良費では、確定見込みによる減額です。これは、公共下水道の管渠整備に伴う舗装本復旧工事の確定及び特定環境保全公共下水道と農業集落排水の公共ますの設置工事が少なかったため、工事費の減です。また、県に支払う流域下水道建設負担金も、確定見込みにより114万3,000円の減額となっております。

以下、217ページ、18ページが予定キャッシュ・フロー計算書。

219ページから222ページまでが予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議案参考資料207ページ、企業債を次のとおり変更するものということで、利率を年3%から年5%に変更。これ、令和7年度においてどのくらいの金額が増えたか、分かたら教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 借入れに際しまして、今、2月時点で既に3%になってしまっております。それなので5%にして、3月にその範囲内で借入れをする予定でございます。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） じゃ、5%にはまだしていないと、借り入れていないということではないんですか。はい。ありがとうございました。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） まだ5%にはなっておりません。3%ちょっと、令和7年度は3%か、それをちょっと超えたぐらいになると思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第41号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第24 議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第24、議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

す。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

[総務企画課長 一倉 学君発言]

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算についてご説明申し上げます。

議案書83ページをご覧ください。

まず、本村では、令和8年度予算編成方針に基づき予算編成を行いました。特に重点事項として、もっと暮らしやすい新たな榛東村をつくっていくために、第7次榛東村総合計画とひもづけた次の重点事項に優先的に取り組むこととなります。

1、子ども、学び。出産・子育て支援と多様な保育環境の整備により、安心して子育てできる体制を構築するとともに、教育、スポーツ、文化を通じ、子どもたちの健やかな成長を支える環境を整えるための事業でございます。

2、健康、長寿、暮らし。高齢者、障害者、子育て家庭など誰もが安心して暮らせるよう、福祉、保健、医療、生活支援を充実させ、健康で互いに支え合える環境を整えるための事業。

3、地域生活、住む。道路、上下水道、ごみ処理などの生活基盤を計画的に整備・更新するとともに、土地利用や住宅政策にも配慮し、持続可能な景観と暮らしやすさを両立するための事業。

4、働く、遊ぶ。農林業、商工業、観光の振興による地場産業の活性化と雇用創出を図るとともに、起業支援や職住近接、ワーク・ライフ・バランスの推進により自分らしい働き方を実現できる環境を整えるための事業。

5、環境を見守り、自然環境、景観の保全と防災・防犯体制の強化を図り、防災訓練や情報共有を通じた自助・共助・公助の連携により、誰もが安心して暮らせる地域社会の基盤を整えるための事業。

6、未来投資、連携、計画的な財政運営と業務の効率化により持続可能な行政運営を実現するとともに、住民や地域、団体との協働を推進し、共に支え合う自治体経営を目指すための事業でございます。

では、令和8年度榛東村一般会計予算は次に定めるところでございます。

第1条、第1項では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,820万円としようとするものがございます。令和7年度当初予算と比較すると3.4%のマイナス、2億5,070万円の減額でございます。第2項では、款項の区分、金額は、第1表、歳入歳出予算によるものとしております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債を第2表、地方債のとおり定めております。

第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を10億円と定めるものがございます。

第4条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、給与、職員手当及び共済費については、項を超えての流用ができるものと定めるものがございます。

提出日は記載のとおりでございます。

議案書83ページでございます。

また、議案書の84ページから86ページまでが第1表の歳入でございます。

87ページから89ページまでが第1表の歳出です。

90ページは第2表、地方債となっており、記載のとおり本年度事業に充当するものがございます。

続きまして、別冊の令和8年度予算説明資料により説明してまいります。

1ページから14ページまでが概要資料でございます。

15ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入でございます。

1款村税については、7年度に比べ8年度は6,425万1,000円増の17億1,735万4,000円となっております。

2款地方譲与税から11款地方特定交付金までは、令和6年度決算、令和7年度途中までの交付状況及び地方財政計画等を踏まえての計上となっております。

12款地方交付税も7年度中の交付状況及び地方財政計画等を参考に、7年度よりも6,795万9,000円ほど増の17億3,400万円の計上といたしました。

13款交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の190万円の計上です。

14款分担金及び負担金は、管外保育受託負担金などが減となり、77万5,000円の減となっております。52万円の計上となりました。

15款使用料及び手数料は、しんとびあの使用料の増等で111万3,000円増の3,106万2,000円でございます。

16款国庫支出金は、2億227万8,000円減の11億8,393万5,000円を計上いたしました。

17款県支出金は、3,821万円増の6億4,884万円といたしました。

18款財産収入は、376万1,000円増の4,893万9,000円といたしました。

19款寄附金は、81万5,000円増の1億5,738万1,000円を計上いたしました。

20款繰入金は、1億8,252万3,000円減の7億2,242万4,000円を計上いたしました。

21款繰越金は、2,000万円増の1億円を計上いたしました。

22款諸収入につきましては、221万2,000円増の9,055万4,000円を計上いたしました。

16ページをお開きください。

23款村債のところでは、前年に対しまして、1億2,650万円減の1億3,380万円を計上させていただきました。

こちらで、歳入合計は72億1,820万円となり、昨年度に対しまして2億5,070万円のマイナスでござ

います。

続きまして、歳出でございます。

同じく予算説明資料17ページをご覧ください。

1款議会費、前年度予算額に対しまして199万9,000円の増で、8,522万8,000円でございます。

2款総務費、1億2,602万円の減でございます。総額10億9,419万1,000円の計上でございます。

3款民生費、1億7,873万9,000円の増、28億3,512万1,000円の計上です。

4款衛生費、6,246万1,000円の増、5億3,315万7,000円の計上です。

5款労働費、6万4,000円の増、739万9,000円の計上です。

6款農林水産業費、1億2,272万8,000円の増で、5億3,566万6,000円の計上です。

7款商工費、40万7,000円の増、1,302万6,000円の計上です。

8款土木費、7,377万8,000円の増、6億3,372万2,000円の計上です。

9款消防費、528万円の減、3億1,565万円の計上です。

10款教育費、5億3,334万4,000円の減、9億1,298万6,000円の計上です。

11款災害復旧費、昨年度と同額で、1,000円の計上です。

12款公債費、2,623万2,000円の減で、2億4,205万2,000円の計上です。

13款諸支出金、昨年度と同額で、1,000円の計上です。

14款予備費、昨年度と同額で、1,000万円の計上です。

以上で、歳出合計は72億1,820万円となり、昨年度に対して2億5,070万円のマイナスでございます。

18ページ以降につきましては事項別明細書の歳入が、また、47ページからは歳出が始まります。

飛びまして、198から207ページまでが給与費明細書。

208ページが債務負担行為で、令和9年度以降にわたるものについての調書。

209ページが地方債の令和8年度末の現在高見込み調書となっております。

以上、雑駁ではございますが、提案説明を終了させていただきます。慎重ご審議の上、ご可決くださいようよろしくお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 同じく地方債、1億3,000万ぐらい少なくて済む、借入れが少ないというお話だったのですが、今度5%で借りるわけですけれども、それに対する金利はどのくらい今回で伸びるのかという予算になっているのかということと、今まで借りている地方債については金利の変更は

ないということですね。その2点お願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員の質問でございます。

こちらの地方債の借入れ等につきましては、見込みを算定したものでございます。

そして、こちら、先ほどの見込みに関する調書につきまして、こちら208から209ページでございます。借入れの額等については、今のところ見込みということでございます。そういったところで、変更があった場合等につきましては、またそこで借り入れる額が変更となる、そういったことございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ページでいいますと2款6項、監査委員費のところなんですけど、この監査委員費という項目のところに職員の給与が入っていないんですけども、監査委員事務局には職員がおったような気がするんですけども、なぜ職員の給料が入っていないんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 中島議員、あれ、委員会に付託するから、そこでゆっくりしてもいいんかと思えますよ。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどのご質問でございます。

監査委員費の職員につきましては、それぞれ主たる業務のところでは計上するという形になっております。それなので、事務局員費につきましては、議会や、そして一般経費、総務費のほうで計上している、そういった状況でございます。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） そうしますと、合理的な理由で総務費ということですが、じゃ、議会事務局にいる監査委員の事務局の職員は監査以外の仕事もしているということでしょうか。その確認をお願いします。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 監査委員事務局局員として、議会事務局員も職務をしている、そういったところでございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 説明の最初のところで、予算編成の方針ですとか最初に説明をいただいたと思うんですけども、令和7年度はそういった、文字で起こして資料を頂きながら審議ができたんですけども、ちょっと一言一句書き取れないのと、会議録が出来上がるまでは確認できない状況だと審議ができないと思うんですけども、今回はその文書については頂いておりましたでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後5時33分休憩

午後5時35分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） ちょっと担当に確認しまして、もしあれば審議のときにお配りするようなことによろしいですか。多分、それが前回の、配らせていただいた中に同じようなところがちょっとなかったというところですよ。そのよう理解をさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第42号につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第42号につきましては、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

つきましては、予算審査特別委員会は正副委員長を互選の上、後刻、議長まで報告を願います。

暫時休憩といたします。

午後5時36分休憩

午後6時3分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

予算審査特別委員会は、休憩中に委員会を開き、正副委員長を互選した結果、委員長に12番清水健一議員、副委員長に8番波多野佐和子議員と決定いたしましたので、報告いたします。

ここで、委員長に就任されました清水健一議員よりご挨拶いただきたいと思っております。

12番清水健一議員。

[予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇]

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） ただいま予算審査特別委員会の委員長に選出していただきました清水です。

予算審査を、委員の皆様のご協力を得てしっかり充実した審査をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。



◎日程第25 議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第25、議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書は91ページをお願いします。

令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億4,913万1,000円としようとするものでございます。令和7年度と比較しまして0.1%、金額にして129万9,000円の増額予算となっております。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費について、項を超えての流用ができると定めるものです。

続きまして、別冊、令和8年度予算説明資料により説明させていただきます。

予算説明資料の212ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

初めに、歳入です。

1款国民健康保険税については、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分、それぞれの現年度分、滞納繰越分を合わせ、前年度に比べ580万円増の2億3,980万円の計上となっております。令和8年4月から創設される子ども・子育て支援金分を見込んでおります。

2款一部負担金は2,000円の計上です。

3款使用料及び手数料は、国民健康保険税督促手数料1,000円の計上です。

4款国庫支出金は、国民健康保険制度関係業務事業費補助金1,000円の計上です。

5款県支出金は、保険給付費等に係る費用を県から交付金として受け入れる保険給付費等交付金などで8億7,257万4,000円の計上です。

6款財産収入184万9,000円は、国民健康保険基金の利子です。

7款繰入金は1億2,188万円で、うち1項の一般会計からの繰入金6,951万7,000円は、それぞれ国や県の繰入れ基準に基づく村負担分であります。

8款繰越金は、前年度からの繰越金1,000円の計上です。

9款諸収入は、保険税に係る延滞金や第三者納付金、前年度の精算金などで、1,302万3,000円の計上です。

213ページをご覧ください。

続きまして、歳出になります。

1款総務費は、国民健康保険事業を管理するための総務管理費、国保税の賦課徴収費用、国保運営協議会の費用などで、合計1,338万6,000円の計上です。

2款保険給付費は、1項の療養諸費から5項の葬祭諸費まで、合計で8億3,059万円の計上です。

1項の療養諸費と2項の高額療養費は、県が試算した金額を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金は、1項の医療給付費分が2億2,761万7,000円、2項の後期高齢者支援金等分が8,792万2,000円、3項の介護納付金分が3,240万8,000円、4項の子ども・子育て支援金分が861万9,000円、合わせて3億5,656万6,000円の計上となります。子ども・子育て支援金分が皆増となりますが、被保険者数の減を見込んでいることもありまして、前年度と比べて1,000万5,000円の減額となっております。

4款財政安定化基金拠出金は1,000円の計上です。

5款保健事業費は、生活習慣病重症化予防事業の委託料や特定健康診査、特定保健指導の委託料、人間ドックの助成金などで、合わせて2,253万8,000円の計上です。

6款基金積立金は、利息分などです。

7款諸支出金は、国保税の過誤納還付金や還付加算金、保険給付費交付金の償還金などで、920万円の計上です。

8款予備費は1,500万円を計上しております。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 全員協議会で頂いた令和8年度予算案重点事業概要というページの中で、健康長寿、暮らしのところ、国民健康保険税の引下げとあるんですが、580万円、令和8年度の予算説明資料の中の211ページで、国民健康保険税は580万円増えているという形になっているんですけども、どういうふうに理解したらいいのかということ、あとまたもう一つですね。当初予算の推移というのが令和8年で12億4,900万と、ここ、下がってきているんですけども、村民が健康になったのか入っている人が少ないのかという、そういう具体的な資料がないんですけども、そういう議論はされたんでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） まず、1点目の国民健康保険税ですけども、こちらは先ほど説明もさせていただきましたが、子ども・子育て支援金分が増額になりますので、そちらを合わせまして、そちらの支援金分が増になるということでの増額となります。

2点目の当初予算額の推移でございますが、こちらは被保険者数が減少となっております。およそ3%の減を見込んでおりまして、被保険者数が減少となっておりますので予算額も減少ということになってございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 当初予算を上げるときには、そういった見込み等、人数とかを正確に出していただけないと審査ができてにくいなと思っているんですが。さっき子育て、何か支援金というのが増えて、国保税自体は減っているということですか、引下げということですか。

具体的には、国保税を取られる側とすると、金額が下がらないのであればこの表記はおかしいんじゃないかと思うんですけども、いかがですかね。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご質問につきまして、具体的な被保険者数を述べさせていただきます。

時点はちょっと違うんですけども、令和7年3月末の国保の被保険者が2,539人、令和8年1月末でございますが、2,448人ということで、91人の減少、およそ率にしますと3.5%被保険者数が減っているという状況でございます。

予算を計上するに当たりましては、およそ被保険者数は3%の減ということで見込んで計上をさせていただいております。

保険税につきましては、国保税の条例改正のところでご説明しましたが、所得割ではなくて均等割のほうを減額させていただいております。ちょっと具体的にといいますか、そちらで説明をさせていただいた金額が算出の根拠になります。当然、今、申告を受けておりまして、来年度の課税の段階では今年の所得に応じて所得割で計算させていただきますので、予算のときにはまだ見込みという段階での計上となっております。ご承知おきください。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） この国保税の引下げという言葉は、そのまま村民が見て理解できるのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 条例改正のところでご説明させていただいたとおり、国民健康保険税の中の均等割は引下げになっておりますので、そちらのところ引下げという説明にさせていただいております。

所得割につきましては、条例改正のところでもご説明申し上げましたが、今回は均等割のほうを下げさせていただきまして、所得割につきましては今後の推移を、医療費の推移ですとかを確認させていただいてまた検討させていただくということで、今回は均等割の引下げということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第43号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第26 議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第26、議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書は96ページをご覧ください。

令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,131万5,000円としようとするものでございます。令和7年度と比較して15.6%、金額にして3,251万8,000円の増額予算となっております。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、別冊、令和8年度予算説明資料により説明をさせていただきます。

予算説明資料の232ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

初めに、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収合わせて1億8,325万8,000円の計上となっております。

2款繰入金は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金合わせて5,795万2,000円の計上です。

3款諸収入は、保険料延滞金、保険料還付金、広域連合からの過年度分精算金などで10万5,000円を計上しております。

233ページをご覧ください。

続きまして、歳出になります。

1款総務費は、後期高齢者医療事務を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用で230万6,000円の計上です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億3,840万8,000円で、群馬県後期高齢者医療広域連合への負担金です。こちらの負担金の額及び先ほどの保険料の額ともに、広域連合の試算によるものでございます。

3款諸支出金は、保険料の過誤納還付金等で10万1,000円。

4款予備費、50万円を計上しております。

説明は以上でございますが、被保険者数の推移ということで先ほど国保のほうでも予算でございましたので、被保険者数は昨年度、令和7年から令和8年にかけて一応4.1%被保険者が増えているという現状を付け加えさせていただきます。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第44号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第27 議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第27、議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康保険課長。

[健康保険課長 碓井由果君発言]

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書は99ページをお願いいたします。

令和8年度榛東村介護保険特別会計は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億7,264万円としようとするものです。令和7年度と比較しまして6.1%増、金額にして7,909万6,000円の増額予算となっております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、保険給付費については項を超えての流用ができると定めているものでございます。

続きまして、別冊、令和8年度予算説明資料により説明をさせていただきます。

予算説明資料の240ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書です。

初めに、歳入です。

1款保険料は、65歳以上の第1号被保険者分の介護保険料で3億2,919万4,000円を計上しております。前年度比で2.9%の増となっております。

2款国庫支出金は、介護給付費に対する法定の負担金や介護予防事業の取組状況などにより交付される補助金などで、合計2億6,743万9,000円を計上しております。

3款支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に相当するもので、保険給付費の27%、3億5,273万8,000円を計上しております。

4款県支出金も介護給付費等に対する県からの法定による負担金や補助金で、1億9,707万2,000円を計上しております。

5款介護予防支援費は、地域包括支援センターが行う介護予防支援に対する報酬で720万円を計上しております。

6款財産収入は、介護給付費準備基金の利子37万5,000円を計上しております。

7款繰入金は2億1,861万6,000円、うち一般会計からの繰入金が2億40万7,000円で、介護給付費等に対する法定の繰入金や事務費に対する繰入金となっております。

8款繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

9款諸収入は存目計上でございます。

続きまして、241ページ、歳出になります。

1款総務費は、介護保険事業を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用、介護認定調査、介護認定審査会の費用などで、合計2,160万円の計上でございます。

2款保険給付費は、対前年度比で6.5%増の12億7,426万9,000円を見込んでおります。

3款地域支援事業費は、介護予防に関する事業が主なものであり、5,560万4,000円の計上となっております。

4款基金積立金は、利息分などで37万6,000円を計上しております。

5款諸支出金は、一般会計への繰出金などで1,479万1,000円を計上しております。

6款予備費は600万円の計上でございます。被保険者数ですけれども、令和7年3月末から令和8年1月末までの増加として1.08%の被保険者数の増となっております。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 今まで説明を聞きましたけれども、被保険者の数とか1号被保険者、2号被保険者とかということの人数、これからの推移等も、過去等も出ておりませんので、何を審議、金額だけ審議しても何を審議するのかというのが全く見えませんが。

今、お話ししたような被保険者の数で、1人当たりの医療費とか介護費とかということを議論しながら、今後、介護保険にどのように力を入れていくかということを議論するんだと思うんですけど

も、健康保険課長、これで何を議論すればいいのか教えてください。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後6時28分休憩

午後6時29分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいまの質問は、被保険者もいろいろあると。その数字の積み上げが歳入歳出であるということは今の説明で理解しました。

この歳入歳出がどのような被保険者の数、榛東村の介護保険の状況、村民がどのように介護保険を利用しているかということが分からずにして、この総体の、トータルの数字だけで何を審議するのかというところ、ただ増えました、パーセンテージはこれですと、なぜ増えたのかと、その傾向、介護予防が足りないのか、具体的な施設介護が多いのか自宅介護が多いのかというようなことをしっかり説明していただかないと、この介護保険の総額の予算だけでは増えた、減っただけになると思うんですけれども。

被保険者の数を示していただけますか。1号、2号全て。お願いします。その1人当たりの金額をお願いします、これの予算の。

○議長（善養寺 孝君） そこまで聞きますか。

暫時休憩します。

午後6時30分休憩

午後6時35分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ただいまの中島議員のご質問ですけれども、今、手持ちの資料がございませんのでお答えができません。

失礼いたします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第45号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第28 議案第46号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第28、議案第46号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

[学校教育課長 湯澤知佐子君発言]

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第46号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

議案書は104ページでございます。

令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,749万1,000円と定めようとするものでございます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は800万円と定める。

以下、別冊の令和8年度予算説明資料によりご説明をさせていただきます。

予算説明資料268ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

歳入ですが、1款1項事業収入1,615万円、これは幼児や教職員から徴収する給食費が主なものでございます。

2款1項使用料7,000円、行政財産使用料でございます。

3款1項一般会計繰入金2億133万1,000円は、学校給食センターの維持管理や運営に要する経費の一般会計からの繰入れでございます。

繰越金1,000円、諸収入2,000円を計上し、合計で2億1,749万1,000円の歳入でございます。

続きまして、269ページ、歳出でございます。

1款総務費は、前年度から1,023万6,000円の増の1億3,590万2,000円です。こちらは、新給食センターが稼働いたしまして半年となりました。維持費等の見込みが今年度、半年分の実績に基づくものでございます。

2款事業費、これは賄い材料費に関わるものですが、前年度から269万5,000円増の8,108万9,000円でございます。国から小学生の給食費について、1人当たり5,200円を交付されることとなる見込みでございます。そのため、榛東村学校給食センターの組織及び運営に関する規則を一部改正し、学校

給食費に補助金等を充当できるように改正することとなります。

また、現行の給食費の金額は令和6年4月に定められたものでございますが、その時点から現在までも米をはじめ諸物価の高騰により、これまでの給食費の設定額では給食の質・量の維持が難しくなる見通しを持っております。総務省の資料等によれば、食料品では今年3月時点と令和6年4月とを比べて約6%程度の上昇が認められております。交付額を勘案し、物価高騰分として現行の給食費の約5%相当額を増額し、令和8年4月より給食費の改定を行いたいと考えております。こちらは教育委員会規則の定めによりますので、額については教育委員会でお諮りいただくものでございます。

ただし、小学生の給食費の分については国からの交付金ということで措置ができます。また、中学校についても無償化ということで、一般会計のほうからの繰入金になるわけなんですけれども、無償化されていない幼稚園児の給食費につきましては、増額分を村が補助することとなっております。こちらの補助額については、説明資料271ページ、3款繰入金のところ、一番上の段でございます。一般会計繰入金の園児給食費物価高騰補助分4万3,000円を計上しております。本予算案では、改定後の給食費と新年度の給食予定者数に基づき額を計上させていただいておりますため、増額となっております。

また、269ページに戻っていただきまして、3款予備費は50万円です。修繕費等で対応できない緊急的な修繕が発生した場合を想定して計上するものでございますが、センターが新しくなっておりますため前年比50万円減で計上しております。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議案参考資料267ページ、新しい施設になって予算も伸びているという推移ですが、給食を食べている小中幼ですかね、小中保ですかね、総体の人数で結構です。小は幾つ、中は幾つ、幼は幾つという。

それが1問目と、あとは学校給食センター維持管理費というのが増えているんですけども、新しくなって管理委託が増えるというのは、何か大きくなったから増えるのか、どういう意味なのか。

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後6時43分休憩

午後6時44分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 正確な人数は手元にございませんけれども、およその数でご容赦いただければと思います。

小学校がおよそ800人、中学校が350人、幼稚園が40人等でございますけれども、ただ、この中には先ほど既に、例えば幼児の中には無償化の対象になっているご家庭とか、第3子以降無償化になっておりますのでそういうご家庭とか、その他もろもろ、この数だけではございませんけれども、およそそのぐらいの人数で計上しているということでご回答させていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

また、センターが新しくなって大きくなったから委託費が増えているというようなご質問でございましたけれども、センターが新しくなって大きくなったからということではなく、一つにはアレルギー給食の対応が始まりますのでそういったところの委託が増えているということ、また、配送車等について、村で持つのではなく委託業者でというような経緯がございました。こちらについても、昨年度の予算編成のところで文教厚生常任委員会のところでも十分ご説明をさせていただいているところですが、もちろんご質問があれば常任委員会で、もう少し詳しい資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思いますが、現状、手元でお答えできるのはこんな範囲でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 私、質問したのは、費用対効果、やっぱりコスパの一番いい特別会計ということで、一般会計でやっていない理由というのは、1人当たりの金額を明確にして、よりよい経営をしていくためもあろうかと思うんですね。

ですので、繰入れがあるからとかということじゃなくて、1人当たり幾らだという認識の上でやっぱり経営を、特別会計を回していくという考え方が予算の提案になかったので不思議に思った次第なんですけれども、またさっきの質問と一緒になんですけれども、今後は、決算等のときにはそういう考え方で質問させていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。大丈夫でしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 質疑ですよね。質疑。

○9番（中島由美子君） はい。じゃ、要望は駄目だということなので、先ほどの小中高のこの積算をしたときの数字を教えてください。

以上です。

今じゃなくて結構です。後で結構です。質問終わり。

○議長（善養寺 孝君） 今でもいいんです、分かれば。

○9番（中島由美子君） 今分からないんだって。だから。

○議長（善養寺 孝君） 分からない、まだ聞いていないから。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第46号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第29 議案第47号 令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第29、議案第47号 令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第47号 令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算について説明を申し上げます。

議案書107ページをご覧ください。

令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,998万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

以下、別冊、令和8年度予算説明資料により説明させていただきます。

予算説明資料280ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

それでは、歳入でございますが、本会計は太陽光発電による売電収入が主な歳入でございます。

事業収入2,994万1,000円、財産収入4万4,000円、繰越金1,000円、諸収入2,000円、合計2,998万8,000円でございます。

281ページをご覧ください。

次に、歳出でございます。

総務費2,418万7,000円、管理費580万1,000円、合計2,998万8,000円でございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第47号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第30 議案第48号 令和8年度榛東村上水道事業会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第30、議案第48号 令和8年度榛東村上水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

[上下水道課長 岡部貴一君発言]

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第48号 令和8年度榛東村上水道事業会計予算について説明申し上げます。

議案書110ページをご覧ください。

令和8年度榛東村上水道事業会計予算でございます。

第1条では、会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量でございます。

第3条では、収益的収入及び支出を計上するもので、水道事業収益3億2,568万6,000円、前年度比1.0%の増、水道事業費用を3億3,297万5,000円、前年度比8.4%の増とするものでございます。

111ページをご覧ください。

続いて、第4条では資本的収入及び支出を計上しており、資本的収入5億5,153万円、前年度比115.2%の増となっております。資本的支出を6億4,673万6,000円、前年度比95.7%の増とするものでございます。

第5条は、企業債の限度額で2億6,610万円を計上させていただきました。

第6条は、一時借入金の限度額で2億円としております。

次のページ、112ページをご覧ください。

第7条では、経費の流用規定を定めております。

第8条では、議会の議決を経なければ流用できない経費を職員給与費と定めております。

第9条では、一般会計から繰出しを受けます他会計補助金を30万円と定めるものでございます。

第10条では、たな卸資産の購入限度額を661万9,000円と定めるものでございます。

続きまして、予算説明資料に移って説明をさせていただきます。

285ページ、86ページが収益的収入及び支出の実施計画でございます。

287ページ、288ページが資本的収入及び支出の実施計画でございます。

289ページ、290ページが予定キャッシュ・フロー計算書、令和8年度分のものでございます。

291ページから298ページが給与明細書です。

303ページ、304ページがその際の注記となっております。

305ページが令和7年度の予定損益計算書です。

306ページから309ページが令和7年度の予定貸借対照表です。

310ページ、311ページがその際の注記でございます。

312ページから予算説明でございます。

主なものについて説明をしております。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款水道事業収益、本年度予算額 3 億2,568万6,000円、前年度予算額 3 億2,238万9,000円、比較 329万7,000円の増でございます。比較ベースで、給水収益は減となっておりますが、消費税等還付金、長期前受金の増などがございます。

314ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

第 1 款水道事業費用、本年度予算額 3 億3,297万5,000円、前年度予算額 3 億724万3,000円、比較 2,573万2,000円の増でございます。比較ベースで、委託料や減価償却費、企業債利息の増などがございます。

続きまして、319ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

第 1 款資本的収入、本年度予算額 5 億5,153万円、前年度予算額 2 億5,626万2,000円、比較 2 億9,526万8,000円の増でございます。企業債が 1 億790万円の増、国庫補助金が 1 億6,886万8,000円の増、他会計出資金が3,930万円の増でございます。こちらは防衛省の補助金を活用した管路更新事業等の財源となります。また、南新井前橋線バイパスに伴う布設替えが少なかったため、工事負担金、県の補償金が2,080万円減となっております。

続きまして、320ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

第 1 款資本的支出、本年度予算額 6 億4,673万6,000円、前年度予算額 3 億3,050万8,000円、比較 3 億1,622万8,000円の増でございます。まず、1 款 1 項 1 目の水道設置助成事業では 4 億6,680万8,000円を計上しております。防衛省の補助金を受けて、管路更新計画に基づく配水管の布設替え工事を予定しております。財源といたしましては、企業債、国庫補助金、補助率10分の5と他会計出資金を予定しております。続いて、2 目建設改良費は、施設管理装置更新工事、補助事業でない配水管の布設替え工事など 1 億4,214万2,000円を計上しております。財源としましては、企業債、工事負担金を予定しております。

以上で令和8年度榛東村上水道事業会計予算について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 総括的な質疑をさせていただきます。

320ページ、今回資本的支出ということで建設改良費が6億4,673万6,000円を使いまして、これが完成すると有収率はどのくらい伸びるのかという見込みは立っているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 今のところ立っておりません。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） できれば、6億という大きな金額を使うので、村民の皆様にも6億円使ってこのぐらい水道がよくなるというような指標等でお示しいただければと思うんですけども、今後、そういう計算というのは難しいのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 今のところ明確な目標というか、実際やってみないと分からないところもあるんですけども、今現在進めているところでは、毎年2%は上昇させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第48号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第31 議案第49号 令和8年度榛東村下水道事業会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第31、議案第49号 令和8年度榛東村下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第49号 令和8年度榛東村下水道事業会計予算について説明申し上げます。

議案書113ページをご覧ください。

令和8年度榛東村下水道事業会計予算でございます。

第1条では、会計予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条では、業務の予定量でございます。

第3条では、収益的収入及び支出を計上するもので、下水道事業収益4億3,732万1,000円、前年度比32.9%の増、下水道事業費用を4億3,732万1,000円、前年度比2.2%の増とするものでございます。

第4条では、資本的収入及び支出を計上しており、資本的収入を3億1,363万円、前年度比13.4%の増、資本的支出を3億1,363万円、前年度比13.4%の増とするものでございます。

次のページ、114ページをご覧ください。

第5条は、企業債の限度額で1,580万円を計上させていただきました。

第6条では、一時借入金の限度額で1億円としております。

第7条では、経費の流用規定を定めております。

115ページをご覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費と定めております。

第9条では、一般会計から繰出しを受けます他会計補助金が4億5,446万3,000円と定めるものでございます。

続きまして、予算説明資料で説明をさせていただきます。

323ページ、324ページが収益的収入及び支出の実施計画でございます。

325ページ、326ページが資本的収入及び支出の実施計画でございます。

327ページ、328ページが令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。

329ページから336ページまでが給与明細書です。

337ページから339ページ、令和8年度の予定貸借対照表です。

340ページ、341ページがその際の注記でございます。

342ページが令和7年度の予定損益計算書です。

343ページから345ページが令和7年度の予定貸借対照表です。

346ページ、347ページがその際の注記でございます。

348ページから予算説明書でございます。

まず、ここから公共下水道事業と農業集落排水事業に分かれます。

最初に、公共下水道事業の主なものについて説明をまいります。

1 款公共下水道事業収益、本年度予算額 2 億 2,971 万 5,000 円、前年度予算額 2 億 1,655 万 6,000 円、比較 1,315 万 9,000 円の増でございます。比較ベースで、使用料は 44 万 4,000 円の増、他会計補助金は 950 万 4,000 円の増となっております。

350ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款公共下水道事業費用、本年度予算額 2 億 2,971 万 5,000 円、前年度予算額 2 億 3,801 万円、比較 829 万 5,000 円の減でございます。比較ベースで、減価償却費、企業債利息の減などがございます。

続きまして、354ページをご覧ください。

1 款公共下水道事業資本的収入、本年度予算額 2 億 229 万 7,000 円、前年度予算額 1 億 7,460 万 2,000 円、比較 2,769 万 5,000 円の増でございます。増額の主な理由につきましては、県道南新井前橋線バイパス工事に伴います下水道の移設工事を行うため、県の移設補償金である 2 項 1 目工事負担金が増となっております。

355ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1 款公共下水道事業資本的支出、本年度予算額 2 億 229 万 7,000 円、前年度予算額 1 億 7,460 万 2,000 円、比較 2,769 万 5,000 円の増でございます。増額の主な理由につきましては、収入のところでも触れましたが、県道南新井前橋線バイパス工事に伴います下水道管路の移設工事を令和 8 年度実施する予定でございます。1 項 1 目の管路建設改良費が増となっております。また、2 目の施設利用権購入とは、群馬県が所管します玉村町にある下水道処理施設の建設負担金でございます。

続きまして、356ページをご覧ください。

ここから農業集落排水事業の予算説明書です。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1 款農業集落排水事業収益、本年度予算額 2 億 760 万 6,000 円、前年度予算額 1 億 1,247 万 5,000 円、比較 9,513 万 1,000 円の増でございます。増額の主な理由につきましては、他会計補助金が増となっております。

○議長（善養寺 孝君） 私語を謹んでください。

○上下水道課長（岡部貴一君） また、3 目の国庫補助金は、農業集落排水処理施設の維持管理適正化計画策定のための補助金です。補正のところでもご説明させていただきましたが、令和 8 年度で実施予定でございます。

358ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でございます。

1 款農業集落排水事業費用、本年度予算額 2 億 760 万 6,000 円、前年度予算額 1 億 9,002 万 1,000 円、比較 1,758 万 5,000 円の増でございます。増額の主な理由につきましては、1 款 1 項 2 目の処理場費で、5 節の委託料の増となっております。収入のところでご説明いたしましたが、農業集落排水処理施設の維持管理適正化計画策定業務委託料を計上しているためでございます。

361 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1 款農業集落排水事業資本的収入、本年度予算額 1 億 1,133 万 3,000 円、前年度予算額 1 億 187 万 3,000 円、比較 946 万円の増でございます。主な理由といたしましては、1 款 4 項他会計補助金の増でございます。

最後に、362 ページをご覧ください。

資本的及び支出の支出でございます。

1 款農業集落排水事業資本的支出、本年度予算額 1 億 1,133 万 3,000 円、前年度予算額 1 億 187 万 3,000 円、比較 946 万円の増でございます。主な理由といたしましては、マンホールポンプ更新工事に係る費用が増となっております。

以上で令和 8 年度榛東村下水道事業会計予算について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 49 号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第 32 陳情について

○議長（善養寺 孝君） 日程第 32、陳情についてを議題といたします。

配付いたしました陳情文書表のとおり陳情を受理いたしました。

陳情第 1 号 臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書提出の陳情につきましては、資料配付いたします。

陳情第 2 号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情書につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎散 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

延長になりましたが、大変お疲れさまでした。

本日はこれで散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後7時13分散会

令和 8 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

3 月 1 8 日 (水)

令和8年第1回榛東村議会定例会会議録第3号

令和8年3月18日（水曜日）

議事日程 第3号

令和8年3月18日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第22号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 議案第23号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第24号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第25号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第26号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 議案第27号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第28号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第29号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第30号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第31号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第32号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第12 議案第33号 榛東村農業委員会委員の任命について
- 日程第13 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第14 議案第 9号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第10号 榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第11号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第12号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第13号 榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第14号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第15号 榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第16号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第18号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定について

- 日程第 2 4 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 第 7 次榛東村総合計画基本構想の策定について
- 日程第 2 6 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 榛東村都市計画マスタープランの策定について
- 日程第 2 8 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 9 議案第 2 1 号 村道の路線の廃止について
- 日程第 3 0 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 令和 7 年度榛東村一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 令和 7 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 令和 7 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 令和 7 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 令和 7 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 令和 7 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 令和 7 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 8 議案第 4 1 号 令和 7 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 9 委員会議案審査報告（予算審査特別委員会委員長報告）
- 日程第 4 0 議案第 4 2 号 令和 8 年度榛東村一般会計予算
- 日程第 4 1 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 4 2 議案第 4 3 号 令和 8 年度榛東村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 4 4 号 令和 8 年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 5 号 令和 8 年度榛東村介護保険特別会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 6 号 令和 8 年度榛東村学校給食事業特別会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 7 号 令和 8 年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第 4 7 議案第 4 8 号 令和 8 年度榛東村上水道事業会計予算
- 日程第 4 8 議案第 4 9 号 令和 8 年度榛東村下水道事業会計予算
- 日程第 4 9 発委第 1 号 榛東村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 5 0 発委第 2 号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 5 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 5 3 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 5 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 5 5 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 5 6 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第40まで議事日程に同じ

追加日程1

追加日程第1 発委第 3号 令和8年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出について

日程第41から日程第56まで議事日程に同じ

追加日程2

追加日程第2 議案第50号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第13号）

出席議員（12名）

1番	新井 佐智子 君	2番	一倉 靖子 君
3番	柳岡 利精 君	4番	宮崎 法文 君
5番	浅見 隆 君	6番	須田 仁美 君
7番	三俣 実 君	8番	波多野 佐和子 君
9番	中島 由美子 君	10番	生方 勇二 君
11番	善養寺 孝 君	12番	清水 健一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千晴 君	副 村 長	小池 秀樹 君
総務企画課長	一倉 学 君	税務会計課長	早川 弘行 君
住民生活課長	富澤 光彦 君	健康保険課長	碓井 由果 君
産業振興課長	狩野 宏記 君	建設課長	山口 誠一 君
上下水道課長	岡部 貴一 君	教 育 長	須永 光明 君
学校教育課長	湯澤 知佐子 君	生涯学習課長	村上 誠 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	関口 健一	書 記	天田 華子
---------	-------	-----	-------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（善養寺 孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和8年第1回榛東村議会定例会第3日目の議会を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席ですので、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。



- ◎日程第 1 議案第22号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第 2 議案第23号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第 3 議案第24号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第 4 議案第25号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第 5 議案第26号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第 6 議案第27号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第 7 議案第28号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第 8 議案第29号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第 9 議案第30号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第10 議案第31号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第11 議案第32号 榛東村農業委員会委員の任命について
- ◎日程第12 議案第33号 榛東村農業委員会委員の任命について

○議長（善養寺 孝君） お諮りいたします。

日程第1、議案第22号 榛東村農業委員会委員の任命についてから日程第12、議案第33号 榛東村農業委員会委員の任命についてまでの12議案を、会議規則第34条の規定により、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、日程第1、議案第22号 榛東村農業委員会委員の任命についてから日程第12、議案第33号 榛東村農業委員会委員の任命についてまでの12議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） ただいま一括してご上程いただきました榛東村農業委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在の農業委員会の委員の任期が、本年5月13日をもって満了となります。後任者を任命するため、

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

榛東村農業委員候補者評価委員会における評価結果を尊重し、12名の候補者を決定したものであります。

初めに、議案第22号からご説明を申し上げます。

岩田悦夫氏は、現推進委員でございます。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

続いて、議案第23号、野口美恵子氏は、地域で活躍する女性でございます。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第24号、柳岡稔氏は、認定農業者であり、現農業委員です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第25号、高橋守氏は、認定農業者です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第26号、小山伸一氏は、現農業委員です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第27号、飯塚綾子氏は、現農業委員であり、地域で活躍する女性です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第28号、羽鳥静男氏は、現推進委員です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第29号、真下治彦氏は、現農業委員です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第30号、一倉伸一氏は、現農業委員であり、認定農業者です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第31号、小池修氏は、農業に従事しない中立委員です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第32号、田嶋久実氏は、現農業委員です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

議案第33号、村上誠一氏は、現農業委員であり、認定農業者です。住所、生年月日は議案書に記載のとおりです。

以上の12名を農業委員会委員として任命いたしたく、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第22号から議案第33号までの12議案は人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、日程第1の議案第22号から日程第12の議案第33号までの12議案については、質疑、委員会付託及び討論を省略することに決定いたしました。

直ちに採決を行います。採決は1議案ずつ行います。

議案第22号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第23号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第24号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第25号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第26号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第27号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第28号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第29号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第30号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第31号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第32号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第33号 榛東村農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

◎日程第13 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第13、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託しました議案のうち、日程第14から日程第23までの議案の審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

7番三俣実議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第9号から議案第18号までのうち、3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月12日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第9号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号 榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、選挙管理委員会以外の行政委員会等の定員についての検討はなされたかとの質疑があり、検討したとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第16号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、改正内容についての質疑があり、現在の制度の期限を延長するものであるとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてにつきましては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

次に、文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

5番浅見隆議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 文教厚生常任委員会議案審査報告。

議案第9号から議案第18号までのうち、3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月16日午前9時半から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第13号 榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてにつきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、条例廃止後の事業検証の継続について質疑があり、基金は関係機関と協議しながら事業を執行してきており、今後も役立てていきたいとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 文教厚生常任委員会委員長の報告が終了しました。

◇

◎日程第14 議案第9号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第14、議案第9号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第9号 榛東村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号 榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第15、議案第10号 榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第10号 榛東村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第11号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第16、議案第11号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第11号 榛東村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制

定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 17 議案第 12 号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第17、議案第12号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第12号 榛東村職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第 18 議案第 13 号 榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第18、議案第13号 榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第13号 榛東村災害弔慰金の支給等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第14号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第19、議案第14号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

9番中島由美子議員。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 榛東村国民健康保険税条例の改正ということですが、この税条例で、国保税は上がるのか、上がらないのかという質問はありましたか。

○議長（善養寺 孝君） 5番。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） そのような質疑はございませんでした。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第14号 榛東村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第15号 榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第20、議案第15号 榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第15号 榛東村火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第16号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第21、議案第16号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第16号 榛東村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第22、議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） この条例の中で、第10条、村長は、必要があると認めるときは、速やかに、保全地区の指定を変更し、又は解除するものと定めております。

ほかの市町村の条例と比べると、大分、村長の裁量が大きいかというふう感じておりますが、この辺の議論はあったでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君発言〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 答えません。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第17号 榛東村自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の制定につ

いては、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第18号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第23、議案第18号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第18号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第24 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第24、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託しました日程第25の議案の審査報告を求めます。

7番三俣実議員。

[総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇]

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月12日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係所属長出席の下、審査を行いました。

議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定についてにつきましては、文教厚生常任委員会との連合審査を行いました。

基本構想に関連する事項として、合計特殊出生率、人口目標、生産年齢人口の減少、将来都市構造図、計画のキャッチフレーズについて質疑がありました。

また、基本計画、総合戦略及び都市計画マスタープランに関連する事項として、若年層転入数、各KGIの設定、各指標の母数・表記、教育施設改修進捗率、立地適正化計画などについて質疑がありました。

審査の結果、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の報告が終了しました。



◎日程第25 議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第25、議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「議長、暫時休憩をお願いします。今は、否決の反対討論ですか」
の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

討論ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 原案に対する反対の立場で討論をさせていただきます。

第7次榛東村総合計画の基本構想をご提案いただきましたが、基本構想を拝見しますと、全くこの中で榛東村と合致するという具体的な目標が書かれていないことはもとより、そもそもこの基本構想

のキャッチフレーズというものが英語で表記されていると。誰一人取り残さない榛東村といいたまうか、SDGsの観点から考えますと、英語は日本の公用語ではなく、当然、榛東村の公用語でもありません。

このような英語表記というものが、果たして村民に寄り添っているかということを考えますと、誰一人取り残すことなく、キャッチフレーズが読める、enjoyする村というところで、このenjoyの表記を質問したところ、特にこれは外向けのPRも半分あるということで変更はございませんでした。

そして、基本構想の下には実施計画、基本計画がございますが、それらの目標値につきましては、榛東村の現在の村民の皆様の実況に寄り添う、その皆様の声に響く内容の指標がつけられております。そして、新たにつけられたアンケートを指標としているわけでございますが、今まで6次から7次への継続性というものが、担保されていない計画となっております。

そして、先ほど委員長報告でもございました令和6年度の実績値、そして、来る令和12年度、5年後の前期計画、本来この基本構想の中で考えておる基本計画の目標値についての指標は、全てとは言いませんが、延べ人数が指標となっております。そうしますと、実人数というものが、この計画の中で把握されない仕組みが指標となっております。ということは、村民お一人お一人の顔がここには見えてこない。

そして、何より、令和7年12月にアンケートを取ったということで、このアンケートをまずは榛東村のすばらしい職員の皆様お一人お一人が見て、意見を述べる機会があったのか。そして、この基本構想について、村民皆様に座談会等でお知らせする時間があったのか。確かに、ネット社会ではございますが、インターネットのホームページだけでなく、やはり地域へ赴いて皆様の声を聞いて総合計画、これからの10年後を考える必要があったのではないかと思う次第です。

そして、何より、榛東村はすばらしいしんとびあが建設されたわけでございますが、その都市構想、将来像の中に、しんとびあは防災交流拠点、地域の防災拠点ということになっております。しかしながら、そこにはやはり村外からの交流拠点であるという考え方もあるわけでございます。

そのようなそごが、この計画の端々に見られるということから、これを一旦立ち止まって、もう一度精査をする。職員の皆様、そして村民の皆様が精査をして、すばらしき総合計画にさせていただく。そして、エンジョイという片仮名は村民が分かるかもしれませんが、英語は読めない、読まれない方がいるという認識に立って、村の村政についての村民最高合意文書の作成に当たっていただきたいと心から切に願う次第でございます。

そのような立場から、この指標、数値について、半分以上が納得のいかない数値となっておりますので、この議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定についてを反対いたします。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定について、原案賛成の立場で討論を行います。

基本構想は、様々な村の団体等の代表など、多くの方が参画している総合計画審議会で審議され、決定をされたものでございます。私はそれを尊重いたしまして、賛成をいたします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに反対討論を許可いたします。

3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 今回の第7次総合計画においては、私はまだ作成途中のものを決議としてこちらのほうに持ち込まれたというふうに感じております。

なぜならば、基本構想のページにおいても、半分以上もしくは8割方が空欄、決定していないものを提示されているということと、もう一つ、それを積み上げてくる指標に対しても、私たちにゴールが見えるもの、もしくはKPIとして経過をはかるべき指標のところの分母がない状況、これは先ほど委員長のほうからご報告があったとおり、まだまだ精査が足りないところもあると思います、反対の討論をさせていただきます。

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定について、賛成の立場から討論いたします。

私は委員会において、計画内容の整理や説明になお検討の余地があると考え、反対いたしました。

しかしながら、調査研究した結果、本計画は審議会の皆様が議論を重ねながら取りまとめられたものであり、本村の豊かな自然や歴史、文化を生かし、将来の人口展望を踏まえたむらづくりの方向性で示す重要な指針でございます。本村の将来を見据えた基本的な計画として、異議あるものと判断し、本議案に賛成するものでございます。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 次に、反対の討論を許可いたします。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 議席番号6番須田仁美でございます。

私は総合計画基本構想について、反対の立場から討論を行います。

審議会が行われ、しっかりと意見交換をされたことは承知しております。その前提となる策定のス

タイトルが、理念型といいますか、最近のスタイルだと思うんですけども、前第6次総合計画では、しっかりと優先順位を立てて、詳細な構想を立てておりました。そういった施策の大綱がつくられておりました。

総合計画の基本構想は、村の最上位計画として将来の方向性を明確に示し、各分野の施策や個別事業の基盤となるものです。しかしながら、本構想においては、将来像や基本目標が抽象的であり、具体的な方向性や優先順位が十分に示されているとは言えません。

また、指標について、今後設定していく旨のことはご説明を受けましたけれども、現時点で進捗や成果をどのように検証できるのかが完全に示されてはおりません。その結果として、本構想が掲げる内容をどのように評価し、どの時点で達成とするかの基準が不明確と考えております。

さらに、本村において避けて通れない人口減少への対応についても、構造的な転換の方向性が必要な時期となっておりますが、十分に示されているとは言えません。

また、公共施設整備など将来に大きな財政負担の伴う施策について、裏づけとなる中長期的な見通しが十分に示されているとは言えません。

このように方向性、人口減少の対応等、財政的な裏づけ等も十分に整理されていないといったことが、ほかの計画にも見受けられますけれども、そういった状況において、本構想を最上位計画として議決することにおいて、現段階では判断すべきではないと考えております。現時点でこれを承認することは、不確定な内容のままで、将来の村政運営の枠組みを固定することにつながりかねないと考えております。

拙速に議決するのではなく、現行の総合計画や各種個別計画に基づいて、行政運営は継続可能であり、直ちに行政サービスに支障が生じるものでもないと思っております。したがって、本構想は議決すべき段階にはないと判断し、反対するものです。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

[発言する声なし]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決を行います。

議案第19号 第7次榛東村総合計画基本構想の策定については、原案のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成6。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第26、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託しました日程第27の議案の審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月12日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係所属長出席の下、審査を行いました。

議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定についてにつきましては、文教厚生常任委員会との連合審査を行いました。

策定の経緯、都市計画審議会の審議状況、コンパクト・ネットワーク型都市構造、立地適正化計画・個別計画との関係、景観、自然環境保全、公共交通、既存の道路の位置づけ、今回の計画策定に係る委託契約、今後の改定などについて質疑がありました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の報告が終了しました。



◎日程第27 議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第27、議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定について、反対の立場で討論いたします。

この都市計画マスタープランをつくるために、榛東村は榛東村都市計画審議会の設置及び運営に関

する条例を制定しております。この条例は、榛東村の最高法令でございます。その第5条、委員につきまして、委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げないということでございます。

なぜ2年もの任期を条例で定めているかといいますと、この計画は20年間の計画でございます。確かに見直し等はございますが、この本計画につきましては、1ページに書いてありますように、住民と共に進めるまちづくりを目指し、榛東村が目指す将来像と分野別のまちづくりの方針を示しますと。

先ほどの総合計画と同じように、村の将来像が見える形の都市計画が、ここに夢のように書かれているはずでございますが、この2年間でどのような20年の将来像を描いたかと申し上げますと、何と令和8年2月20日に、その審議会から答申がございましたが、榛東村長、南千晴村長が審議会に諮問されたのが令和8年1月29日ということで、たった16日間でこの榛東村の20年を審議されたと。

長ければいいものではないということ存じ上げておりますが、この中でどのような審議、またたくさん審議委員さん、たくさん関係団体、たくさん行政機関と言いながら、僅か11人の審議委員の皆様で、この何十ページにわたる榛東村の将来像をご議論いただきました。

そして、今こそ榛東村は自衛隊がでございます。自衛隊の関係人口が、人口の約10%を超えてくるような時代になりまして、都市計画のゾーニングが、今までのとおりの3通りとなっております。土地の所有面積、専有面積で考えますと、自衛隊ゾーンというようなものが入ってもよろしい時期が来ているかと思っております。そういう検討。

そして何より、しんとぴあという新しい地域防災拠点ができまして、南部コミセンの位置づけ、大変機能的にも新たに活気を帯びているところでございますが、そういった南部コミセンへつながる道路をどんと広げて、誰でもすっと入れる。そして、看板をつけて、南部コミセンここにありきというような将来像というものが、この中で見え隠れしているとよかったなと思っております。

先ほどの総合計画でも、この計画は志半ば、道半ばという形かと存じております。そのようなことをたった16日間という中で、私ども議員もこれでいいかどうかと、中身がすばらしいものであったとしても、この榛東村は、この先の20年でどのように変わるかという、夢のようなとは申し上げません。この人口減少、バスもない。スーパー、買物難民がいる。そして、医療難民がいる。間もなく何十%というような運転免許を持たない方が、この傾斜地のある榛東村で生活をしなければならない。そうしますと、やはり生活軸となる生活幹線、そのような表記もしっかりして、村民の皆様にお示すべきですが、20年分の都市計画がここにはございません。道半ばということで、議決尚早ということで反対討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定について、賛成の立場

で討論をさせていただきます。

都市計画マスタープランの策定については、十分な庁内ワーキンググループ、こういった会合、また住民ワークショップ、また改定検討委員会、そして、住民説明会、パブリックコメント、そして、都市計画審議会、十分審議されたものとして理解することができます。そういった理由で賛成といたします。

○議長（善養寺 孝君） 次に、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 議席番号6番須田仁美でございます。

私は都市計画マスタープランについて、反対の立場から討論を行います。

都市計画マスタープランについては、総合計画基本構想に基づき、土地の利用や都市構造の将来像を具体的に示す重要な計画であります。本計画では、コンパクト・ネットワーク型都市構造というのが挙げられておりますけれども、将来都市構造図を見ますと、生活拠点、交流拠点など、都市機能が村内各地に分散しており、都市機能をどこに集約しているのかが明確ではありません。

人口減少が進む中で、都市機能が分散したままでは、道路、上下水道などインフラ維持、公共サービスの持続性に大きな影響を与える可能性がございます。

また、本計画で居住誘導、土地利用の方向性等になっておりますけれども、どのような住宅立地等、どのような制度で誘導していくのかというところの具体性が弱く、実行性の課題が残ると感じております。

また、本村は、自家用車依存度が高い地域であるにもかかわらず、持続可能な公共交通の具体像は、いまだ十分な整理がなされておられません。このように都市構造の方向性と具体的な実施手段の間に、まだ整理が必要な部分があると感じております。

加えて、策定過程、審議会における最終案の確認方法やそういった経過について、十分な説明がなされているとは言えません。都市計画マスタープランは、今後20年間のまちづくりの基本となる重要な計画であることから、内容の妥当性だけではなく、策定過程の透明性と合意形成も重要であると考えております。

以上の点から、本計画については、現時点では議決することは慎重であるべきと考え、本議案には反対するものでございます。

また、都市計画マスタープランにつきましても、現行のプランがございまして、そちらを基にまちづくりを進めることは可能でございます。直ちに行政サービスに支障が生じるものではないと考えております。したがって、本計画はまだ議決すべき段階にないと判断し、反対するものです。

以上でございます。

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定について、賛成の立場で討論を行います。

都市計画マスタープランは、総合計画と同様に、村の団体等の代表のほか、議会の議員の代表も含まれて審議を行っております。マスタープランは、将来の目標を示すもので、各事業については、その都度検討がされるものと認識をしております。現時点では、審議会の審議内容を尊重いたしまして、私は賛成といたします。

○議長（善養寺 孝君） 次に、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 反対の立場で討論させていただきます。

先ほど総合計画についても反対いたしました。都市計画マスタープランは、総合計画に基づいて作成されるべきものと考え、総合計画がまだ私としては作成途中。せっかく皆様のご意見を出していただいた会議を基に、集約していただいた状況なんです、まだ集約し切れていない。これは執行部の方が集約し切れていないのか、そこは私も会議の中に入ったわけではないので分かりませんが、まだ作成途中の状況であると考えます。そして、その作成途中のものから派生する都市計画、こちらのほうについても、やはり影響はあると考えます。

加えて、榛東村の今後の未来を描くに当たって、例えば企業誘致ですとか新しい道路ですとか、榛東村が発展すべきところは発展する、維持するところは維持する、そして、押さえるところは抑える。そのようなメリ張りのある計画というのが見えておりませんので、やはり総合計画は10年、長いスパンで将来を担う子どもたちのためにつくるものですから、特にこの20年というスパンの都市計画マスタープランは、私が60歳ですから80歳になります。今の小学生がやはり20歳、30歳になる頃に、榛東村がすごく良くなった、先人の私たちが掲げた計画がしっかりしたものだったというふうに言ってもらえるような内容かどうかを議論する上では、申し訳ありませんが、まだ総合計画が作成途中という認識の私である上に、都市計画マスタープランについてもそれに準じてまだまだ検討する余地があるかなと思います。

これは、今の時点の私たちが、今の私たちに対してつくっているものではなく、10年、20年、そして、そこに住む私たちの子どもたち、子孫、そして、ここに移住してくれる人たちのためにつくるものだと思います。反対いたします。

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

8番。

〔8番 波多野佐和子君発言〕

○8番（波多野佐和子君） 議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定について、賛成の立場から討論いたします。

本計画は、土地利用の方向性や都市基盤の整備、自然環境との調和など、本村のまちづくりの基本的な方向性を示す重要な指針でございます。内容も整理されまして、将来像が見やすく分かりやすい形でまとめられていると受け止めております。

また、各審議会等において様々な視点から議論が重ねられた上で、地域の実情や将来を見据えた内容として整理されたものと考えます。本計画が本村の将来のまちづくりを支える確かな指針となることを期待し、本議案に賛成いたします。

○議長（善養寺 孝君） 次に、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

5番。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） いろいろ聞かせていただきました。

私は、都市計画マスタープランの審議で参加させていただきました。

これは、総合計画というのが10年裁量なんです。

○議長（善養寺 孝君） 反対か賛成か言ってください。

〔5番 浅見 隆君発言〕

○5番（浅見 隆君） 反対の意見で言わせていただきます。

都市計画マスタープランの審議官として出席させていただきました。第7次の総合計画というのが一番基本になって、10年計画を立てた上に、このマスタープランというのは20年の計画、プランでやっていくものです。

この現場に立ち会った私たち議員というのは、この現場にいますが、先ほど言った柳岡議員のように、子どもや孫のためにやらなくてはならない立場にあります。将来を見据えて考えていかななくてはならない、そういう立場であります。

その中で、学識経験者がまず言った言葉が、総合計画があつて、その下にマスタープランがあるんだけど、そのところができていなかった。これは一番先に指摘されました。

私たちが1回目が1月29日、それから次が2月13日、これで結審しましたけれども、その中で私が感じたことというのは、やはりできたマスタープランでは、1月29日に指摘したものだけが校正されて添付資料として出てきた。私が認識したのは、その件だけだったです。ですから、やはり討論なり、我々の意見が入ったかといったら、はっきり言って、入っていませんでした。だから、先ほども言ったように、総合計画、マスタープランをきちんとやらないと、はっきり言って、将来像というのができないと思いますよ。そういうことなので、反対意見であります。

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成討論を許可いたします。討論ございませんか。

1番。

〔1番 新井佐智子君発言〕

○1番（新井佐智子君） 先ほど清水議員がお話されていたように、庁内の中でもワーキンググループですとか、あとは、住民の方のワークショップですとか、検討委員会……

○議長（善養寺 孝君） 賛成かだけ。

〔1番 新井佐智子君発言〕

○1番（新井佐智子君） すみません。賛成の立場で討論をさせていただきます。

清水議員がおっしゃっていたように、庁内の中でもワーキンググループや住民の方のワークショップ、それから、検討委員会等を経て、都市計画審議会のほうに提出をされた内容ということで、内容を見させていただきましても、非常にグラフや図面、写真なども取り入れてありまして、住民の方が読んでも分かりやすく書かれているなという印象を受けております。

また、20年後ということなので、この先どうなっていくかというのは、まだちょっと難しいという中で、現状で想像できる範囲でということで将来を見据えた形ということで検討を重ねられて、このプランをつくられたということで感じておりますので、私は賛成をしたいと思います。

○議長（善養寺 孝君） 次に、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第20号 榛東村都市計画マスタープランの策定については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成6。賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第28 委員会議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第28、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託しました日程第29の議案の審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月12日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関

係所属長出席の下、審査を行いました。

議案第21号 村道の路線の廃止についてにつきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の報告は終了しました。



◎日程第29 議案第21号 村道の路線の廃止について

○議長（善養寺 孝君） 日程第29、議案第21号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第21号 村道の路線の廃止については、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第30 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第30、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託しました議案のうち、日程第31から日程第38までの議案の審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第34号から議案第41号までのうち、3月5日

の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月12日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関係所属長出席の下、審査を行いました。

議案第34号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入について、国庫補助金のうちデジタル基盤改革支援補助金及び障害者福祉費補助金の減額、県負担金のうち国土調査費負担金の減額について質疑がありました。

歳出について、防災行政無線費のうち工事請負費、社会福祉総務費のうち住民税非課税世帯等給付金、道路新設改良費のうち工事請負費及び教育指導費のうち学校備品費の減額、農業用水管理費のうち委託料の増額、繰越明許費補正について質疑がありました。

審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第40号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、現在の借入金に変動金利のものがあるかとの質疑があり、現在の借入金は全て固定金利であり、変動金利のものはないとの答弁でした。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の報告は終了しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

5番。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 文教厚生常任委員会議案審査報告、補正予算関係。

議案第34号から議案第41号までのうち、3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月16日午前9時半から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第35号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、療養諸費の増加傾向について質疑があり、被保険者数は減少しているものの、高齢化の進展等により、1人当たりの医療費は増加傾向にあり、今年度も不足が見込まれることから補正予算を計上するものであるとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、一般管理費における計画等策定業務委託料の減額について質疑があり、令和7年度の入札結果により当初見込みより減額となったものであるとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第38号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、維持管理費の減額について質疑があり、余裕を持った減額であり、年度内の予算執行に支障はないとの答弁がありました。

また、令和8年9月から開始予定のアレルギー対応食について質疑があり、令和7年度当初予算では、フル稼働を想定して計上してあり、アレルギー対応食の稼働を見込んでも現状の実績に基づく算出で問題ない。なお、次年度のシミュレーションは令和7年度中には実施しておらず、令和8年度に実施する予定であるとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 文教厚生常任委員会委員長の報告が終了しました。



◎日程第31 議案第34号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第31、議案第34号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第34号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第12号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成10。賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第32 議案第35号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第32、議案第35号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算
(第5号)を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第35号 令和7年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり
決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第33 議案第36号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)

○議長（善養寺 孝君） 日程第33、議案第36号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予
算（第2号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第36号 令和7年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第34 議案第37号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第34、議案第37号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第37号 令和7年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第35 議案第38号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第35、議案第38号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第38号 令和7年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第36 議案第39号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
（第3号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第36、議案第39号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第39号 令和7年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第37 議案第40号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第37、議案第40号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第40号 令和7年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第38 議案第41号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（善養寺 孝君） 日程第38、議案第41号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第41号 令和7年度榛東村下水道事業会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午前11時休憩

午後4時44分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

ここで申し上げます。

本日の会議時間は、会議規則第8条第1項で定める会議内に全ての日程の終了が見込めないため、延長いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時44分休憩

午後5時13分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

◇

◎日程第39 委員会議案審査報告（予算審査特別委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第39、委員会議案審査報告を議題といたします。

予算審査特別委員会に付託されました日程第40の議案の審査報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、お願いいたします。

12番。

[予算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇]

○予算審査特別委員会委員長（清水健一君） 予算審査特別委員会議案審査報告、令和8年度一般会計予算。

3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月9日、11日の2日間は午前9時30分から、3月16日は午後5時45分から、3月17日は午後2時から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係所属長出席の下、審査を行いました。

3月9日に、総務企画課、税務会計課、住民生活課、健康保険課、産業振興課、建設課、上下水道課が所管する歳入・歳出予算、3月11日に、学校教育課、生涯学習課、議会事務局が所管する歳入・歳出予算について審査を行いました。

議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算につきましては、各所管において多岐にわたって質疑

が行われました。

総務企画課においては、タクシー実証実験の実績、地域公共交通計画の策定見通し、財政調整基金、地方債の運用方針、第7次総合計画の進捗などについて。

税務会計課においては、ウェブ口座振替の導入、固定資産税・個人村民税収入の伸びの要因などについて。

住民生活課においては、証明書のコンビニ交付導入、プラスチックごみ回収の変更の有無などについて。

健康保険課においては、シルバー人材センターにおける研修の実施状況、紙おむつ給付事業の増額理由、医療的ケア児支援事業などについて。

産業振興課においては、創造の森の収支、森林集積計画、鳥獣害対策などについて。

建設課においては、ふわふわドームの管理体制・維持費・補助金返還リスクなどについて。

上下水道課においては、電気料金増加の理由、農業用水維持管理基金の見通しなどについて。

学校教育課においては、北小学校の空調改善、スクールロイヤーの活用状況、アレルギー対応給食補助金などについて。

生涯学習課においては、しんとびあの使用料・電気料の積算根拠、インクルーシブ遊具、耳飾り館の空調設備の更新などについて。

議会事務局・監査事務局においては、監査事務局給与費計上の在り方、ポータブルWi-Fiの活用状況、議場・委員会室の録音機更新などについて質疑がありました。

また、柳岡利精委員及び宮崎法文委員から、議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算修正案が提出されました。

修正案の概要は、特定防衛施設周辺整備調整基金繰入金を活用した新井緑地公園への大型遊具（ふわふわドーム）設置事業に係る委託料及び工事請負費を削除し、予算総額を72億1,820万円から71億6,587万9,000円に改めるものであります。

提出理由として、発議者からは、大型遊具の設置そのものを否定するものではなく、大型遊具（ふわふわドーム）設置事業が、新年度予算において突如として具体化された大規模事業であり、中長期的な整備計画及び維持管理計画が十分に示されていないこと、村民への十分な説明やニーズ調査がなされているとは言い難い状況であることから、まずは計画の整理と村民への説明を行った上で再検討すべきとの説明がありました。

修正案に対する質疑においては、事業選定の経緯、防衛省との信頼関係及び交付金の返還リスク、近隣住民への説明などについて質疑があり、北関東防衛局と綿密な協議を重ねた上で事業化したものであり、修正案により事業が廃止された場合には、交付金の返還義務が生じる可能性があること、また、防衛省との信頼関係や将来の交付金に影響が生じる懸念があるとの答弁がありました。

採決の結果を申し上げます。

初めに、修正案について起立採決を行ったところ、賛成5名、反対5名の可否同数となりました。
委員会条例第14条の規定により、委員長は修正案に反対いたしました。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立採決を行ったところ、賛成5名、反対5名の可否同数となりました。

委員会条例第14条の規定により、委員長は原案に賛成いたしました。

よって、原案は可決すべきものと決定いたしました。

また、委員長・副委員長において審査の内容を整理し、委員会として、令和8年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書を、村長宛て提出することを決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、予算審査特別委員会委員長、清水健一。

○議長（善養寺 孝君） 予算審査特別委員会委員長の報告が終了しました。

◇

◎日程第40 議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第40、議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算を議題といたします。

これより委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。
9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ただいま審査委員長から隅々までご報告をいただきました。

たぶん一つも漏れがないと思うんですが、委員長におかれましては、その経緯を全てご報告いただいたということでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 12番。

〔12番 清水健一君発言〕

○12番（清水健一君） 質疑の全ては、ここには報告はされておられません。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

柳岡利精議員、宮崎法文議員の2名から、議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算に対する修正動議が提出されました。

議長として申し上げます。

修正動議につきましては、内容を精査したところ、誤りが発見されており、議案としての体裁・要件を満たしていないと判断いたしました。

以上の点から、議長として発議者に対し、本修正動議を取り下げるよう促します。修正動議を取り

下げますか。

3番。

〔3番 柳岡利精君発言〕

○3番（柳岡利精君） 不備があるということですが、ここで今、初めてお伺いしました。その内容を加味しないで取り下げる、取下げないは、発言できないかと思います。

○議長（善養寺 孝君） ただいま発議者から取り下げない旨の意思表示がありました。

議長として判断いたします。

本修正動議は、内容を精査したところ、誤りが発見されており、議案としての体裁・要件を満たしていないと判断いたしました。

議長は、地方自治法第104条に基づき、議事整理権を行使し、本修正動議を受理しないこととします。

なお、この議長の決定に対し、異議のある方は、地方自治法第104条の規定により、議長の措置に異議を申し立てることができます。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 先ほどの議長の権限で取下げを命じるということでしたけれども、その体裁が整っていない内容について、こちらでお示しいただかないと分からないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） ただいま須田議員から……。

暫時休憩します。

午後5時26分休憩

午後5時26分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

須田議員に申し上げます。

今、内容ではなくて、異議があるか、ないかを申し上げます。

〔「議長、暫時休憩をお願いします」の声あり〕

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 議事を進めます。

〔「異議あり」の声あり〕

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） ただいま中島議員から、議長の不受理の決定に対し、異議の申立てがありました。

地方自治法第104条の規定により、議長の措置に異議があるときは、会議に諮ることとされております。

これより議長の修正動議不受理の決定について会議に諮ります。

本件は、議長の措置に対する異議でありますので、討論を行わず、直ちに採決を行います。

〔「議長、暫時休憩」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 採決を行います。

議長の修正動議不受理の決定を支持する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（善養寺 孝君） 起立多数。

よって、議長の修正動議不受理は支持されました。

本修正動議は受理しないことといたします。

〔「議長、暫時休憩」の声あり〕

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） 現在、暫時休憩を求められている方がいらっしゃるけれども、議事進行というお言葉もございます。そちらについて、休憩を求めている方のご意見は何わないのでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算の審議を続けます。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

6番。

〔6番 須田仁美君発言〕

○6番（須田仁美君） いろいろな方の発言があるのを無視をして進めるのは、議長の裁量といたしまして権限逸脱であると申し上げます。その上で、お答えをまずいただきますでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

〔「議長」の声あり〕

〔「議事進行」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後5時31分休憩

午後5時32分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（善養寺 孝君） ただいま予算審査特別委員会委員長から、発委第3号 令和8年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。これが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、発委第3号 令和8年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程1 追加日程第1 発委第3号 令和8年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出について

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第1、発委第3号 令和8年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元の要望書を村長に提出したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、発委第3号 令和8年度榛東村一般会計予算の執行に関する要望書を村長に提出することに決定いたしました。

◎日程第41 委員会議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（善養寺 孝君） 日程第41、委員会議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託しました議案のうち、日程第42から日程第48までの議案の審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

7番。

〔総務産業建設常任委員会委員長 三俣 実君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（三俣 実君） 議案第42号から議案第49号までのうち、3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月12日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関係所属長出席の下、審査を行いました。

議案第47号 令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第48号 令和8年度榛東村上水道事業会計予算につきましては、令和8年度の管路更新について質疑があり、上水道緊急管路更新計画に基づき、老朽化が進む管路、重要度の高い管路を優先的に更新していくと答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号 令和8年度榛東村下水道事業会計予算につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、総務産業建設常任委員会委員長、三俣実。

○議長（善養寺 孝君） 総務産業建設常任委員会委員長の報告が終了しました。

ここで、碓井健康保険課長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算につきまして、中島議員からのご質問にお答えさせていただきます。

介護保険の認定者数でございますが、令和7年3月末時点におきましての認定者数でございます。要支援1が46名、要支援2が87名、要介護1が157名、要介護2が104名、要介護3が81名、要介護4が94名、要介護5が80名で、認定者数全体では649名、認定率は16.3%でございました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長、お願いいたします。

5番。

〔文教厚生常任委員会委員長 浅見 隆君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（浅見 隆君） 文教厚生常任委員会議案審査報告。

議案第42号から議案第49号までのうち、3月5日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

3月16日午前9時30分から、301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教

育長、関係課長出席の下、審査を行いました。

議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算につきましては、審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、今後の被保険者数の推移と予算の見通しについて質疑があり、後期高齢者医療は、群馬県後期高齢者医療広域連合の試算に基づき計上しており、令和6年度から令和7年度にかけて被保険者数が約7%増加していること、また、医療費の増加傾向を見込んで予算を計上しているとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算につきましては、介護認定の状況について質疑があり、榛東村の認定率は県内では低い水準にあるものの、認定者数はやや増加傾向にある。給付費が伸びている主な要因は、令和6年度からの地域区分の変更及び令和8年度の介護報酬改定によるものであるとの答弁がありました。

また、地域包括支援センターの介護予防活動について質疑があり、通いの場を7か所で継続して開催するとともに、認知症カフェを現在の3か所に、しんとぴあを追加して4か所に増設する。また、介護予防サポーターの登録者数は現在103名、認知症サポーターについては、ボランティアとして活動していただく方で登録している方が43名であるとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第46号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算につきましては、アレルギー対応食についての質疑があり、現在の希望調査では6名から希望がある。委託料の中にアレルギー対応専属の栄養士を配置しており、県費による栄養士の加配が受けられない場合に備え、会計年度任用職員の栄養士も予算計上しているとの答弁がありました。

また、地場産食材の活用について質疑があり、令和7年度の榛東産農産物使用率は米を除き22%強となっており、前年度確定値の約17%から増加している。令和8年度も目標15%を掲げ、農家との連携を継続していくとの答弁がありました。

また、賄材料費における米の物価高騰への対応については、令和8年度予算は米価の上昇を踏まえて計上しており、榛東産米の購入も含め、賄材料費の中でやりくりしていくとの答弁がありました。

また、炊飯設備の故障等の対応について質疑があり、万が一の故障時には、学校給食会をはじめ、関係各所と相談し、主食の確保に向けた検討を進めるとの答弁がありました。

また、旧学校給食センターの管理について質疑があり、現在は教育委員会が管理しており、利活用の公募を行っているが、応募がない状況である。建物保険は現時点では計上しておらず、借り手が決まり次第、個別に交渉していくとの答弁がありました。

審査の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和8年3月18日、文教厚生常任委員会委員長、浅見隆。

○議長（善養寺 孝君） 文教厚生常任委員会委員長の報告が終了しました。

◇

◎日程第42 議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第42、議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 私は、議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど、議案第42号の一般会計当初予算において、議長の進行において不可解なところがありました。

他の委員会であり、私はこの審査の審議、採決に加わることができませんので、反対の上、退席させていただきます。

〔9番 中島由美子君退席〕

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

10番。

〔10番 生方勇二君発言〕

○10番（生方勇二君） 議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

本議案におきましては、村民の健康を守るための将来に向けての予算の編成となっております。このことを踏まえ、十分な予算の対応だというふうに私は理解をいたしまして、賛成といたします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第43号 令和8年度榛東村国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに

賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成10。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

[9番 中島由美子君復席]

◇

◎日程第43 議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第43、議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの議案第42号の一般会計予算の進行に不可解な点がございました。

その結果、この議案については、反対の上、退席させていただきます。

[9番 中島由美子君退席]

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算に賛成する討論を行います。

後期高齢者医療につきましては、県のほうとの連携の下で、村民の後期高齢者に対する予算措置でございます。この内容を委員会でも十分に審査し、そしてまた、これが十分理解できるものと判断いたしましたので、私は賛成といたします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第44号 令和8年度榛東村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（善養寺 孝君） 賛成10。賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

[9番 中島由美子君復席]

◇

◎日程第44 議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第44、議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

9番。

[9番 中島由美子君発言]

○9番（中島由美子君） 議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論させていただきます。

同じく先ほどの議案第42号 令和8年度榛東村一般会計予算の議事進行におきまして、不可解な点がございまして、この審査に私は加わることができません。反対の討論をした上で、退席させていただきます。

[9番 中島由美子君退席]

○議長（善養寺 孝君） 次に、賛成の討論を許可いたします。

10番。

[10番 生方勇二君発言]

○10番（生方勇二君） 議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

介護保険特別会計予算につきましては、文教厚生常任委員会において慎重審議の上、全会一致で可決となったものでございます。私はそのことを尊重して、この議案に対して賛成をいたします。

○議長（善養寺 孝君） ほかに討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第45号 令和8年度榛東村介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成10。賛成多数。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

〔9番 中島由美子君復席〕

◇

◎日程第45 議案第46号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第45、議案第46号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第46号 令和8年度榛東村学校給食事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第46 議案第47号 令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第46、議案第47号 令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第47号 令和8年度榛東村太陽光発電事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第47 議案第48号 令和8年度榛東村上水道事業会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第47、議案第48号 令和8年度榛東村上水道事業会計予算を議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第48号 令和8年度榛東村上水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第48 議案第49号 令和8年度榛東村下水道事業会計予算

○議長（善養寺 孝君） 日程第48、議案第49号 令和8年度榛東村下水道事業会計予算を議題とい

たします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第49号 令和8年度榛東村下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第49 発委第1号 榛東村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第49、発委第1号 榛東村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番。

〔議会運営委員会委員長 生方勇二君登壇〕

○議会運営委員会委員長（生方勇二君） 発委第1号 榛東村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について、提案理由を説明申し上げます。

議案書は120ページから、委員会提出議案参考資料は1ページでございます。

令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により、地方公共団体の議会の議員個人が当該地方公共団体に対して行う請負についての規制が緩和され、年間300万円を超えない範囲での請負が可能となったことを受けて、条例等の整備等について調査・検討を進めてまいりました。

榛東村に対する議員個人の請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正と事務の執行の適正を図るため、本条例の制定を提案いたします。

本条例は、制定目的、議長への報告義務、報告の処理や取扱いなどについて規定するものでございます。

本条例を施行する日につきましては、令和8年4月1日とするものです。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略いたします。質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第1号 榛東村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第50 発委第2号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（善養寺 孝君） 日程第50、発委第2号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番。

〔議会運営委員会委員長 生方勇二君登壇〕

○議会運営委員会委員長（生方勇二君） 発委第2号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を説明申し上げます。

議案書は123ページから、委員会提出議案参考資料は2ページからでございます。

現在は、会議を傍聴する際には、傍聴人に個票への記載を求めていることから、字句を改めるため、本規則の一部改正を提案いたします。

本規則を試行する日につきましては、公布の日とするものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和8年3月18日、議会運営委員会委員長、生方勇二。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、議会運営委員会からの提出でございますので、委員会付託を省略いたします。質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 榛東村議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 賛成10。賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 1 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（善養寺 孝君） 日程第51、文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会からお手元に配付しており、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、委員会の閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第5 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第5 3 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第5 4 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第5 5 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（善養寺 孝君） お諮りいたします。

日程第52、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第55、議会広報常任委員会の閉

会中の継続調査についてまでを、会議規則第34条の規定により、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、日程第52、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第55、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

申出書のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、配付しました申出書のとおり、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第56 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（善養寺 孝君） 日程第56、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告を求めます。

8番。

〔渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 波多野佐和子君登壇〕

○渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員（波多野佐和子君） 令和8年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告を行います。

令和8年2月19日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和8年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。

報告第1号 管理者専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）の報告が行われました。

次に、議案第1号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例、議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏基金条例を廃止する条例、議案第4号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合ふるさと市町村圏計画審議会条例を廃止する条例、議案第5号 令和7年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）、議案第6号 令和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について、議案第7号 令

和8年度渋川地区広域市町村圏振興整備組一般会計予算の7議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、報告いたします。

令和8年3月18日、渋川地区広域市町村圏振興整備組議会議員、波多野佐和子。

○議長（善養寺 孝君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組議会議員の報告が終了しました。

本件につきましては、報告のみといたします。

◇

◎日程の追加

○議長（善養寺 孝君） ここで申し上げます。

議案第50号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第13号）が提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第50号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第13号）を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎追加日程2 追加日程第2 議案第50号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第13号）

○議長（善養寺 孝君） 追加日程第2、議案第50号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 議案第50号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第13号）について提案説明させていただきます。

議案書は1ページでございます。

まず、今回の補正予算につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

令和7年度榛東村一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところでございます。

第1条では、第1表、繰越明許費補正を行おうとするものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

それでは、議案参考資料1ページをご覧ください。

主要な補正事項を説明させていただきます。

繰越明許費の追加で記載のとおりでございます。

7款1項観光一般経費58万円、こちらは観光一般経費に係る事業費となっております。中東情勢の緊迫化に伴う航路変更や世界的な船便の不足、影響が、日中航路等にも波及しておりまして、航空、船便の遅延が発生している状況が見受けられます。オリジナルノベルティグッズの作成業務におきまして、国外の製造工場から、3月中の納期の業務完了が見込めなくなることが想定されることから、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、提案説明を終了させていただきます。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（善養寺 孝君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 繰越明許されるということですが、十分な財源裏は確保できているんでしょうか。

あともう一点、7款1項の観光一般経費を58万円支出する繰越明許と見ましたが、これの総予算、そして、今まで使った予算について、その2間についてお答えください。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） お答えします。

7款1項観光一般経費は、総務企画課長が言ったとおり、ノベルティグッズの作成費でございます。この件については、既に契約を結んでおります。結んでおり、3月中の納期ということだったんですが、中東情勢の悪化等により物流遅延のため、今回、万が一のことを考え、繰越明許するものでございます。

以上です。

〔「暫時休憩。今、回答していない。幾ら使って、幾ら戻っているのかというのを」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 暫時休憩します。

午後6時14分休憩

午後6時15分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 財源につきましてご説明させていただきます。

こちら観光一般経費、10節の需用費、当初予算額181万8,000円に対しまして、負担行為額155万4,092円ということでございまして、また、執行は、契約負担行為等も済んでおるといことで、財源の確保につきましては確認が取れております。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） ということは、既にもうお金は全部払っているということと理解してよろしいでしょうか。

あと一点、地方自治法による繰越明許ということで、この事業を繰越して次年度における観光客の入れ込み数というか、ノベルティの利用がどうか分かりませんので、観光客の入れ込み数及び効果や動向について、お考えをお聞かせください。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員の質疑に対しまして、回答いたします。

こちらは既に支払いを終えたのかということでございますが、あくまでも負担行為をしているような状況でございまして、支出につきましては、完了検査等が確認次第、適正であるかどうかを認め、合格次第、支払うということでございます。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） お答えします。

このノベルティを作成したから、観光入込数が増えるということは、検討しておりません。

ただし、なぜ作成をしているかという点、産業振興課、また村のほうでいろいろな場所に行ったときに、ブースのほうでお客様が、しんとうちゃんの縫いぐるみとか、ノベルティはないのとか、よく言われておりました。ぜひそういうのがあれば、買いたい、購入したいとか、そのようないろいろな意見を聞いた上で、しんとうちゃんの知名度アップのためにも作成を考えました。

以上です。

○議長（善養寺 孝君） 9番。

〔9番 中島由美子君発言〕

○9番（中島由美子君） 先ほどの総務企画課長の説明ですと、既に債務負担行為というのでしょうか、伝票は切ったと。切ったそのうちの前払いをしたという支払いの残りが58万円ということで理解

してよろしいですかということと、ただいま私が質問させていただいたのは、この議員必携に、繰越明許のときはここを気をつけてねというのが書いてあるので、今後はそういうような質問を逐次させていただこうと思っているんですが、その金額は、残りは58万円払うので足りるということによろしいでしょうか。

○議長（善養寺 孝君） 総務企画課長。

〔総務企画課長 一倉 学君発言〕

○総務企画課長（一倉 学君） 先ほどの中島議員の質疑に対しまして回答させていただきます。

先ほど申し上げさせていただいたのは、支出負担行為ということでございまして、まだこちらにつきましましては、前払い金等の支払いは発生しておりません。

以上になります。

○議長（善養寺 孝君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号の委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 異議なしと認め、議案第50号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 令和7年度榛東村一般会計補正予算（第13号）は、原案のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（善養寺 孝君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（善養寺 孝君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

〔「議長、発言の許可をお願いいたします」の声あり〕

○議長（善養寺 孝君） 会議を閉じます。

〔「動議です」の声あり〕

午後6時21分休憩

午後6時53分再開

○議長（善養寺 孝君） 会議を再開いたします。

先ほど議長が、本日の日程が全て終了しましたというところで終わったんですけども、本日の日程が全て終了しましたので、3日目が終わったということで、議会を閉じます。

令和8年第1回榛東村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後6時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 善 養 寺 孝

榛東村議会議員 生 方 勇 二

榛東村議会議員 清 水 健 一